

昭和二十六年運輸省令第九十一号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則

船舶職員法（昭和二十六年法律第百四十九号）に基き、及び同法を実施するため、船舶職員法施行規則を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条—第二条の七）**
- 第二章 船舶職員の免許（第三条—第二十条）**
- 第三章 海技士国家試験**
 - 第一節 海技試験の種別（第二十一条—第二十三条）**
 - 第二節 海技試験の受験資格（第二十四条—第三十六条）**
 - 第三節 海技試験の実施（第三十七条—第五十条）**
 - 第四節 海技試験の免除等（第五十一条—第五十五条）**
 - 第五節 登録船舶職員養成施設（第五十六条—第六十条の八）**
 - 第六章 船舶職員の乗組み（第六十条の八の二—第六十五条の六）**
 - 第五章 小型船舶操縦士の免許（第六十六条—第九十五条）**
 - 第六章 小型船舶操縦士国家試験**
 - 第七章 操縦試験の受験資格（第九十八条）**
 - 第八章 操縦試験の実施（第九十九条—第一百六条）**
 - 第九章 操縦試験の免除等（第一百七条—第一百十三条）**
 - 第十章 登録小型船舶教習所（第一百十四条—第一百二十四条）**
 - 第十一章 小型船舶操縦者の乗船等（第一百二十五条—第一百三十三条）**
 - 附則 雜則（第一百四十三条—第一百四十七条）**
 - 附則 第一章 総則**

(用語)

- 第一条** この省令において使用する用語は、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号。以下「法」という。）及び船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令（昭和五十八年政令第十三号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。
- 第二条** 法第二条第一項の国土交通省令で定める日本船舶以外の船舶は、条約の締約国の船舶とする。
- 第三条** (船舶の範囲) 法第二条第一項第二号の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶とする。
- 1 長さが三メートル未満であり、推進機関の出力が一・五キロワット未満である船舶であつて、国土交通大臣が指定するもの
 - 2 係留船、被えいはしけその他これらに準ずる船舶
 - 3 国土交通大臣が指定する水域のみを航行する船舶
 - 4 前号に掲げる船舶のほか、船舶の航行の安全の確保に支障がないものとして告示で定める船舶
- (近代化船の基準)**
- 第二条の二** 法第二条第三項の国土交通省令で定める基準は、次項に規定する第一種基準、第三項に規定する第二種基準、第四項に規定する第三種基準又は第五項に規定する第四種基準とする。
- 2 第一種基準は、次のとおりとする。**
- 1 機関区域無人化船（船舶機関規則（昭和五十九年運輸省令第二十八号）第九十五条に規定する機関区域無人化船をいう。以下同じ。）に係る船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項の規定に基づく基準に適合する船舶であること。

二 別表第一に掲げる設備を有すること。

三 総トン数（令別表第一）の配乗表の適用に関する通則9に定める総トン数をいう。以下同じ。五千トン以上で、かつ、出力六千キロワット以上の推進機関を有する遠洋区域を航行区域とする船舶であること。

四 船舶の設備、用途及び就航航路に応じて停泊中における船舶の設備の点検及び整備その他の作業に係る支援体制が確保されていることについて、国土交通大臣の認定を受けたものであること。

5 第二種基準は、次のとおりとする。

一 前項第一号及び第三号に掲げる基準

二 別表第一の二に掲げる設備を有すること。

三 前項第四号に掲げる基準

4 第三种基準は、次のとおりとする。

一 第二項第一号及び第三号に掲げる基準

二 別表第一の三に掲げる設備を有すること。

三 第二項第四号に掲げる基準

(認定の申請)

第二条の三 前条第二項第四号、第三項第三号、第四項第三号又は第五項第三号の規定による国土交通大臣の認定を受けようとする船舶所有者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 船舶所有者の氏名又は名称及び住所

二 当該申請が前条第二項第四号の規定による認定に係るものであるか、同条第三項第三号の規定による認定に係るものであるか、同条第四項第三号の規定による認定に係るものであるか又は同条第五項第三号の規定による認定に係るものであるかの別

三 当該船舶の名称、用途、航行区域、総トン数及び推進機関の出力

四 就航航路

五 当該船舶に係る停泊中における作業及びその支援体制の概要

2 前項の規定により国土交通大臣に提出すべき申請書は、船舶所有者が、日本の国籍を有する者である場合にあつては住所地（日本の法令により設立された法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地。以下同じ。）を管轄する地方運輸局（運輸監理部を含む。以下同じ。）を経由して提出しなければならない。

3 第一項の申請書には、船舶国籍証書、船舶検査証書及び船舶検査手帳の写しを添付しなければならない。

(申請の審査及び認定)

第二条の四 国土交通大臣は、前条の申請があつた場合は、申請の内容を審査し、第二条の二第二項第四号、第三項第三号、第四項第三号又は第五項第三号に掲げる事項に適合するものに対しても、認定を行う。

2 国土交通大臣は、前条の認定に伴い当該船舶が第一種基準に適合する船舶（以下「第一種近代化船」という。）、第二種基準に適合する船舶（以下「第二種近代化船」という。）、第三種基準に適合する船舶（以下「第三種近代化船」という。）又は第四種基準に適合する船舶（以下「第四種近代化船」という。）となるときは第一号様式による近代化船適合証書を交付する。

(認定の取消し)

第二条の五 国土交通大臣は、第二条の二第二項第四号、第三項第三号、第四項第三号又は第五項第三号の認定をした船舶がそれぞれ同条第二項第四号、第三項第三号、第四項第三号又は第五項

(登録の手続)

第三条の三 法第十七条（法第十七条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第四条第二項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、登録を受けようとする者の住所地を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録を受けようとする者が海技免許講習を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 登録を受けようとする者が行おうとする法別表第一に掲げる海技免許講習の種類

四 登録を受けようとする者が海技免許講習を開始する日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類

二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書

三 法別表第一の上欄に掲げる海技免許講習の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる施設及び設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借り入れの別を記載した書類

四 海技免許講習の講師が、法別表第一の上欄に掲げる海技免許講習の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれにも適合する者であることと証する書類

五 海技免許講習の講師の氏名、担当科目及び専任又は兼任の別を記載した書類

六 登録を受けようとする者が法第十七条の二第二項各号のいずれにも該当しない者であることとを信じさせるに足る書類

(登録簿の記載事項)
第三条の四 法第十七条の二第三項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一 登録海技免許講習事務を行う事務所の名称
(役員の選任の届出等)

第三条の五 登録海技免許講習実施機関は、役員を選任したときは、その日から十五日以内に、選任した役員の氏名及び住所を記載した届出書にその者の経歴を記載した書類を添えて、当該登録海技免許講習実施機関の住所地を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に届け出なければならない。

(登録海技免許講習事務の実施基準)

第三条の六 法第十七条の四の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 登録海技免許講習事務を管理する者（以下「登録海技免許講習管理者」という。）が、次に掲げる要件に適合していること（登録海技免許講習実施機関が、学校教育法第一条の大、高等専門学校、高等学校若しくは中等教育学校若しくは同法第二百二十四条の専修学校であつて船舶の運航若しくは機関の運転に関する学術を教授するものは海上自衛隊第一術科学校、海上自衛隊第二術科学校、海上保安大学校、海上保安学校、国立研究開発法人海技教育機構（以下「学校等」という。）である場合を除く。）

イ 二十五歳以上の者であること。

ロ 過去二年間に登録海技免許講習事務に關し不正な行為を行つた者又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者でないこと。

ハ 登録海技免許講習事務を適正に管理できると認められる者であること。

二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類

二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書

三 法別表第一の上欄に掲げる海技免許講習の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる施設及び設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借り入れの別を記載した書類

四 海技免許講習の講師が、法別表第一の上欄に掲げる海技免許講習の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれにも適合する者であることと証する書類

五 海技免許講習の講師の氏名、担当科目及び専任又は兼任の別を記載した書類

六 登録を受けようとする者が行おうとする法別表第一に掲げる海技免許講習の種類

七 登録を受けようとする者が海技免許講習を開始する日

(登録簿の記載事項)

第三条の七 登録海技免許講習実施機関は、法第十七条の五の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を当該登録海技免許講習実施機関の住所地を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録海技免許講習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項

二 登録海技免許講習の受講の申請に関する事項

三 登録海技免許講習の料金、その算出根拠及び収納の方法に関する事項

四 登録海技免許講習の日程、公示方法その他登録海技免許講習の実施方法に関する事項

五 登録海技免許講習事務の修了証明書の交付及び再交付に関する事項

六 登録海技免許講習事務に関する秘密の保持に関する事項

七 登録海技免許講習事務に関する公正の確保に関する事項

八 登録海技免許講習事務に関する公正の確保に関する事項

九 不正な受講者の処分に関する事項

十 その他登録海技免許講習事務に関し必要な事項

(登録海技免許講習事務の休廃止の届出)

第三条の九 登録海技免許講習実施機関は、法第十七条の七の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を当該登録海技免許講習実施機関の住所地を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

二 告示で定める必要履修科目の講習時間等の講習の内容及び講習の方法が、それぞれ告示で定める基準に適合するものであること。

三 第一号イからニまでに掲げる要件に適合する者であつて登録海技免許講習実施機関が選任した者が、登録海技免許講習が適切に行われていることを定期的に確認すること。

四 登録海技免許講習管理者及び講師（学校等の教員を除く。以下この号において同じ。）の知識及び能力の維持のため、当該登録海技免許講習管理者及び講師に対し、告示で定める基準に適合する研修を受講させること。

五 告示で定める基準に適合する教科書を使用すること。

(登録事項の変更の届出)
第三条の八 法第十七条の六第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 变更しようとする日

二 变更の理由

三 变更しようとする事項

(登録海技免許講習事務規程の記載事項)
第三条の九 登録海技免許講習実施機関は、法第十七条の八第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 登録海技免許講習の受講の申請に関する事項

二 登録海技免許講習の料金、その算出根拠及び収納の方法に関する事項

三 登録海技免許講習の日程、公示方法その他登録海技免許講習の実施方法に関する事項

四 登録海技免許講習事務の修了証明書の交付及び再交付に関する事項

五 登録海技免許講習事務に関する秘密の保持に関する事項

六 登録海技免許講習事務に関する公正の確保に関する事項

七 登録海技免許講習事務に関する公正の確保に関する事項

八 登録海技免許講習事務に関する公正の確保に関する事項

九 不正な受講者の処分に関する事項

十 その他登録海技免許講習事務に関し必要な事項

(登録海技免許講習事務の休廃止の届出)

第三条の十 法第十七条の八第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)
第三条の十一 法第十七条の八第二項第四号の国土交通省令で定める方法は、電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち、登録海技免許講習実施機関が定めるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものと交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。
(帳簿の記載等)
- 第三条の十二** 法第十七条の十二の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 登録海技免許講習の料金の収納に関する事項
 - 二 登録海技免許講習の受講申請の受理に関する事項
 - 三 登録海技免許講習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項
 - 四 その他登録海技免許講習の実施状況に関する事項
- 2 登録海技免許講習実施機関は、法第十七条の十二の帳簿並びに登録海技免許講習の受講申請書及びその添付書類を備え、登録海技免許講習を終了した日から三年間これを保存しなければならない。
- 第三条の十三** 登録海技免許講習実施機関は、法第十七条の七の規定により登録海技免許講習事務を休止し、又は廃止した場合その他当該事務を行わないこととなつた場合は、遅滞なく、前条第二項の帳簿その他の書類を当該登録海技免許講習実施機関の住所地を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。
(海技免許についての限定)
- 第四条** 法第五条第二項の規定による履歴限定は、海技士（航海）又は海技士（機関）に係る海技免許につき、別表第二の上欄に掲げる船舶の区分ごとに、同表の中欄に掲げる期間に満たない乗船履歴に応じ、同表の下欄に定める船舶職員の職について行う。
- 2 前項の規定によるほか、学校教育法第一条の高等学校若しくは中等教育学校、海上保安大学校の特修科、海員学校の本科若しくは専修科、独立行政法人海員学校の本科若しくは専修科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科、専修科若しくは航海専科を卒業した者にあつては、四級海技士（航海）若しくは四級海技士（機関）の資格又はこれらより下級の資格についての海技免許につき別表第二の二の上欄に掲げる船舶の区分ごとに、同表の中欄に掲げる期間に満たない乗船履歴に応じ、同表の下欄に定める船舶職員の職についても行う。
- 3 法第五条第四項の規定による船橋直限定又は機関直限定は、それぞれ三級海技士（航海）又は三級海技士（機関）の資格について行う。
- 4 法第五条第五項の規定による機関限定は、二級海技士（機関）の資格及びこれより下級の資格についての海技免許につき、内燃機関について行う。
- 5 法第五条第六項の規定による限定は、海技士（航海）に係る海技免許につき、電子海図情報表示装置（船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）第一百四十六条の十の二に規定する電子海図情報表示装置をいう。以下同じ。）についての知識及び技能に応じ、電子海図情報表示装置を有しない船舶について行う。
- 6 (履歴限定等の解除等)
- 第四条の二** 前条第一項又は第二項の規定による履歴限定（以下この項及び次条において「履歴限定」という。）を受けた者であつて、その履歴限定の変更又はその全部若しくは一部の解除（第三号様式による海技免許限定解除（変更）申請書に、第三条第一項第一号又は第三号に規定する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。）を申請するものは、第三項及び第四項において「履歴限定の解除等」という。）により証明される乗船履歴を証明する書類（第三条第一項第三号に規定するものに限る。）により証明されると認めに応じて証明することができるものでなければならない。
3 前条第五項の規定による限定（以下「能力限定」という。）を受けた者であつて、その能力限定の解除を申請するものは、第三号様式による海技免許限定解除（変更）申請書に、第四条の四

- の講習の課程を修了したことを証明する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。
- 第四条の三** 第二十八条、第三十条及び第三十二条の規定は、履歴限定に係る乗船履歴について準用する。この場合において、第二十八条中「別表第五又は別表第六の乗船履歴中船舶の欄に定められて次条及び第四条の六の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録電子海図情報表示装置講習」という。）が行うものの課程を修了していなければならぬ。
(履歴限定に係る乗船履歴についての準用)
- 第四条の四** 能力限定の解除を申請する者は、電子海図情報表示装置を使用するために必要な事項に関する知識及び技能を習得させるための講習（以下「電子海図情報表示装置講習」という。）である。この場合において、第二十八条中「別表第五又は別表第六の乗船履歴中船舶の欄に定められて次条及び第四条の六の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録電子海図情報表示装置講習」とあるのは、「履歴限定に係る乗船履歴」と読み替えるものとする。
(登録電子海図情報表示装置講習)
- 第四条の五** 前条の登録は、電子海図情報表示装置講習を行おうとする者の申請により行う。
- 2 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、登録を受けようとする者の住所地を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。
(電子海図情報表示装置講習の登録)
- 3 前項の登録を受けようとする者が電子海図情報表示装置講習の実施に関する事務を開始する日
- 一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類
 - 二 登録を受けようとする者が電子海図情報表示装置講習の実施に関する事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
 - 三 登録を受けようとする者が電子海図情報表示装置講習の実施に関する事務を開始する日
- 4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類
 - 二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書
 - 三 別表第二の三の上欄に掲げる施設及び設備の数、性能、所在地及びその所有又は借り入れの別を記載した書類
 - 四 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書
 - 五 電子海図情報表示装置講習の講師の氏名、担当科目及び専任又は兼任の別を記載した書類
 - 六 登録を受けようとする者が次条第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類
- 第四条の六** 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が、別表第二の三の上欄に掲げる施設及び設備を用いて、同表の下欄に掲げる条件のいずれにも適合する者により電子海図情報表示装置講習が行われるものであるときは、その登録をしなければならない。
- 2 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。
- 一 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - 二 第四条の十七の規定により第四条の四の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 3 法人であつて、登録電子海図情報表示装置講習の実施に関する事務（以下「登録電子海図情報表示装置講習事務」という。）を行なう役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第四条の十四

- 前条第二項第四号に規定する電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録電子海図情報表示装置講習実施機関が定めるものとする。
- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを作付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

(適合命令)

- 第四条の十五 国土交通大臣は、登録電子海図情報表示装置講習が第四条の六第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その登録電子海図情報表示装置講習実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

- 第四条の十六 国土交通大臣は、登録電子海図情報表示装置講習実施機関が第四条の九の規定に違反していると認めるときは、その登録電子海図情報表示装置講習実施機関に対し、同条の規定による登録電子海図情報表示装置講習を行なうべきこと又は登録電子海図情報表示装置講習事務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

- 第四条の十七 国土交通大臣は、登録電子海図情報表示装置講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条の四の登録を取り消し、又は期間を定めて登録電子海図情報表示装置講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 一 第四条の六第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
 - 二 第四条の十から第四条の十二まで、第四条の十三第一項又は次条の規定に違反したとき。
 - 三 正當な理由がないのに第四条の十三第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
 - 四 前二条の規定による命令に違反したとき。
 - 五 不正の手段により第四条の四の登録を受けたとき。

(帳簿の記載等)

- 第四条の十八 登録電子海図情報表示装置講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、登録電子海図情報表示装置講習を終了した日から三年間これを保存しなければならない。

一 登録電子海図情報表示装置講習の料金の収納に関する事項

二 登録電子海図情報表示装置講習の受講の申請の受理に関する事項

三 登録電子海図情報表示装置講習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項

- 2 登録電子海図情報表示装置講習の実施状況に関する事項
- その他の登録電子海図情報表示装置講習の受講申請書及びその添付書類を備え、登録電子海図情報表示装置講習を終了した日から三年間これを保存しなければならない。
- (帳簿等の提出)
- 第四条の十九 登録電子海図情報表示装置講習実施機関は、第四条の十二の規定により登録電子海図情報表示装置講習を休止し、又は廃止した場合その他当該事務を行わないこととなつた場合は、遅滞なく、前条第一項及び第二項の書類を当該登録電子海図情報表示装置講習実施機関の住所地を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

(報告の微収)

- 第四条の二十 国土交通大臣は、法第一条の目的を達成するため必要な限度において、登録電子海図情報表示装置講習実施機関に対し、登録電子海図情報表示装置講習事務又は經理の状況に報告させることができる。

(国土交通大臣による電子海図情報表示装置講習の実施)

第四条の二十一

- 国土交通大臣は、登録電子海図情報表示装置講習実施機関がないとき、第四条の十二の規定による登録電子海図情報表示装置講習事務に関する業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第四条の十七の規定により第四条の四の登録を取り消し、又は登録電子海図情報表示装置講習実施機関に対し登録電子海図情報表示装置講習実施機関が天災その他事由若しくは一部の停止を命じたとき、登録電子海図情報表示装置講習実施機関が天災その他事由により登録電子海図情報表示装置講習事務に関する業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、電子海図情報表示装置講習の実施に関する事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

(公示)

- 第四条の二十二 国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第四条の四の登録をしたとき。
- 二 第四条の十の規定による届出があつたとき。
- 三 第四条の十二の規定による届出があつたとき。
- 四 第四条の十七の規定により第四条の四の登録を取り消し、又は業務の停止を命じたとき。
- 五 前条の規定により国土交通大臣が電子海図情報表示装置講習の実施に関する事務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行つて登録電子海図情報表示装置講習の実施に関する事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(海技士免許原簿の登録事項)

- 第五条 海技士免許原簿には、次の事項を登録する。

- 一 資格の別(法第五条第二項、第四項、第五項及び第六項の規定により限定をしたときは、その旨を付記する)。
- 二 海技免許の年月日及び海技免状の番号
- 三 本籍の都道府県名(外国人にあつては国籍。以下同じ)、氏名、出生の年月日及び性別
- 四 海技試験を受けた地を管轄する地方運輸局の名称
- 五 海技試験の合格年月日
- 六 海技免状の更新年月日
- 七 海技免状を再交付したときは、その旨、事由及び再交付の年月日
- 八 業務の停止又は戒告の処分があつたときは、その旨、事由、停止期間及び処分の年月日(海技免状の様式)

第六条 海技免状の様式は、第四号様式とする。

(海技士免許原簿の登録事項及び海技免状の訂正)

- 第七条 海技士は、本籍の都道府県名若しくは氏名に変更を生じたとき、又は海技免状の記載事項に誤りがあることを発見したときは、遅滞なく、第五号様式による登録事項(海技免状)訂正申請書を国土交通大臣に提出し、登録事項又は海技免状の訂正を申請しなければならない。

- 2 前項の場合(海技免状の記載事項に誤りがあることを発見した場合にあつては、その誤りが籍の都道府県名、氏名又は出生の年月日の誤りであるとき)においては、戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し(外国人にあつては、国籍、氏名、出生の年月日及び性別を証する本国領事官の証明書(本国領事官の証明書を提出できない者にあつては、権限ある機関が発行するこれらの事項を証明する書類)。以下同じ)を添付しなければならない。
- 3 又は海技免状を書き換えてその者に交付する。
- (海技免状の有効期間の更新のための身体適性基準)
- 第九条の二 法第七条の二第三項の国土交通省令で定める身体適性に関する基準は、別表第三の身体検査基準とする。

海技免状の有効期間の更新のための乗船履歴

第三条の十 法第十七條の八第一項
第三号 法第十七條の十七において準用する法第十七條の八第二項第三号

第三項

第九条の四 海技免状更新申請者は、次の表の上欄に掲げる資格の種類に応じて、それぞれ同表の

下欄に定める講習であつて登録海技免状更新講習実施機関が行うものの課程を、次条第一項又は第九条の五の三第一項から第三項までの規定により毎技免状の有効期間の更新の申請をする日以

前三月以内に修了していかなければならない。

(航海) 一級海技士 (航海) 一級海技士 (航海) 二級海技士 (航海) 船橋直三級海技士 上級船舶更新 講習

四級海技士（航海）、五級海技士（航海）、六級海技士（航海）	航海更新講習
一級海員（幾周）、二級海員（幾周）、三級海員（幾周）、幾周當直三級海員及每支士上及幾周更折	

講習

四級海技士（機閥）、五級海技士（機閥）、六級海技士（機閥）、內燃機閥四級海技士（機閥）
更新講習

一級海技士（通信）、二級海技士（通信）、三級海技士（通信）、
一級海技士（電子通信更新講習）

（海技免状の有効期間の更新）
（海技士（電子通信））
（三級海技士（電子通信））
（二級海技士（電子通信））
（一級海技士（電子通信））

第九条の五 法第七条の一第二項の規定により海技免状の有効期間の更新を申請する者は、当該海技免状の有効期間が満了する日以前一年以内に第六号様式による海技免状更新申請書に次に掲げ

書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

第七号様式による海技士身体検査証明書（申請日以前三月以内に指定医師（船員法施行規則昭和二十二年運輸省令第二十三号）第五十五条第一項に規定する指定医師をいう。以下同じ

。」により受けた検査の結果を記載したものとをいう。第九条の八第一項第一号、第八十条第一項第一号及び第八十五条第一項第一号において「司じ。」又は毎技士身体検査合格証明書（申請

日以前一年以内に第四十条の規定による身体検査を受け、交付されたものに限る。第九条の八第一項第一号、第八一項第二号又は第八二項第一号又は第八三項第一号(以下「第一項第一号等」といふ。)。

第一項第一号 第八十一条第一項第一号及び第五条第一項第一号において同じ)
二 法第七条の二第三項第一号に掲げる者にあつては、同号の乗船履歴を有することを証明する

三　書類　法第七条の二第三項第二号に掲げる者にあつては、同号の認定を受けた者であることを証明

する書類
四 去第二条の二第三項第三号ニ掲げらる者ニあつては、同号の講習の実績を修了（二二二）を正月

四 沿第十九条の二第一項第三号に掲げる者においては、同号の調査の調査を假りしがことを調査する書類

2 前項の場合において、海技士（通信）又は海技士（電子通信）に係る海技免状の有效期間の更新を申請する者にあつては、第十三条の規定により経由すべき地方運輸局等に船舶局無線従事者

3 証明書を提示しなければならない。
第三十二条の規定は、第一項第二号の乗沿便整の正明について准用する。

第一項の規定により海技免状の有効期間が満了する日の六月前の日の前日までに有効期間の更新手続を終了する。

新規がされた海技免状の有効期間の起算日は、
（海技免状等の有効期間の起算日の変更）
海技免状が交付された日とする。

第九条の二 二以上の海技免状（前条第一項の規定によりその有効期間の更新を申請することができるものに限る。）の有効期間の更新を同時に行なう場合は、申請により、当該二以上の毎

技免状の有効期間が更新された場合における当該海技免状の有効期間の起算日のうち最も早く到来することとなる日を、これらの海技免状の有効期間の起算日とすることができる。

2 海技免状（前条第一項の規定によりその有効期間の更新を申請することができるものに限る。）及び操縦免許証（第八十条第一項の規定により有効期間の更新を申請することができるものであつて、同時に受有する海技免状よりも有効期間の満了日が早く到来するものに限る。）の有効期間の更新を同時に申請する者は、申請により、当該操縦免許証の有効期間の起算日を、当該海技免状の有効期間の起算日とすることができる。ただし、同時に更新する海技免状の有効期間が満了する日の六月前の日の前までの間に更新の申請をした場合には、次項の規定により海技免状及び操縦免許証が交付された日を、当該海技免状及び当該操縦免許証の有効期間の起算日とすることができる。

3 国土交通大臣は、前二項の規定による有効期間の起算日の変更に係る海技免状及び操縦免許証の有効期間の更新をしたときは、登録事項を変更し、海技免状及び操縦免許証を書き換えて交付（海技免状の更新期間前の更新）。

第九条の五の三 第九条の五第一項の規定にかかるわらず、同項の規定により海技免状の有効期間の更新を申請することができる期間（以下この条において「更新期間」という。）の全期間を通じて本邦以外の地に滞在する者は、その事実を証明する書類を添えて、当該更新期間前に当該海技免状の有効期間の更新を申請することができる。

2 第九条の五第一項の規定にかかるわらず、二以上の海技免状を受有する者であつて、当該二以上（第六項において「更新期間内免状」という。）の有効期間の更新を申請するものは、他の海技免状についての更新期間前に更新の申請を同時にすることはできる。

3 第九条の五第一項の規定にかかるわらず、海技免状及び操縦免許証（第八十条第一項の規定により有効期間の更新を申請するもの（第七項において「更新期間内操縦免許証」といいう。）に限る。）を受有する者であつて、当該操縦免許証の有効期間の更新を申請することができる。

4 国土交通大臣は、前三項の規定による更新期間前に更新の申請により海技免状及び操縦免許証の有効期間の更新をしたときは、登録事項を変更し、海技免状及び操縦免許証を書き換えて交付する。

5 第一項の規定により更新期間前に有効期間の更新がされた海技免状の有効期間の起算日は、前項の規定により海技免状が交付された日とする。

6 第二項の規定により更新期間前に有効期間の更新がされた海技免状及び更新期間内免状の有効期間の起算日は、第四項の規定により海技免状が交付された日とする。

7 第三項の規定により更新期間前に有効期間の更新がなされた海技免状及び更新期間内操縦免許証の有効期間の起算日は、第四項の規定により海技免状及び操縦免許証が交付された日とする。

（登録海技免状失効再交付講習）

第九条の七 海技免状失効再交付申請者は、次の表の上欄に掲げる資格の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に定める海技免状の効力が失われた場合の知識及び経験の不足を補うための講習（以下「海技免状失効再交付講習」という。）であつて次条及び第九条の七の三の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録海技免状失効再交付講習」という。）を行う者（以下「登録海技免状失効再交付講習実施機関」という。）が行うものの課程を、第九条の八の規定により海技免状の再交付の申請をする日以前三月以内に修了していかなければならない。

一級海技士（航海）、二級海技士（航海）、三級海技士（航海）、船橋當直三級海技士（航海）	上級航海失効講習
四級海技士（航海）、五級海技士（航海）、六級海技士（航海）	航海失効講習
一級海技士（機関）、二級海技士（機関）、三級海技士（機関）、機関當直三級海技士（機関）、内燃機関二級海技士（機関）、内燃機関三級海技士（機関）	上級機関失効講習
四級海技士（機関）、五級海技士（機関）、六級海技士（機関）、内燃機関四級海技士（機関）、内燃機関五級海技士（機関）、内燃機関六級海技士（機関）	機関失効講習
一級海技士（通信）、二級海技士（通信）、三級海技士（通信）、一級海技士（電子通信）、二級海技士（電子通信）、三級海技士（電子通信）、四級海技士（電子通信）	通信失効講習
（海技免状失効再交付講習の登録）	

第九条の七の二 前条の登録は、海技免状失効再交付講習を行おうとする者の申請により行う。

2 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、登録を受けようとする者の住所地を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする者が海技免状失効再交付講習の実施に関する事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

二 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録を受けようとする者が行おうとする別表第四に掲げる海技免状失効再交付講習の種類（登録海技免状失効再交付講習の要件等）

四 登録を受けようとする者が海技免状失効再交付講習の実施に関する事務を開始する日

第九条の七の三 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が、別表第四の上欄に掲げる海技免状失効再交付講習の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる施設及び設備を用いて、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれにも適合する者により海技免状失効再交付講習が行われるものであるときは、その登録をしなければならない。

1 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 次条において準用する第四条の十七の規定により第九条の七の登録を取り消され、その取消

しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、登録海技免状失効再交付講習の実施に関する事務（以下「登録海技免状失効再交付講習事務」という。）を行つ役員のうちに前一号のいずれかに該当する者があるもの

第九条の七の登録は、登録海技免状失効再交付講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

第四条の五第三項

前項

第九条の七の二第二項

（准用）

第九条の七の四 第四条の五第三項及び第四条の七から第四条の二十二までの規定は海技免状失効再交付講習、第九条の七の登録、登録海技免状失効再交付講習、登録海技免状失効再交付講習事務、登録海技免状失効再交付講習事務規程及び登録海技免状失効再交付講習登録簿について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

代表者の氏名

登録海技免状失効再交付講習の種類

登録海技免状失効再交付講習事務の開始日

第四条の五第三項第三号	別表第二の三の上欄	別表第四の上欄に掲げる海技免状失効再交付講習の種類に応じ、それぞれ同表の中欄
第四条の五第三項第四号	別表第二の三	別表第四の上欄に掲げる海技免状失効再交付講習の種類に応じ、それぞれ同表
第四条の五第三項第六号	別表第二項各号	第九条の七の三第一項各号
第四条の七第二項	前二条	第九条の七の二、第九条の三及び第九条の七の四において準用する第四条の五第三項
第四条の九及び第四条の第四条の六第一項	第四条の六第三項第一項	第九条の七の三第一項
第四条の十	第四条の六第三項第十五号	第九条の七の三第二号から第五号まで
第四条の十三第二項第四号	第四条の六第三項第十五号	第九条の七の三第三項第二号から第五号まで
第四条の十四第一項	前条第二項第四号	第九条の七の四において準用する第四条の十四号
第四条の十六	第四条の九	第九条の四において準用する第四条の九
第四条の十七第一号	第四条の六第二項第一号	第九条の七の四において準用する第四条の九
第四条の十七第二号	第四条の六第二項第一号又は第三号	第九条の七の三第一項第一号又は第三号
第四条の十九、第四条の第四条の十二	第四条の十から第十二条まで、第四条の十三第一項又は第四条の十三第一項又は十八次条	第九条の七の四において準用する第四条の十から第十二条まで、第四条の十三第一項又は第四条の十三第一項又は十八次条
第四条の十七第三号	第四条の十三第二項各号	第九条の七の四において準用する第四条の十三第二項各号
第四条の十七第四号	前二条	第九条の七の四において準用する第四条の十五及び第十六条
第四条の十九、第四条の二十	第九条の七の四において準用する第四条の十二	第九条の七の四において準用する第四条の十二
第四条の二十一及び第四条の二十二	前条第一項及び第二項	第九条の七の四において準用する第四条の十八第一二第三号
第四条の十九	前条第一項及び第二項	第九条の七の四において準用する第四条の十七
第四条の二十一及び第四条の二十二	前条第一項及び第二項	第九条の七の四において準用する第四条の十
第四条の二十二第五号	前条	第九条の七の四において準用する第四条の二十一

(海技免状の失効再交付)

第九条の八 海技免状失効再交付申請者は、第八号様式による海技免状再交付申請書に次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 第七号様式による海技士身体検査証明書又は海技士身体検査証明書

二 登録海技免状失効再交付講習の課程を修了したことを証明する書類

二 第九条の五第一項の規定は、前項の場合について準用する。

2 第九条の五第一項の規定は、前項の場合について準用する。

- 第十一条** 海技士は、海技免状を滅失し、又は損したときは、第八号様式による海技免状再交付申請書を国土交通大臣に提出し、海技免状の再交付を申請することができる。
- 2 前項の申請が海技免状の滅失に係るものであるときは、同項の申請書にその事実を証明する書類を添付しなければならない。
- 3 国土交通大臣は、第一項の申請が正当であると認めるときは、海技免状をその者に再交付する。
- 第十二条** 海技士は、次の各号に掲げる場合には、速やかに、その事由を記載した書類を添えて、その受有する海技免状(第五号の場合は、発見した海技免状)を国土交通大臣に返さなければならない。
- 一 法第八条第二項の規定により海技免許の効力が失われたとき。
- 二 法第十条第一項又は第二項の規定により海技免許を取り消されたとき。
- 三 前各号のほか、海技免許の効力が失われたとき。
- 四 法第七条の二第二項の規定による海技免状の有効期間の更新を行わず、又は同条第四項に該当することにより、海技免状の効力が失われたとき。
- 五 第十条第三項の規定により海技免状の再交付を受けた後又は第四項の規定により届出をした後、失った海技免状を発見したとき。
- 2 海技士は、次に掲げる場合には、交付を受ける海技免状と引換えに、その受有する海技免状を国土交通大臣に返さなければならない。
- 一 上級の資格についての海技免許を受けた者が、上級の資格についての海技免許で船橋当直限定が限定期がなされていない海技免許を受けた者が、上級の資格についての海技免許で船橋当直限定若しくは機関当直限定又は機関限定がなされたものを受けたとき(船橋当直限定若しくは機関当直限定又は機関限定がなされたものを受けたときを除く)。
- 二 船橋当直限定若しくは機関当直限定又は機関限定がなされた海技免許を受けた者が同一の資格についての限定期がなされていない海技免許を受けたとき。
- 三 第四条の二第二項、第九条、第九条の五の二第三項又は第九条の五の三第四項の規定により海技免状の交付を受けるとき。
- 四 第九条の五第一項の規定により海技免状の有効期間の更新を行うとき。
- 五 海技免状を毀損したため再交付を受けるときは、同居の親族又は海技免状を保管する者は、海技士が失踪の宣告を受け、又は死亡したときは、第一項の手続をしなければならない。
- 4 第一項の手続をしなければならない。
- 5 前三項の場合において、返すべき海技免状が滅失しているときは、その事実を証明する書類を添えて、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- (海技免状更新申請書等の提出)
- 第十三条** 第四条の二第一項若しくは第三項、第七条第一項、第九条の五第一項、第九条の五の二第一項若しくは第二項、第九条の五の三第一項から第三項まで、第九条の八第一項、第十条第一項又は前条の規定による申請書、届出書又は海技免状の提出は、最寄りの地方運輸局等を経由してしなければならない。
- 第十四条** 国土交通大臣は、次の各号に掲げる場合には、海技士免許原簿の登録を抹消する。
- 一 法第八条第一項又は第二項の規定により海技免許の効力が失われたとき。

二 海難審判法（昭和二十二年法律第二百三十五号）第三条の裁決により海技免許が取り消されたとき。

三 法第十条第一項又は第二項の規定により登録を抹消したとき。

四 第十二条第三項の規定による返納又は同条第四項の規定による届出（同条第三項の場合に限る。）があつたとき。

五 前各号のほか、海技免許が無効となつたとき。

六 國土交通大臣は、前項の規定により登録を抹消した海技免許を取り消したとき。

七 前に海技士であった者又はその利害関係人から申請がある場合には、以前に海技士であつた旨を証明するものとする。

（海技免許の取消し等の通知）

第十五条 國土交通大臣は、法第十条第一項又は第二項の規定による処分をしたときは、その旨及び事由並びに海技免許の取消し又は業務の停止の場合には海技免状を返納又は提出すべき地方運輸局等の名称及びその期限を、書面をもつて、当該処分を受けた海技士に通知する。

（海技免許の業務停止の期間）

第十六条 法第十条第一項の規定により業務の停止の処分を受けた海技士は、前条の提出期限内に、海技免状を提出しなければならない。

2 海技士の業務の停止の期間は、前条の地方運輸局等において前項の海技免状を受理した日から起算する。

第十七条 法第十条第二項の國土交通省令で定める者は、第九条の二に規定する身体適性に関する基準を満たしていない者とする。

第十八条及び第十九条 削除

（海技免状の無効の告示）

第二十条 海技免状を滅失したとき、又はこれを返さなければならぬ場合（第十二条第一項第四号に掲げる場合を除く。）に返さなかつたときは、國土交通大臣は、その海技免状が無効であることを告示する。

第三章 海技士国家試験

第一節 海技試験の種別

（資格別による海技試験の種別）

第二十一条 海技試験は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ當該各号に定める種別とする。

一 海技士（航海）

　　一級海技士（航海）試験

　　二級海技士（航海）試験

　　三級海技士（航海）試験

　　四級海技士（航海）試験

　　五級海技士（航海）試験

　　六級海技士（航海）試験

　　船橋当直三級海技士（航海）試験

二 海技士（機関）

　　一級海技士（機関）試験

　　二級海技士（機関）試験

　　三級海技士（機関）試験

　　四級海技士（機関）試験

　　五級海技士（機関）試験

　　六級海技士（機関）試験

　　機関当直三級海技士（機関）試験

　　内燃機関二級海技士（機関）試験

リ	内燃機関三級海技士（機関）試験
ヌ	内燃機関四級海技士（機関）試験
ル	内燃機関五級海技士（機関）試験
ヲ	内燃機関六級海技士（機関）試験

四	海技士（通信）
イ	一級海技士（電子通信）試験
ロ	二級海技士（電子通信）試験
ハ	三級海技士（電子通信）試験

二	四級海技士（電子通信）試験
イ	一級海技士（電子通信）試験
ロ	二級海技士（電子通信）試験
ハ	三級海技士（電子通信）試験

三	海技士（通信）
イ	一級海技士（通信）試験
ロ	二級海技士（通信）試験
ハ	三級海技士（通信）試験

四	海技士（通信）
イ	一級海技士（通信）試験
ロ	二級海技士（通信）試験
ハ	三級海技士（通信）試験

五	海技士（通信）
イ	一級海技士（通信）試験
ロ	二級海技士（通信）試験
ハ	三級海技士（通信）試験

六	海技士（通信）
イ	一級海技士（通信）試験
ロ	二級海技士（通信）試験
ハ	三級海技士（通信）試験

七	海技士（通信）
イ	一級海技士（通信）試験
ロ	二級海技士（通信）試験
ハ	三級海技士（通信）試験

八	海技士（通信）
イ	一級海技士（通信）試験
ロ	二級海技士（通信）試験
ハ	三級海技士（通信）試験

九	海技士（通信）
イ	一級海技士（通信）試験
ロ	二級海技士（通信）試験
ハ	三級海技士（通信）試験

十	海技士（通信）
イ	一級海技士（通信）試験
ロ	二級海技士（通信）試験
ハ	三級海技士（通信）試験

十一	海技士（通信）
イ	一級海技士（通信）試験
ロ	二級海技士（通信）試験
ハ	三級海技士（通信）試験

十二	海技士（通信）
イ	一級海技士（通信）試験
ロ	二級海技士（通信）試験
ハ	三級海技士（通信）試験

十三	海技士（通信）
イ	一級海技士（通信）試験
ロ	二級海技士（通信）試験
ハ	三級海技士（通信）試験

十四	海技士（通信）
イ	一級海技士（通信）試験
ロ	二級海技士（通信）試験
ハ	三級海技士（通信）試験

十五	海技士（通信）
イ	一級海技士（通信）試験
ロ	二級海技士（通信）試験
ハ	三級海技士（通信）試験

十六	海技士（通信）
イ	一級海技士（通信）試験
ロ	二級海技士（通信）試験
ハ	三級海技士（通信）試験

十七	海技士（通信）
イ	一級海技士（通信）試験
ロ	二級海技士（通信）試験
ハ	三級海技士（通信）試験

十八	海技士（通信）
イ	一級海技士（通信）試験
ロ	二級海技士（通信）試験
ハ	三級海技士（通信）試験

十九	海技士（通信）
イ	一級海技士（通信）試験
ロ	二級海技士（通信）試験
ハ	三級海技士（通信）試験

二十	海技士（通信）
イ	一級海技士（通信）試験
ロ	二級海技士（通信）試験
ハ	三級海技士（通信）試験

二十一	海技士（通信）
イ	一級海技士（通信）試験
ロ	二級海技士（通信）試験
ハ	三級海技士（通信）試験

二十二	海技士（通信）
イ	一級海技士（通信）試験
ロ	二級海技士（通信）試験
ハ	三級海技士（通信）試験

二十三	海技士（通信）
イ	一級海技士（通信）試験
ロ	二級海技士（通信）試験
ハ	三級海技士（通信）試験

二十四	海技士（通信）
イ	一級海技士（通信）試験
ロ	二級海技士（通信）試験
ハ	三級海技士（通信）試験

二十五	海技士（通信）
イ	一級海技士（通信）試験
ロ	二級海技士（通信）試験
ハ	三級海技士（通信）試験

二十六	海技士（通信）
イ	一級海技士（通信）試験
ロ	二級海技士（通信）試験
ハ	三級海技士（通信）試験

二十七	海技士（通信）
イ	一級海技士（通信）試験
ロ	二級海技士（通信）試験
ハ	三級海技士（通信）試験

二十八	海技士（通信）
イ	一級海技士（通信）試験
ロ	二級海技士（通信）試験
ハ	三級海技士（通信）試験

二十九	海技士（通信）

<tbl_r cells="2" ix="2" maxcspan="1" maxrspan="1"

- 2 前項の乗船履歴は、最終卒業学校の課程中又は卒業後（学校教育法の専門職大学の前期課程を修了した場合にあつては、その課程中又は修了後のものでなければならず、かつ、練習船による実習は、三十日以上連續したものでなければ乗船履歴として認めない。）
- 第二十七条 第二十五条の規定にかかわらず、海技大학교의講習科又は独立行政法人海技大학교의講習科の講習料の課程であつて国土交通大臣が指定するものを修了した者が、修了後、総トン数五千六百トントン以上の沿海区域を航行区域とする船舶、総トン数二十トン以上の近海区域若しくは遠洋区域とする船舶又は総トン数二十トン以上の乙区域若しくは甲区域において従業する組み、実習を六月以上行つた履歴を有するときは、三級海技士（航海）試験又は船橋当直三級海技士（航海）試験を受けることができる。**
- 2 第二十五条の規定にかかわらず、海技大학교의講習科又は独立行政法人海技大학교의講習科の課程であつて国土交通大臣が指定するものを修了した者が、修了後、出力三千キロワット以上の推進機関を有する沿海区域を航行区域とする船舶、総トン数二十トン以上の近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数二十トン以上の乙区域若しくは甲区域において従業する漁船に乗り組み、実習を六月以上行つた履歴を有するときは、三級海技士（機関）試験、機関当直三級海技士（機関）試験又は内燃機関三級海技士（機関）試験を受けることができる。
- 3 第十五条の規定にかかわらず、海技大학교의講習科又は独立行政法人海技大학교의講習科の課程であつて国土交通大臣が指定するものを修了した者が、修了後、総トン数千六百トン以上で、かつ、出力三千キロワット以上の推進機関を有する近海区域又は遠洋区域を航行区域とする機関区域無人化船に乗り組み、実習を六月以上行つた履歴を有するときは、船橋当直三級海技士（航海）試験又は機関当直三級海技士（機関）試験を受けることができる。
- 4 第二十五条の規定にかかわらず、海技大학교의講習科又は独立行政法人海技大학교의講習科の課程であつて国土交通大臣が指定するものを修了した者が、修了後、総トン数二十トン以上の沿海区域、近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数二十トン以上の漁船に乗り組み、実習を六月以上行つた履歴を有するときは、四級海技士（航海）試験又は四級海技士（機関）試験若しくは内燃機関四級海技士（機関）試験を受けることができる。
- 5 第十五条の規定にかかわらず、海員学校の専科航海科、専修科外航課程航海科又は専修科内航課程航海科を卒業した者が、卒業後、総トン数二十トン以上の沿海区域、近海区域又は遠洋区域を航行区域とする船舶に乗り組み、船舶の運航に関する職務を二年以上行つた履歴を有するときは、四級海技士（航海）試験を受けることができ、海員学校の本科航海科、本科甲板科、本科内航科航海科若しくは高等科又は海上保安学校の本科船舶運航システム課程航海科を卒業した者が、卒業後、総トン数二十トン以上の船舶に乗り組み、船舶の運航に関する職務を一年六月以上行つた履歴を有するときは、五級海技士（航海）試験を受けることができる。
- 6 第十五条の規定にかかわらず、海員学校の専科機関科、専修科外航課程機関科又は専修科内航課程機関科を卒業した者が、卒業後、総トン数二十トン以上の沿海区域、近海区域又は遠洋区域を航行区域とする船舶に乗り組み、機関の運転に関する職務を二年以上行つた履歴を有するときは、四級海技士（機関）試験又は内燃機関四級海技士（機関）試験を受けることができ、海員学校の高等科を卒業した者が、卒業後、総トン数二十トン以上の船舶に乗り組み、機関の運転に関する職務を一年六月以上行つた履歴を有するときは、五級海技士（機関）試験を受けることができる。
- 7 第十五条の規定にかかわらず、第五十六条第一号ニの登録船舶職員養成施設の課程を修了した者（前条第一項に掲げる者を除く。）であつて、当該課程において、総トン数五トン以上の船舶に乗り組み、実習を二月以上行つた履歴を有する者が、修了後、総トン数五トン以上の船舶に乗り組み、実習又は船舶の運航に関する職務を六月以上行つた履歴を有するときは、六級海技士（航海）試験を受けることができる。

- 8 第二十五条の規定にかかわらず、第五十六条第一号ルの登録船舶職員養成施設の課程を修了した者（前条第一項に掲げる者を除く。）であつて、当該課程において、総トン数五トン以上の船舶に乗り組み、実習を二月以上（ただし、その期間のうち、二月以内の期間に限り、工場における実習の期間をもつて代えることができる。）行つた履歴を有する者が、修了後、総トン数五トン以上の船舶に乗り組み、実習又は機関の運転に関する職務を六月以上行つた履歴を有するときは、六級海技士（機関）試験又は内燃機関六級海技士（機関）試験を受けることができる。
- 第二十七条の二 第二十六条第一項又は前条各項に定める乗船履歴に係る職務の内容は、告示で定めるとこにより記録され、かつ、国土交通大臣の求めに応じて証明することができるものでなければならない。**
- 第二十七条の三 海技大학교、独立行政法人海技大학교若しくは独立行政法人海技教育機構（海技教育科海技課程の本科を除く。）を卒業した者又は海技大학교의講習科若しくは独立行政法人海技大학교의講習科の課程であつて国土交通大臣が指定するものを修了した者については、卒業又は修了後初めて受けるべき種別の海技試験に対する乗船履歴に関する限り、その在学期間の二分の一の期間、その者が入学の際海技士であるときは船長、一等航海士、機関長及び一等機関士以外の船舶職員として、その者が入学の際海技士でないときは船舶の運航又は機関の運転に関する職務を行う者として、別表第五の乗船履歴中船舶の欄に掲げる船舶に乗り組んだものとみなす。ただし、海技大학교의本科卒業者については、乗船履歴とみなす在学期間は、その者の卒業後初めて受ける海技試験が二級海技士（航海）試験又は二級海技士（機関）試験若しくは内燃機関二級海技士（機関）試験である場合には、六月、初めて受ける海技試験が一級海技士（航海）試験又は一級海技士（機関）試験である場合には、二級海技士（航海）又は二級海技士（機関）の資格についての海技免許を受けた日以後の在学期間の二分の一の期間とする。**
- 2 海上保安大学校特修科の船舶の運航又は機関の運転に関する課程を卒業した者（海上保安大学校初任科を修了した者を除く。）については、三級海技士（航海）試験又は三級海技士（機関）試験若しくは内燃機関三級海技士（機関）試験に対する乗船履歴に関する限り、海上保安大学校の航海科若しくは研修科航海課程又は機関科若しくは研修科機関課程を卒業した者については、四级海技士（航海）試験若しくは五級海技士（航海）試験又は四级海技士（機関）試験、内燃機関四级海技士（機関）試験、五級海技士（機関）試験若しくは内燃機関五級海技士（機関）試験に対する乗船履歴に関する限り、前項本文の規定を準用する。
- （乗船履歴として認めない履歴）**
- 第二十八条 国土交通大臣は、法第二条第一項に規定する船舶以外の船舶に乗り組んだ履歴であつても、別表第五又は別表第六の乗船履歴中船舶の欄に定める船舶に乗り組んだものに相当すると認めることができる。**
- 1 一十五歳に達するまでの履歴
- 2 試験開始期日からさかのぼり、十五年を超える前の履歴
- 3 主として船舶の運航、機関の運転又は船舶における無線電信若しくは無線電話による通信に従事しない職務の履歴（三級海技士（通信）試験又は海技士（電子通信）の資格についての海技試験に対する乗船履歴の場合を除く。）
- （乗船期間の計算）**
- 2 月又は年で定める乗船期間は、暦に従つて計算し、月又は年の始めから起算しないときは、その期間は最後の月又は年における起算日に応当する日の前日をもつて満了する。ただし、最後の月又は年に応当日がないときは、その月の末日をもつて満了するものとする。
- 3 乗船期間を計算するには、一月に満たない乗船日数は、合算して三十日になるときは一月とし、一年に満たない乗船月数は、合算して十二月になるときは一年とする。

(異なる乗船履歴の合算)
第三十一条 一の資格についての海技試験に対し、別表第五の乗船履歴中期間の欄に定める必要な乗船期間に達しない二以上の異なる乗船履歴を有するときは、それぞれの期間の欄に定める最短乗船期間の比例により、いずれか最短乗船期間の長い方の履歴に換算して、これを通算することができる。

(乗船履歴の証明)

第三十二条 乗船履歴は、次の各号のいずれかに掲げるものにより証明されなければならない。

一 船員手帳又は船員法施行規則第三十九条第一項の規定による地方運輸局長（運輸監理部長）を含む。以下同じ。の船員手帳記載事項証明

二 船員手帳を滅失し、又は毀損した者が官公署（独立行政法人を含む。以下同じ。）の所属船舶に乗り組んだ履歴については当該官公署の証明、官公署の所属船舶以外の船舶に乗り組んだ履歴については船舶所有者又は船長の証明

三 船員手帳を受有しない者が官公署の所属船舶に乗り組んだ履歴については当該官公署の証明、官公署の所属船舶以外の船舶に乗り組んだ履歴については船舶所有者又は船長の証明

四、官公署の規定により船舶所有者又は船長が乗船履歴を証明する場合には、船舶検査手帳の写し（船舶検査手帳を受有しない船舶に乗り組んだ履歴を証明する場合にあつては、漁船の登録の謄本又はその居住する市町村の長（特別区にあつては特別区の長。以下同じ。）の手帳の写し（船舶検査手帳を受有しない船舶に乗り組んだ履歴を証明する場合にあつては、漁船の登録の謄本又はその居住する市町村の長若しくは他の船舶所有者又は係留施設の管理者その他の船舶所有者に代わつて当該船舶を管理する者の証明がなければならぬ。

二 船舶番号
三 船種及び船名
四 総トン数
五 推進機関の種類及び出力並びに無線設備の種類
六 船舶の用途
七 航行する区域

八 船舶所有者の氏名又は名称及び船舶の所有期間

九 前項の船舶所有者又は船長が乗船履歴を証明する場合において、自己の所有に属する船舶又は自分が船長である船舶に乗り組んだ履歴については、更に当該船舶に乗り組んだ旨のその居住する市町村の長若しくは他の船舶所有者又は係留施設の管理者その他の船舶所有者に代わつて当該船舶を管理する者の証明がなければならぬ。

(以前に海技士であつた者に対する乗船履歴の特則)
第三十三条 以前に海技士であつた者は、第二十五条から前条までの規定にかかわらず、海技免許の効力が失われた日から起算して十年間は、以前に海技免許を受けた資格と同一の資格についての海技試験を受けるに必要な乗船履歴を有する者とみなす。

(海技試験の受験資格としての無線従事者の免許)

第三十四条 次の表の上欄に掲げる海技試験を受けようとする者は、それぞれ同表の下欄に定める資格の無線従事者の免許を有しなければならない。

海技試験	無線従事者の資格
一級海技士（通信）試験	第一級総合無線通信士
二級海技士（通信）試験	第一級総合無線通信士
三級海技士（通信）試験	第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士又は第三級総合無線通信士
一級海技士（電子通信）試験	第一級総合無線通信士又は第一級海上無線通信士
二級海技士（電子通信）試験	第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士又は第二級海上無線通信士

三級海技士（電子通信）試験	第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、又は第三級海上無線通信士
四級海技士（電子通信）試験	第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第三級海上無線通信士又は第一級海上特殊無線技士

(下級の資格についての海技試験に対する受験)

第三十五条 一の資格についての海技試験、船橋當直三級海技士（航海）試験又は機関當直三級海技士（機関）試験を除く。に対する受験資格を有する者は、その資格より下級の資格についての海技試験を受けることができる。

第三十六条 法第十四条第一項ただし書の国土交通省令で定める学科試験は、第四十四条第一項及び第四十五条第一項（同項第二号に係る部分に限る。）に規定する学科試験のうちの筆記試験とする。

第三節 海技試験の実施
(海技試験の申請)
第三十七条 海技試験を申請する者は、第十号様式による海技試験申請書に写真一葉及び次に掲げる書類（前条に規定する筆記試験を申請する者にあつては、第一号に掲げる書類に限る。）を添えて、海技試験を受ける地を管轄する地方運輸局（当該試験を受ける地が本邦外にあるときには、関東運輸局）を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。
一 戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し（海技士又は小型船舶操縦士にあつては、それぞれ海技免状又は操縦免許証の写しをもつて代えることができる。）

二 海技士にあつては、海技免状の写し
三 海技士（通信）又は海技士（電子通信）の資格についての海技試験を申請する者にあつては、無線従事者免許証及び船舶局無線従事者証明書の写し
四 第二十六条第一項、第二十七條又は第二十七條の三に規定する学校を卒業し、又は修了した者にあつては、卒業証書の写し若しくは卒業証明書又は修了証書の写し若しくは修了証明書及び当該学校における修得単位証明書（第一十六条第一項に規定する学校を卒業した者（同項に規定する専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）に限る。）

五 第三十二条の規定による乗船履歴の証明書
六 次号に掲げる者以外の者にあつては、指定医師により試験開始期日前六月以内に受けた検査の結果を記載した第七号様式による海技士身体検査証明書
七 第五十二条の規定による身体検査の省略を受けようとする者にあつては、海技士身体検査合格証明書

八 筆記試験に合格している者にあつては、筆記試験合格証明書
九 第五十三条の規定により一部の試験科目について筆記試験の免除を受けようとする者にあつては、当該試験科目に係る筆記試験科目免除証明書
十 第五十五条の規定による学科試験の免除を受けようとする者にあつては、登録船舶職員養成施設の発行する修了証明書

十一 前項第二号、第三号又は第四号に掲げる海技免状、無線従事者免許証若しくは船舶局無線従事者証明書又は卒業証書若しくは修了証書の写しには、その正本と照合した旨の地方運輸局等の証明がなければならない。

十二 海技免状、無線従事者免許証若しくは船舶局無線従事者証明書若しくは卒業証書若しくは修了証書を第一項の地方運輸局に提示したときは、第一項の規定にかかわらず、その写しの提出を要しない。

第三十八条 次の各号に掲げる海技試験の申請については、同時にすることができる。

一 三級海技士（航海）試験及び機関當直三級海技士（機関）試験

二	船橋當直三級海技士（航海）試験及び三級海技士（機関）試験
三	船橋當直三級海技士（航海）試験及び機関當直三級海技士（機関）試験
四	船橋當直三級海技士（航海）試験及び内燃機関三級海技士（機関）試験
五	四級海技士（航海）試験及び内燃機関四級海技士（機関）試験
六	海技士（航海）の資格についての一の海技試験及び海技士（電子通信）の資格についての一の海技試験
七	海技士（機関）の資格についての一の海技試験及び海技士（電子通信）の資格についての一の海技試験
2	前項の規定による海技試験の申請は、定期試験及び国土交通大臣が特に指定する臨時試験についてのみすることができる。ただし、前条第一項の規定に定める海技試験又は同表の中欄に定める海技試験のうち筆記試験の申請を同時にすることはできる。ただし、前条第一項の規定により二つの海技試験を同時に申請する者については、いずれか一方の海技試験についてはこの限りではない。
2	前項の規定による海技試験の申請については、前条第二項の規定を準用する。
第三十九条	前二条の規定による場合のほか、海技試験の申請は、同時に二以上の種別の海技試験についての海技試験又は同表の中欄に定める海技試験の申請を同時にすることはできない。
第四十条	身体検査は、別表第三の検査項目の欄に掲げる項目別に行い、その合格基準は、同表に定める身体検査基準によるものとする。
第四十一条	身体検査に合格しない者に対しては、学科試験は行わない。ただし、第四十四条第一項及び第四十五条第一項第二号に規定する筆記試験については、この限りでない。
第四十二条	削除
第四十三条	身体検査は、別表第八の海技試験の種別ごとに掲げる試験科目について行う。
第四十四条	海技士（航海）の資格についての海技試験（六級海技士（航海）試験を除く。）及び海技士（機関）の資格についての海技試験（六級海技士（機関）試験及び内燃機関六級海技士（機関）試験を除く。）については、学科試験は筆記試験及び口述試験とする。
第四十五条	前項の場合において、筆記試験に合格しない者に対しては、口述試験は行わない。
2	第一項の規定にかかるらず、次の各号に掲げる海技試験については、当該海技試験の試験科目のうちそれぞれ当該各号に定める試験科目に限り、学科試験は口述試験とする。
一	三級海技士（航海）、四級海技士（航海）及び五級海技士（航海）の資格についての海技試験
二	英語に関する科目
二	三級海技士（機関）、四級海技士（機関）及び五級海技士（機関）の資格についての海技試験
3	第一項の場合（同項第二号に掲げる学科試験に係る場合に限る。）において、筆記試験に合格しない者に対しては、口述試験は行わない。
第四十五条	六級海技士（航海）試験、六級海技士（機関）試験及び内燃機関六級海技士（機関）試験については、学科試験は次の各号のいずれかとする。
一	筆記試験
二	筆記試験及び口述試験
2	前項第一号の筆記試験は、あらかじめ公示するところにより、口述試験をもつて代えることができる。
3	第一項の場合（同項第二号に掲げる学科試験に係る場合に限る。）において、筆記試験に合格しない者に対しては、口述試験は行わない。
第四十六条	海技士（通信）及び海技士（電子通信）の資格についての海技試験に係る試験科目についての海技試験を除く。の筆記試験を受け、その一部の試験科目について基準点に達した者が第五十条第三項の筆記試験合格証明書を添えて申請したときは、当該海技試験の筆記試験は行わない。ただし、当該海技試験の開始期日前に筆記試験に合格した日から起算して十五年を経過する場合は、この限りでない。
二	筆記試験の一部免除

第五十二条	第四十四条第一項の海技試験又は第四十五条第一項の海技試験（同項第二号に掲げる学科試験に係るものに限る。）については、一の海技試験の筆記試験に合格した者が第五十条第三項の筆記試験合格証明書を添えて申請したときは、当該海技試験の筆記試験は行かない。ただし、当該海技試験の開始期日前に筆記試験に合格した日から起算して三年を経過する場合は、この限りでない。
第五十三条	第二十一條に掲げる種別の海技試験（海技士（通信）及び海技士（電子通信）の資格についての海技試験を除く。）の筆記試験を受け、その一部の試験科目について基準点に達した者が第五十条第四項の筆記試験合格証明書を添えて申請したときは、当該海技試験の筆記試験は行わない。ただし、当該海技試験の一部の試験科目について免除を受けようとする海技試験の開始期日前に、筆記試験の一部の試験科目について基準点に達した海技試験の開始期日から起算して三年を経過する場合は、この限りでない。
二	前項第一号の筆記試験は、あらかじめ公示するところにより、口述試験をもつて代えることができる。
3	第一項の場合（同項第二号に掲げる学科試験に係る場合に限る。）において、筆記試験に合格しない者に対しては、口述試験は行わない。
第四十七条	第三十八条の二第一項の規定による申請に基づき海技試験を受けた者であつて、別表第七の表の上欄に掲げる海技試験の筆記試験に合格しない者に対しては同表の中欄及び下欄に定める海技試験の筆記試験に合格しない者に対しては同表の中欄に定める海技試験の筆記試験に合格しない者に対しては同表の下欄に定める海技試験のその者の筆記試験は無効とする。ただし、同表の中欄又は下欄に掲げる海技試験（一級海技士（航海）試験、二級海技士（航海）試験、一級海技士（機関）試験、二級海技士（機関）試験及び内燃機関二級海技士（機関）試験を除く。）の筆記試験の全部の試験科目に合格した場合はこの限りでない。

第五節 登錄船舶職員養成施設

第五十六条 法第十三条の二第一項の登録船舶職員養成施設は、次に掲げる登録船舶職員養成施設の区分に従い、船舶職員の養成を行う。

記試験が免除されないものに限る。)と併せて受ける筆記試験(同表の上欄に掲げるものを除く。)である場合には適用しない。

試験	二級海技士（機関）機関限定がなされた二級海技士（機関）	場合には、それぞれ同表の下欄に定める試験科目については、筆記試験を行わない。
執務	機関に関する科目（その一） 機関に関する科目（その三） 般に関する科目	

三級海技士（機関）	機関限定がなされた三級海技士（機関）又はこれ機関に関する科目（その一）
試験	より上級の資格
執務	機関に関する科目（その二）

試験	四級海技士（機関）	機関限定がなされた四級海技士（機関）又はこれより上級の資格
		機関に関する科目（その一） 機関に関する科目（その二） 機関に関する科目（その三） 執務一般に関する科目

試験	五級海技士（機関）	機関限定がなされた五級海技士（機関）	又はこれ機関に関する科目（その二）
		より上級の資格	機関に関する科目（その三）
執務			機関に関する科目（その三）
	般に	般に	般に

六級海技士（機関）	機関限定がなされた六級海技士（機関）又はこれ
	機関閥門に関する科目（その二）

技術試験（機関限定として内燃機関に限定した資格に係る海技試験については、これより下級の機関限定として内燃機関に限定した資格に係る海技試験）について学科試験のうちの筆記試験を免除する。ただし、当該海技試験の開始期日前に当該養成施設の課程を修了した日から起算して十五年を経過する場合は、この限りでない。

次条第一号イ又は第二号イの登録船舶職員養成施設三級海技士（航海）試験 船橋當直三級海技士（航海）試験

履歴を有することとなる。
イ 三級海技士（航海）等
施設をいう。以下同じ。

いて交付された国際トン数証書に相当する書類その他国際総トン数を記載した書類を受有する船舶を除く。) 同項の総トン数と同一の効力を有することとされた総トン数

二 日本船舶以外の船舶で前号に掲げる船舶以外のもの トン数法第四条第一項の国際総トン数(令別表第一の国土交通省令で定める区域)

第六十一条 令別表第一の国土交通省令で定める区域は、船舶設備規程第二条第二項の告示で定める本邦の周辺の区域とする。

(欠員の届出) 第六十二条 法第十九条第二項の規定による届出をする者は、第十三号様式による欠員届出書二通

を船舶所有者の住所地を管轄する地方運輸局長(当該住所地が本邦外にあるときには、関東運輸局長。第六十四条第一項第二号及び第百三十二条第一項において同じ。)に提出しなければならない。

二 前項の届出をする者は、その者が本人であることを示すべき書類を提示し、又はその書類の写しを添付しなければならない。

三 第一項の欠員届出書は、当該地方運輸局の運輸支局又は海事事務所を経由して提出することができる。

(乗組み基準の特例)

第六十三条 法第二十条第一項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 船舶が特殊の構造又は装置を有していること。

二 航海の態様が特殊であること。

三 入渠し、又は修繕のため係留していること。

四 本邦以外の地を根拠地として専らその近傍において漁業に従事すること。

五 日本船舶を所有することができない者に貸し付けられた日本船舶に、条約の締約国が発給した

第六十四条 条約に適合する資格証明書を受有する者が乗り組むこととされていること。

六 前各号に定めるものほか、乗組み基準において考慮された船舶の航行の安全に関する事項

に照らし特殊であると国土交通大臣が特に認める事由

第五条 日本船舶を所有する者は、第十四号様式による特例許可申請書を次に掲げる行政官庁(外国において領事官の許可を申請する場合にあっては、領事官)に提出しなければならない。

一 前号第五号に掲げる事由により許可を申請する場合にあつては、国土交通大臣

二 前号以外の事由により許可を申請する場合にあつては、船舶所有者の住所地を管轄する地方

運輸局長

前項の特例許可申請書は、国土交通大臣に提出する場合にあつては船舶所有者の住所地を管轄する地方運輸局(当該住所地が本邦外にあるときには、関東運輸局)又はその運輸支局若しくは海事事務所を、地方運輸局長に提出する場合にあつては当該地方運輸局の運輸支局又は海事事務所を経由して提出することができる。

第六十五条 領事官は、法第二十条の事務を行つたときは、遅滞なく、外務大臣を通じて、国土交

(締約国の資格証明書を受有する者の特例) 第六十六条 法第二十三条第一項の承認(以下「承認」という。)を申請する者(第百四十三

条において「承認申請者」という。)は、第十五号様式による締約国資格受有者承認申請書に写

第六十五条の二 真二葉及び次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、次条第一項

第一号の規定により承認を受けようとする場合にあつては、同号の承認試験を受ける地を管轄す

る地方運輸局(当該試験を受ける地が本邦外にあるときには、関東運輸局)を、同項第二

号及び第三号の規定により承認を受けようとする場合にあつては、承認申請者の住所地を管轄す

る地方運輸局(当該住所地が本邦外にあるときには、関東運輸局)を経由して国土交通大

臣に提出しなければならない。

一次条第一項第一号の規定により承認を受けようとする者 次に掲げる書類

イ 戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し
ロ 受有する締約国資格証明書の写し
ハ 承認を受けてなろうとする船舶職員が有すべき海事法令に関する知識の不足を補うための講習の課程として国土交通大臣が指定するものを修了したことを証明する書類

二 承認を受けてなろうとする船舶職員が有すべき乗船履歴として国土交通大臣が指定するものを有することを証明する書類

本 指定医師又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認める者により承認申請日前六月以内に受けた検査の結果を記載した第十五号様式の二による締約国資格受有者身体検査証明書

二 次条第一項第二号の規定により承認を受けようとする者 次に掲げる書類

イ 前号に掲げる書類
ロ 承認を受けてなろうとする船舶職員が有すべき知識及び能力について国土交通大臣が定める基準に達する者であることが確認できる書類

三 次条第一項第三号の規定により承認を受けようとする者 次に掲げる書類

イ 第一号ロ、二及びホに掲げる書類
ロ 受有する承認証の写し

第六十五条の三 承認は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。ただし、承認を受けたことのある者については、当該者がその効力が失われる日以前一年以内に新たに承認の申請をした場合に限り、これを行う。

一 國土交通大臣が行う承認試験に合格した者

二 國土交通大臣が指定する締約国資格証明書を受有する者であつて、国土交通大臣が法第二十

三条第二項の規定により指定する就業範囲(以下「指定就業範囲」という。)の職務を行う船舶職員として必要な能力(身体適性に関するものに限る。)を有することを前条第一号ホ及び第二号ロに掲げる書類により確認したもの

三 承認を受けたことのある者であつて、国土交通大臣が指定就業範囲の職務を行う船舶職員と

して必要な能力(身体適性に関するものに限る。)を有することを前条第一号ホ及び第二号ロに掲げる書類により確認したもの

四 業務の停止又は戒告の処分があつたときは、その旨、事由、停止期間及び処分の年月日

第五条 第六十五条の四 締約国資格受有者承認原簿には、次の事項を登録する。

一 指定就業範囲
二 承認の年月日及び承認証の番号

三 本籍の都道府県名、氏名、出生の年月日及び性別

四 承認証を再交付したときは、その旨、事由及び再交付の年月日

五 業務の停止又は戒告の処分があつたときは、その旨、事由、停止期間及び処分の年月日

第六十五条の五 承認証の様式は、第十六号様式とする。

第六十五条の六 第七条、第九条、第十条、第十一条、第十二条第一項(第一号及び第四号に係るものを除く。)、第二項(第一号、第二号及び第四号に係るものと除く。)、第三項及び第四項、第十三条、第十四条第一項(第一号に係るものと除く。)及び第二項、第十五条から第十七条まで並びに第二十条の規定は承認を受けた者、その承認又は承認証について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

しを含む。)(見出)
び第七条の見出し及海技士免許原簿
び第十四条(見出)
締約国資格受有者承認原簿

第五章 小型船舶操縦士の免許

(操縦免許の申請)

第七条第一項	第五号様式	第十五号様式
第九条	登録事項（海技免状）訂正申請書	登録事項（承認証）訂正申請書
第十条第一項	第七条	第六十五条の六において準用する第七条
第八号様式	第十五号様式	
海技免状再交付申請書	承認証再交付申請書	
海技免状用写真票	承認証用写真票	
を含む。）		

第六十六条 操縦免許を申請する者は、第十八号様式による操縦免許申請書に次に掲げる書類を添えて、最寄りの地方運輸局等のうち国土交通大臣が指定するものを経由して国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、平成十五年六月一日以後に交付された操縦免許証を受有する小型船舶操縦士は、第四号に掲げる書類を提出することを要しない。

一 第百六条第一項の操縦試験合格証明書（特定操縦免許を申請する場合であつて、申請する特定操縦免許と同一の資格に係る操縦免許を既に有しているときを除く。）

二 特定操縦免許講習であつて登録特定操縦免許講習機関が行うものの課程を修了したことを証明する書類（特定操縦免許を申請する場合に限る。）

四三 本籍の記載のある乗船履歴を証明する書類(特定機関免許を申請する場合)その者の有する乗船履歴と正し(外国人にあつては、権限ある機関が発行)、出立の日より三月まで(書類)

五　小型船舶操縦士又は海技士にあつては、操縦免許証又は海技免状の写し
　　即ち、出生の年月日及び性別を証明する書類)

六 第六十九条第二

第六十七条　法第二十

は、次に掲げる船舶

一 海上運送法（昭

二 遊漁船業の適正

(技能限定)
第十八章 去第二二

第六十八條 法第二十
一 小型船舶（特殊

の航行する区域、
イ 小型船舶の航

が微弱である海
小型船舶の大

ハロ

二十八歳に満たぬ未満

第六十八條の二
（履歴限定）

第七十一条第一号並び

紳士又は一級小型船
乗船履歴（総トン数

履歴に限る。」が一矢

(準用) 第六十八条の三 第二項

第六十六条第三号及

「船舶」とあるのは、

ン未満の船舶(平水
の運航、機関の運転

卷之三

履歴（三級海技士（通信）試験又は海技士（電子通信）の資格についての海技試験に対する乗船履歴の場合を除く。）とあるのは、「船長若しくは航海士の職務の履歴以外の履歴又は主として船舶の運航に従事しない職務の履歴」と読み替えるものとする。
 （特定操縦免許講習事務の実施基準）

第六十八条の四 法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の四の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 十五歳以上の者について講習を行うものであること。
- 二 特定操縦免許講習事務を管理する者（第四号及び次条において「特定操縦免許講習管理者」という。）が、次に掲げる要件に適合していること（登録特定操縦免許講習機関が学校等である場合を除く。）。
- イ 二十五歳以上の者であること。
- ロ 過去二年間に特定操縦免許講習事務に関し不正な行為を行つた者又は法若しくは法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者でないこと。
- ハ 特定操縦免許講習事務を適正に管理できると認められる者であること。
- ニ 特定操縦免許講習について必要な知識及び経験を有する者であること。

三 告示で定める必要履修科目の講習時間等の講習の内容及び講習の方法が、それぞれ告示で定めた基準に適合するものであること。

四 特定操縦免許講習管理者及び講師（学校等の教員を除く。以下この号において同じ。）の知識及び能力の維持のため、当該特定操縦免許講習管理者及び講師に対し、告示で定める基準に適合する研修を受講させること。

五 第二号イから二までに掲げる要件に適合する者であつて、登録特定操縦免許講習機関が選任した者が、特定操縦免許講習が適切に行われていることを定期的に確認すること。

六 告示で定める基準に適合する教科書を使用するものであること。

七 告示で定める安全対策が講じられていること。

（準用）

第六十八条の五 第三条の三（第一項第三号を除く。）から第三条の五まで及び第三条の七から第三条の十三までの規定は、法第二十三条の二十五の登録及びその更新、特定操縦免許講習、特定操縦免許講習事務、特定操縦免許講習事務規程並びに登録特定操縦免許講習機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる規定中の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条の三第一項第三号	第三条の三第一法第十七条（法第十七条の三第二項）法第二十三条规定による登録及びその更新において準用する場合を含む。）の規定により法第四条第二項の登録	第三条の三第一法第十七条（法第十七条の三第二項）法第二十三条规定による登録及びその更新において準用する場合を含む。）の規定により法第十四条第二項の登録
第三条の三第二項第三号	中欄	中欄
第三条の三第二項第四号	法第十七条の二第三項第五号	法第十七十三条の二十六第一項の表の下欄
第三条の三第二項第六号	法第十七十三条の二十六第一項各号	法第二十三条规定による登録
第三条の四	法第十七十三条の二十六第三項第五号	法第二十三条规定による登録
第三条の七	法第二十三条规定による登録	法第二十三条规定による登録

法第十七条の六第二項
 法第二十三条规定による登録

法第二十三条规定による登録
 法第二十三条规定による登録

（特定操縦免許講習の登録）

第七十条の三 前条の登録は、特定漁船講習を行おうとする者の申請により行う。
 （登録特定漁船講習の要件等）

第七十条の四 國土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が、次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

録事項（操縦免許証）訂正申請書を国土交通大臣に提出し、登録事項又は操縦免許証の訂正を申請しなければならない。」。

第三条の四	法第十七条の二第三項第五号
第三条の六第一項	法第十七条の四
第三条の六第一号及び八第六号	登録海技免許講習管理者
第三条の七	登録操縦免許証更新講習管理者
第三条の八	法第十七条の五
第三条の九及び第三条の十三	法第十七條の六第二項
第三条の十	法第十七条の八第二項第三号
第三条の十一第一項	法第十七条の八第二項第四号
第三条の十二	法第十七条の十二
第七十八条 削除	(登録操縦免許証更新講習)
第七十九条 法第二十三条の十一において準用する法第七条の二第三項第三号の講習の課程は、次条第一項又は第八十二条第一項若しくは第二項の規定により操縦免許証の有効期間の更新の申請をする日以前三月以内に修了したものでなければならない。	(操縦免許証の有効期間の更新)
第八十条 法第二十三条の十一において準用する法第七条の二第三項第三号の講習の課程は、次効期間の更新を申請する者は、当該操縦免許証の有効期間が満了する日以前一年以内に第二十二条様式による操縦免許証更新申請書に添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。	(操縦免許証の有効期間の更新)
一 第七号様式による海技士身体検査証明書、第二十三号様式による小型船舶操縦士身体検査証明書(申請日以前三月以内に医師又は登録操縦免許証更新講習実施機関により受けた検査の結果を記載したものをいう)、小型船舶操縦士身体検査合格証明書(申請日以前一年以内に第百一条の規定による身体検査を受け、交付されたものに限る。第八十五条第一項第一号において同じ)又は海技士身体検査合格証明書(海技士(航海)の資格に係るものに限る)。	(操縦免許証の有効期間の更新)
二 法第二十三条の十一において準用する法第七条の二第三項第一号に掲げる者にあつては、同号の乗船履歴を有することを証明する書類	(操縦免許証更新講習実施機関は、前項第二号に規定する検査を行う場合においては、国土交通大臣が適当と認める職員に当該検査を担当せなければならず、かつ、必要があると認めるときは、医師の診断書の提出を求めなければならない。)
三 第三十一条の規定は、第一項第二号の乗船履歴の証明について準用する。	(操縦免許証更新講習)

(操縦免許証の有効期間の起算日の変更)

第八十一条 操縦免許証（前条第一項の規定によりその有効期間の更新を申請することができるものに限る。）及び海技免状（第九条の五第一項の規定により有効期間の更新を申請することができるものであつて、同時に受有する操縦免許証よりも有効期間の満了日が早く到来するものに限る。）の有効期間の更新を同時に申請する者は、申請により、当該海技免状の有効期間の起算日を当該操縦免許証の有効期間の起算日とすることができる。

2 第九条の五の二第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「第八十一条第一項」と、「海技免状及び操縦免許証」とあるのは、「操縦免許証」と読み替えるものとする。

(操縦免許証の更新期間前の更新)

第八十二条 第八十一条第一項の規定にかかるわらず、同項の規定により操縦免許証の有効期間の更新を申請することができる期間（以下この条において「更新期間」という。）の全期間を通じて本邦以外の地に滞在する者は、その事実を証明する書類を添えて、当該更新期間前に当該操縦免許証の有効期間の更新を申請することができる。

2 第八十一条第一項の規定にかかるわらず、操縦免許証及び海技免状（第九条の五第一項の規定により有効期間の更新を申請することができるものに限る。）を受有する者であつて、当該海技免状の有効期間の更新を申請するものは、操縦免許証についての更新期間前の更新の申請を同時にすることができる。

3 第九条の五の三第四項、第五項及び第七項の規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「前二項」とあるのは、「第八十一条第一項及び第二項」と、「海技免状及び操縦免許証」とあるのは、「操縦免許証」と、同条第五項中「第一項」とあるのは、「第八十一条第一項」と、「前項」とあるのは、「第八十二条规定第三項において準用する第九条の五の三第四項」と、「海技免状」とあるのは、「操縦免許証」と、同条第七項中「第三項」とあるのは、「第八十二条第二項」と、「海技免状及び更新期間内操縦免許証」とあるのは、「操縦免許証」と、「第四項の規定により海技免状及び操縦免許証が交付された日」とあるのは、「同時に更新の申請をした海技免状の有効期間の起算日」と読み替えるものとする。

(操縦免許証失効再交付のための講習)

第八十三条 法第十三条の十一において準用する法第七条の二第五項の操縦免許証が効力を失つた場合における操縦免許証の再交付を申請する者（以下「操縦免許証失効再交付申請者」といいう。）は、第七十五条に規定する身体適性に関する基準を満たしていなければならない。

第八十四条 操縦免許証失効再交付申請者は、操縦免許証の効力が失われた場合の知識及び経験の不足を補うための講習（以下「操縦免許証失効再交付講習」という。）であつて次条及び第八十条の三の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録操縦免許証失効再交付講習」という。）を行う者（以下「登録操縦免許証失効再交付講習実施機関」という。）が行うものの課程を、第八十五条の規定により操縦免許証の再交付の申請をする日以前三月以内に修了しないなければならない。

(操縦免許証失効再交付講習の登録)

第八十四条の二 前条の登録は、操縦免許証失効再交付講習を行おうとする者の申請により行う。

(登録操縦免許証失効再交付講習の要件等)

第八十四条の三 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が、次に掲げる条件のいずれにも適合

しているときは、その登録をしなければならない。
一 別表第十の上欄に掲げる施設及び設備を用いて、同表の下欄に掲げる条件のいずれにも適合する者により操縦免許証失効再交付講習が行われるものであること。
二 小型船舶の製造、輸入又は販売を業とする者（以下この号において「小型船舶関連事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、小型船舶関連事業者がその親法人であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社にあつては、業務を執行する社員）に占める小型船舶関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該小型船舶関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、小型船舶関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該小型船舶関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

2 国土交通大臣は、登録申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 次条において準用する第四条の十七の規定により第八十四条の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、登録操縦免許証失効再交付講習の実施に関する事務（以下「登録操縦免許証失効再交付講習事務」という。）を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの第八十四条の登録は、登録操縦免許証失効再交付講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

3 国土交通大臣は、登録申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一 登録年月日及び登録番号
二 登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
三 登録操縦免許証失効再交付講習事務を行う事務所の名称及び所在地
四 登録操縦免許証失効再交付講習事務の開始日

(准用)
第一 条登録年月日及び登録番号
第二 条登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
第三 条登録操縦免許証失効再交付講習事務を行う事務所の名称及び所在地
第四 条登録操縦免許証失効再交付講習事務の開始日

号	第四条の十四第一項	第四条の九	第四条の五第三項第六号	第四条の五第三項各号	第八十四条の三第一項第二号イからハまで及び第二項各号
前条第二項第四号	二号から第四号まで	二号から第四号まで	二号から第四号まで	二号から第四号まで	二号から第四号まで
前条第二項第四号	二号から第四号まで	二号から第四号まで	二号から第四号まで	二号から第四号まで	二号から第四号まで
前条第二項第四号	二号から第四号まで	二号から第四号まで	二号から第四号まで	二号から第四号まで	二号から第四号まで
前条第二項第四号	二号から第四号まで	二号から第四号まで	二号から第四号まで	二号から第四号まで	二号から第四号まで

第四条の十五	第四条の六第一項	第八十四条の三第一項第一号
第四条の十六	同項	第八十四条の三第一項第一号
第四条の十七第一号	第四条の九	第八十四条の四において準用する第四条の九
第四条の十七第二号	第四条の六第二項第三条	第八十四条の三第二項第一号又は第三号
第四条の十七第三号	第四条の十三第二項	第八十四条の四において準用する第四条の十から第十二条まで、第四条の十三第一項又は第四条の十三第一項又は十八号又は第三号
第四条の十七第四号	前二条	第八十四条の四において準用する第四条の十五及び第四条の四ににおいて準用する第四条の十五及び第四条の四ににおいて準用する第四条の十二
第四条の十九、第四条の二十	第四条の十一	第八十四条の四において準用する第四条の十二
二十一及び第四条の二十	第四条の十二	第八十四条の四において準用する第四条の十二
二第三号	第四条の十九	第八十四条の四において準用する第四条の十八第一項及び第二項
第四条の二十一及び第四条の二十一	第四条の十七	第八十四条の四において準用する第四条の十七
第四条の二十二第四号	第四条の二十一	第八十四条の四において準用する第四条の二十一
第四条の二十二第五号	前条	第八十四条の四において準用する第四条の十
第四条の二十二第一号	第四条の十	第八十四条の四において準用する第四条の十
第四条の二十二第一号	前条	第八十四条の四において準用する第四条の二十一
（操縦免許証の失效再交付）		
第八十五条	操縦免許証失効再交付申請者は、第二十四号様式による操縦免許証再交付申請書に次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。	一 前号のほか、操縦免許の効力が失われたとき。 二 法第二十三条の十一において準用する法第七条の二第二項の規定による操縦免許証の有効期満の更新を行わず、操縦免許証の効力が失われたとき。
一 第七号様式による海技士身体検査証明書、第二十三号様式による小型船舶操縦士身体検査証明書（申請日以前三月以内に医師又は登録操縦免許証失効再交付講習実施機関により受けた検査の結果を記載したもの）。	三 第八十六条の七第一項又は第三号	一 法第二十三号の七第一項又は第三号
二 登録操縦免許証失効再交付講習の課程を修了したことを証明する書類	四 第八十六条の七第一項又は第三号	二 法第二十三号の七第一項又は第三号
2 登録操縦免許証失効再交付講習実施機関は、前項第一号に規定する検査を行う場合においては、国土交通大臣が適当と認める職員に当該検査を担当させなければならない。	五 第八十六条の七第一項又は第三号	三 法第二十三号の七第一項又は第三号
（操縦免許証用写真の添付）	（操縦免許証用写真の添付）	四 第八十六条の七第一項又は第三号
第八十六条	小型船舶操縦士は、操縦免許証を滅失し、又は損壊したときは、第二十四号様式による操縦免許証再交付申請書を国土交通大臣に提出し、操縦免許証の再交付を申請することができる。	五 第八十六条の七第一項又は第三号
2 第十条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第八十六条第一項」と、「海技免状」とあるのは、「操縦免許証」と、同条第三項中「第一項」とあるのは、「第八十六条第一項」と、「海技免状」とあるのは、「操縦免許証」と読み替えるものとする。	（操縦免許証用写真の添付）	（操縦免許の取消し等の通知）
（操縦免許証用写真の添付）	（操縦免許の取消し等の通知）	（操縦免許の取消し等の通知）
第八十七条	第六十六条第一項、第七十条第一項から第三項まで、第七十三条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項、第八十二条第一項若しくは第二項、第八十五条第一項又は前条第一項の規定による操縦免許申請書、操縦免許限定期解除（変更）申請書、登録事項（操縦免許証）訂正申請書、操縦免許証更新申請書又は操縦免許証再交付申請書には写真を添付しなければならない。	（操縦免許の取消し等の通知）

（操縦免許証の返納）
第八十八条 小型船舶操縦士は、次に掲げる場合には、速やかに、その事由を記載した書面を添えて、その受有する操縦免許証（第四号の場合には、発見した操縦免許証）を国土交通大臣に返さなければならぬ。
一 法第二十三条の七第一項又は第二項の規定により操縦免許を取り消されたとき。
二 前号のほか、操縦免許の効力が失われたとき。
三 法第二十三条の十一において準用する法第七条の二第二項の規定による操縦免許証の有効期間の更新を行わず、操縦免許証の効力が失われたとき。

四 第八十六条第二項において準用する第十条第三項の規定により操縦免許の再交付を受けた後又は第四項の規定により届出をした後、失った操縦免許証を発見したとき。
五 小型船舶操縦士は、次に掲げる場合には、交付を受ける操縦免許証と引換えに、その受有する操縦免許証を国土交通大臣に返さなければならない。

一 受有する操縦免許証に係る資格と同一の資格についての特定操縦免許を受けたとき。

二 上級の資格についての操縦免許を受けたとき、又は技能限定がなされた操縦免許を受けた者が同一の資格についての限定がなされていない操縦免許若しくは限定がより緩和された技能限定がなされた操縦免許を受けたとき。

三 第九条の五の二第三項、第九条の五の三第四項、第七十条第四項、第七十一条第四項において準用する第四条の二第四項、第七十二条第二項、第七十四条において準用する第九条、第八十一条第二項において準用する第九条の五の二第三項又は第八十二条第三項において準用する第九条の五の三第四項の規定により操縦免許証の交付を受けたとき。

四 第八十条第一項の規定により操縦免許証の有効期間の更新を行うとき。

五 操縦免許証を毀損したため再交付を受けるとき。

三 小型船舶操縦士が、失踪の宣告を受け、又は死亡したときは、同居の親族又は操縦免許証を保管する者は、第一項の手続をしなければならない。

四 前三项の場合において、返すべき操縦免許証が滅失しているときは、その事實を証明する書類を添えて、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（操縦免許証更新申請書等の提出）
（小型船舶操縦士免許原簿の登録の抹消）

第八十九条 第七十一条第一項から第三項まで、第七十三条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項、第八十二条第一項若しくは第二項、第八十五条第一項、第八十六条第一項又は前条の規定による申請書、届出書又は操縦免許証の提出は、最寄りの地方運輸局等を経由してしなければならない。

（小型船舶操縦士免許原簿の登録の抹消）
第九十条 国土交通大臣は、次の各号に掲げる場合には、小型船舶操縦士免許原簿の登録を抹消する。

一 法第二十三条の六の規定により操縦免許の効力が失われたとき。

二 海難審判法第三条の裁決により操縦免許が取り消されたとき。

三 法第二十三条の七第一項又は第二項の規定により操縦免許を取り消したとき。

四 第八十八条第三項の規定による返納又は同条第四項の規定による届出（同条第三項の場合に限る。）があつたとき。

五 前各号のほか、操縦免許が無効となつたとき。

二 第十四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条中「前項」とあるのは、「第九十条第一項」と、「海技免許原簿」とあるのは、「小型船舶操縦士免許原簿」と、「海技士」とあるのは、「小型船舶操縦士」と読み替えるものとする。

（操縦免許の取消し等の通知）
第九十一条 国土交通大臣は、法第二十三条の七第一項又は第二項の規定による処分をしたとき、その旨及び事由並びに操縦免許の取消し又は業務の停止の場合には、操縦免許証を返納又は

提出すべき地方運輸局等の名称及びその期限を、書面をもつて、当該処分を受けた小型船舶操縦士に通知する。

第九十二条 法第二十三条の七第一項の規定により業務の停止の処分を受けた小型船舶操縦士は、(操縦免許の業務停止の期間)

前条の期限内に、操縦免許証を提出しなければならない。
2 小型船舶操縦士の業務の停止の期間は、前条の地方運輸局等において前項の操縦免許証を受理した日から起算する。

(違反行為の内容及び回数の基準)

第九十三条 法第二十三条の七第一項第二号の国土交通省令で定める基準は、違反行為に係る累積点数(当該違反行為及び当該違反行為をした日を起算日とする過去一年以内における他の違反行為のそれぞれについて別表第十一第一号の表に定めるところにより小型船舶操縦士に付した点数の合計をいう。以下同じ)が、別表第十一第二号の表の前歴の有無の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の累積点数の欄に掲げる点数に該当することとなつたときとする。

(小型船舶操縦士の業務を適正に行うことができる者)

第九十四条 法第二十三条の七第二項の国土交通省令で定める者は、第七十五条に規定する身体適性に関する基準を満たしていない者とする。

第九十五条 操縦免許証を滅失したとき、又はこれを返さなければならない場合(第八十八条第一項第三号に掲げる場合を除く。)に返さなかつたときは、国土交通大臣は、その操縦免許証が無効であることを告示する。

第六章 小型船舶操縦士国家試験

第一節 操縦試験の種別

(資格別による操縦試験の種別)

第九十六条 操縦試験は、次の各号に掲げる種別とする。

一 級 小型船舶操縦士試験

二 級 小型船舶操縦士試験

三 二級小型船舶操縦士(第一号限定)試験

四 二級小型船舶操縦士(第二号限定)試験

五 特殊小型船舶操縦士試験

(操縦試験の試験期日等の公示)

第九十七条 操縦試験の期日並びに操縦試験申請書の提出期限その他必要な事項は、国土交通大臣(指定試験機関の行う操縦試験にあつては、指定試験機関。第八一条第二項及び第三項、第一百四条第三項、第一百六条、第一百七条並びに第一百十二条第三項において同じ。)が公示する。

第二節 操縦試験の受験資格

(操縦試験の受験資格)

第九十八条 操縦試験は、試験開始期日の前日までに次の各号に掲げる操縦試験の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める年齢の者でなければ、受けることができない。

一 二級小型船舶操縦士(第一号限定)試験及び特殊小型船舶操縦士試験 十五歳九月以上

二 二級小型船舶操縦士(第二号限定)試験 十五歳九月以上十八歳未満

三 その他の種別の操縦試験 十七歳九月以上

(操縦試験の申請)

第九十九条 操縦試験を申請する者は、第二十五号様式による操縦試験申請書に写真及び次に掲げる書類を添えて、操縦試験を受ける地を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣(指定試験機関の行う操縦試験を申請する者にあつては、操縦試験を受ける地を管轄する指定試験機関の事務所)に提出しなければならない。

一 住民票の写しその他の氏名及び出生の年月日を証明する書類

二 小型船舶操縦士又は海技士にあつては、操縦免許証又は海技免状の写し

三 第百一条第二項の規定による身体検査を受けようとする者にあつては、医師により試験開始日前六月以内に受けた検査の結果を記載した第二十三号様式による小型船舶操縦士身体検査証明書

4 第百七条の規定による身体検査の省略(同条第一号又は第二号の場合に限る。)を受けようとする者にあつては、小型船舶操縦士身体検査合格証明書又は海技士身体検査合格証明書(海技士(航海)の資格に係るものに限る。)

5 学科試験に合格している者にあつては、学科試験合格証明書

6 実技試験に合格している者にあつては、実技試験合格証明書

7 第百十二条第一項の規定により実技試験の免除を受けようとする者にあつては、同条第二項において準用する第三十二条の規定による乗船履歴の証明書(第百十二条第一項の規定により実技試験の免除を受けようとする者にあつては、当該証明書及び一眼が見えなくなつた時期を証明する書類)

八 第百十三条の規定による学科試験又は実技試験の免除を受けようとする者にあつては、登録小型船舶教習所の発行する修了証明書(学科試験の免除を受けようとする者にあつては、学科試験に対応する必要履修科目を、実技試験の免除を受けようとする者にあつては、実技試験に対応する必要履修科目を修得した旨を証明する証明書。以下同じ。)

第九十条 操縦試験の申請は、同時に二以上の種別の操縦試験についてすることはできない。ただし、特殊小型船舶操縦士試験とその他の種別の一の操縦試験の申請については、同時にすることはできる。

(操縦試験の身体検査)

第一百一条 身体検査は、別表第九の検査項目の欄に掲げる項目について行う。

2 国土交通大臣は、操縦試験を申請した者が、第九十九条第三号に掲げる書類を提出した場合にあつては、当該書類の内容が別表第九に定める身体検査基準に該当することの確認及び目視その他の簡単な検査をもつて、その者に対する身体検査とすることができる。

3 国土交通大臣は、操縦試験を受ける者が別表第九に定める身体検査基準に該当するかどうかの判定に関し必要があると認めるときは、医師の診断書の提出を求めることができる。

4 第一項の身体検査に合格しない者に對しては、学科試験及び実技試験は行わない。ただし、身體検査器具の故障その他の事由により、別表第九の検査項目の一部の項目の検査を行うことができる。

5 前項の筆記試験は、あらかじめ公示するところにより、口述試験をもつて代えることができる。

(操縦試験の学科試験)

第一百二条 学科試験は、別表第十二の操縦試験の種別ごとに掲げる試験科目について行う。

第一百三条 操縦試験の学科試験は筆記試験とする。

2 前項の筆記試験は、あらかじめ公示するところにより、口述試験をもつて代えることができる。

(操縦試験の実技試験)

第一百四条 実技試験は、別表第十三の操縦試験の種別ごとに掲げる試験科目について行う。

2 実技試験は、国土交通大臣が告示で定める基準に適合する小型船舶(ただし、特殊小型船舶操縦士試験にあつては、特殊小型船舶)を使用して行う。

3 実技試験においては、国土交通大臣が提供した小型船舶を使用するものとする。ただし、身体の障害のある者について実技試験を行う場合において、国土交通大臣が提供した小型船舶によつては実技試験を行うことが困難なときは、国土交通大臣が提供した小型船舶以外の小型船舶を使用することができる。

第一百五条 身体検査、学科試験又は実技試験を受ける者は、それぞれの検査又は試験に係る手数料を、それぞれの検査又は試験を受けるときに、納めなければならない。

(操縦試験合格の通知等)

- 第一百六条** 国土交通大臣は、操縦試験に合格した者に対し、操縦試験合格証明書を交付する。
国土交通大臣は、身体検査の各項目について合格基準に達した者に対し、その者の申請があつたときは、小型船舶操縦士身体検査合格証明書を交付する。

第三項 国土交通大臣は、学科試験に合格した者に対し、その者の申請があつたときは、学科試験合格証明書を交付する。

第四項 國土交通大臣は、実技試験に合格した者に対し、その者の申請があつたときは、実技試験合格証明書を交付する。

第四節 操縦試験の免除等

十一

第一百七条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、認定により、その者に対する身体検査（第三号

い扱いの場合はあつては、特別な船舶操縦士試験の他の種別のいずれかの操縦士試験の具體検査)を省略することができる。

一 身体検査の各項目について基準に該当した者が身体検査を受けた日から一年以内に操縦試験の申請をした場合

二 第四十条の規定による身体検査(海技士(航海)の資格に係るものに限る。)の各項目について合格基準に達した者が当該身体検査を受けた日から一年以内に操縦試験の申請をした場合

三 第百条ただし書の規定により特殊小型船舶操縦士試験及びその他の種別のいずれかの操縦試験の申請が同時にあつた場合

(操縦試験の学科試験の省略)

第一百八条 一の操縦試験について学科試験に合格した者が第百六条第三項の学科試験合格証明書を添えて申請したときは、当該操縦試験（学科試験に合格した操縦試験が一級小型船舶操縦士試験である場合にあつては、一級小型船舶操縦士試験、学科試験に合格した操縦試験が二級小型船舶操縦士試験又は二級小型船舶操縦士（第二号限定）試験である場合にあつては、二級小型船舶操縦士試験及び二級小型船舶操縦士（第二号限定）試験）の学科試験は行わない。ただし、当該操縦試験の開始期日前に学科試験に合格した日から起算して二年を経過する場合は、この限りでない。

(操縦試験の学科試験の免除)
第一百九条 次の表の上欄に掲げる操縦試験を受ける者が同表の中欄に定める資格の小型船舶操縦士又は海技士である場合には、それぞれ同表の下欄に定める試験科目については、学科試験を免除する。

一級小型船舶操縦士 二級小型船舶操縦士 (當該資格に係る操縦免許に技能限定がなされていない場合(一般)) 小型船舶操縦者の心得及び遵守事項

又は第六十八条第二号の規定による技能交通の方法（一般）
限定がなされている場合に限る。）

海技士（航海）の資格	物別ハチニ最前打綱二 ハチニ最前打綱二の行ノテ ハチニ最前打綱二の行ノテ （一般）
交通の方法（一般）	物別ハチニ最前打綱二 ハチニ最前打綱二の行ノテ ハチニ最前打綱二の行ノテ （一般）

運航（上級）

二級小型船舶操縦士 特殊小型船舶操縦士	海技士（機関）の資格	運航（上級II）
二級 特殊 船舶 操縦士	小型船舶操縦者の心得及び遵守事項	（上級II）

試験又は 船舶操縦士（第二号限 定）試験	船舶操縦士（第二号限 定）試験	船舶操縦士（第二号限 定）試験
海技士（航海）の資格	交通の方法（一般）	（一般）

次条第一号ロの二級小型船舶操縦士登録小 型船舶教習所	船舶操縦士（第二号限）定試験	つては学科試験 実技試験に対応する必要履修科目を修得した者にあつては実技試験
次条第一号ハの二級小型船舶操縦士（第一号限）試験登録小 型船舶教習所	船舶操縦士（第二号限）定試験	た者にあつては学科試験及び実技試験
次条第一号ニの特殊小型船舶操縦士登録小 型船舶教習所	船舶操縦士（第二号限）定試験	必要履修科目の全部を修得した者にあつては学科試験及び実技試験
次条第一号イの一級小型船舶操縦士登録小 型船舶教習所	船舶操縦士（第二号限）定試験	必要履修科目を修得した者にあつては学科試験及び実技試験
（登録小型船舶教習所の区分）第五節	（登録小型船舶教習所の区分）第五節	船舶操縦士（第二号限）定試験
第一百四十四条 法第二十三条の十第一項の登録小型船舶教習所は、次に掲げる登録小型船舶教習所の区分に従い、小型船舶操縦者の教習を行う。	法第二十三条の十第一項の登録小型船舶教習所は、次に掲げる登録小型船舶教習所の区分に従い、小型船舶操縦者の教習を行う。	船舶操縦士（第二号限）定試験
一 第一種教習所（その教習を目的とする小型船舶操縦士の資格に係る操縦試験について第百十一条第一項に規定する乗船履歴を有しない者を対象とする教習所をいう。以下同じ。）	法第二十三条の十第一項の登録小型船舶教習所は、次に掲げる登録小型船舶教習所の区分に従い、小型船舶操縦者の教習を行う。	船舶操縦士（第二号限）定試験
イ 一級小型船舶操縦士第一種教習所（一級小型船舶操縦士の教習を目的とする第一種教習所をいう。）	法第二十三条の十第一項の登録小型船舶教習所は、次に掲げる登録小型船舶教習所の区分に従い、小型船舶操縦者の教習を行う。	船舶操縦士（第二号限）定試験
ロ 二級小型船舶操縦士第一種教習所（その操縦免許について第六十八号の規定による技能限定がなされた者を除く。）の教習を目的とする第一種教習所をいう。）	法第二十三条の十第一項の登録小型船舶教習所は、次に掲げる登録小型船舶教習所の区分に従い、小型船舶操縦者の教習を行う。	船舶操縦士（第二号限）定試験
イ 一級小型船舶操縦士第一種教習所（特殊小型船舶操縦士の教習を目的とする第一種教習所をいう。）	法第二十三条の十第一項の登録小型船舶教習所は、次に掲げる登録小型船舶教習所の区分に従い、小型船舶操縦者の教習を行う。	船舶操縦士（第二号限）定試験
ロ 二級小型船舶操縦士第一種教習所（その操縦免許について第六十八号の規定による技能限定がなされた者を除く。）の教習を目的とする第一種教習所をいう。）	法第二十三条の十第一項の登録小型船舶教習所は、次に掲げる登録小型船舶教習所の区分に従い、小型船舶操縦者の教習を行う。	船舶操縦士（第二号限）定試験
（登録小型船舶教習事務の実施基準）第一百五十五条 法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の六第二項の国土交通省令で定められた者にあつては学科試験	（登録小型船舶教習事務の実施基準）第一百五十五条 法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の六第二項の国土交通省令で定められた者にあつては学科試験	（登録小型船舶教習事務の実施基準）第一百五十五条 法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の四の国土交通省令で定める基準

一 十五歳以上の者（第二種登録小型船舶教習所にあつては、当該登録小型船舶教習所が教習を目的とする操縦試験の種別に応じ、第九十八条に規定する年齢に達し、かつ、第一百十二条第一項に規定する乗船履歴を有する者）について教習を行ふものであること。
二 次に掲げる要件に適合する者（以下「登録小型船舶教習所管理者」という。）が登録小型船舶教習事務を管理すること（学校等である場合を除く。）。
イ 二十五歳以上の者であること。
ロ 過去二年間に登録小型船舶教習所の修了証明書の発行若しくは操縦試験に關し不正な行為を行つた者又は法若しくは法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を行つわり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者でないことを。
ハ 登録小型船舶教習事務を適正に管理できると認められる者であること。
ニ 小型船舶操縦者の教習について必要な知識及び経験を有する者であること。
三 告示で定める必要履修科目の教習時間等の教習の内容及び教習の方法が、それぞれ告示で定める基準に適合するものであること。
四 登録小型船舶教習所を運営するに十分な人数の登録小型船舶教習所管理者、教員その他の職員が當時当該登録小型船舶教習所に置かれていること。
五 登録小型船舶教習所の教員の知識及び能力の維持のため、当該登録小型船舶教習所の教員に對し、告示で定める基準に適合する研修を受講させること。
六 同時に教習を受ける者の数は、おおむね五十人以下であること。
七 登録小型船舶教習所の課程において第三号の必要履修科目を同号の基準により修得し、かつ、教習開始日から一年以内（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。第一百四十五条第一項第五号において同じ。）、普通地方公共団体、立行政法人及び学校法人にあつては、修業期間内）に、国土交通大臣が適正と認める内容及び方法による修了試験を受け、これに合格した者であつて当該登録小型船舶教習所が教習を目的とする小型船舶操縦士の資格に係る操縦試験の種別に応じ第九十八条に規定する年齢に達している者に對してのみ修了証明書を発行することとなつてゐること。
八 第二号の要件を満たす者であつて登録小型船舶教習実施機関が選任した者が、登録小型船舶教習所における小型船舶操縦者の教習が適切に行われていることを定期的に確認すること。
九 告示で定める基準に適合する教科書を使用するものであること。
十 告示で定める安全対策が講じられていること。
（登録小型船舶教習事務規程の記載事項）
第一百六十六条 法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の六第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一 登録小型船舶教習所における小型船舶操縦者の教習の受講の申請に関する事項
二 第百四十四条各号に規定する登録小型船舶教習所のうち当該登録小型船舶教習所が行うものに関する事項
三 登録小型船舶教習所における小型船舶操縦者の教習の料金、その算出根拠及び収納の方法に関する事項
四 登録小型船舶教習所における小型船舶操縦者の教習の日程、公示方法その他登録小型船舶教習所における小型船舶操縦者の教習の方法に関する事項
五 教科書の名称、著者及び発行者
六 登録小型船舶教習所における小型船舶操縦者の教習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項
七 登録小型船舶教習事務に關する秘密の保持に関する事項
八 登録小型船舶教習事務に関する公正の確保に関する事項
九 不正な受講者の処分に関する事項

(登録小型船舶教習実施機関による修了試験の問題の保存等)

第一百七条 登録小型船舶教習実施機関は、登録小型船舶教習修了試験の問題及び答案等成績に関する記録を当該試験を実施した日から三年間保存しておかなければならぬ。

(準用)

第一百八条 第三条の三から第三条の五まで、第三条の七及び第三条の九から第三条の十二までの規定は、法第二十三条の十第一項の登録及びその更新、登録小型船舶教習所、登録小型船舶教習事務並びに登録小型船舶教習実施機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条の三第一項		法第十七条（法第十七条法第二十三条の二十九（法第二十三条の三十一第二項において準用する場合を含む。）の三第二項において準用する場合を含む。）	法第十七条（法第十七条法第二十三条の二十九（法第二十三条の三十一第二項において準用する場合を含む。）の三第二項において準用する場合を含む。）
第三条の三第一項第一号及び第四号	第三条の三第一項第一号及び第四号	者者の住所地	者者の住所地
第三条の三第一項第三号及び第四号	第三条の三第一項第三号及び第四号	海技免許講習	海技免許講習
第三条の三第一項第三号から第五号まで	第三条の三第一項第三号から第五号まで	法別表第一	法別表第一
第三条の三第一項第三号及び第四号	第三条の三第一項第三号及び第四号	法別表第四	法別表第四
第三条の三第一項第六号	第三条の三第一項第六号	小型船舶教習所	小型船舶教習所
第三条の四第一号及び第三条の十二第一項（第二号を除く）	第三条の四第一号及び第三条の七及び第五号	登録海技免許講習	登録海技免許講習
第三条の三第一項第四号及び第五号	第三条の三第一項第四号及び第五号	講師	講師
第三条の三第一項第六号	第三条の三第一項第六号	教員	教員
第三条の三第一項各号	第三条の三第一項各号	小型船舶教習所	小型船舶教習所
第三条の四	第三条の四	登録小型船舶教習所における小型船舶操縦者の教習	登録小型船舶教習所における小型船舶操縦者の教習
第三条の五、第三条の七及び第五号	第三条の五、第三条の七及び第五号	法第十七条の二第一項各号	法第十七条の二第一項各号
第三条の九	第三条の九	法第十七条の二第一項各号	法第十七条の二第一項各号
第三条の十	第三条の十	法第十七条の二第一項各号	法第十七条の二第一項各号
第三条の七	第三条の七	法第十七条の五	法第十七条の五
第三条の九	第三条の九	法第十七条の七	法第十七条の七
第三条の十	第三条の十	法第十七条の八第二項第三号	法第十七条の八第二項第三号
第三条の十一第一項	第三条の十一第一項	法第十七条の八第二項第四号	法第十七条の八第二項第四号
第三条の十二	第三条の十二	法第十七条の十二	法第十七条の十二
第三条の十二第一項第二号	第三条の十二第一項第二号	登録海技免許講習の受講申請	登録小型船舶教習所の入学申請

第三条の十二第二項 登録海技免許講習の受講申請書

申請書
登録海技免許講習を

登録小型船舶教習所における小型船舶操縦者の教習を

登録小型船舶教習所の登録を受けたものの特例)

第一百九条 国の機関であつて小型船舶教習所の登録を受けたものについては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一百八条 第百十八条において準用する第三条の三登録海技免許講習の受講申請書面をもつて国土交通省令で定める区域の機関であつて小型船舶教習所の登録を受けたものについては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一百八条 第百十八条において準用する第三条の三登録海技免許講習の受講申請書面をもつて国土交通省令で定める区域の機関であつて小型船舶教習所の登録を受けたものについては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

登録小型船舶教習所の入学申請書

書面

第一百二十条から第百二十四条まで 第百二十条から第百二十四条まで削除

申請書を、登録を受けようとする小型船舶教習所の所在地を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に申し出

習所の所在地を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に申し出しなければならない。

書面

第七章 小型船舶操縦者の乗船等 第百二十条から第百二十四条まで削除

(令第十二条第一項第一号の国土交通省令で定める区域)

登録小型船舶教習所の所在地を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に届け出しなければならない。

書面

第一百二十五条 第百二十五条 令第十三条第一項第一号の国土交通省令で定める区域は、沿海区域の境界からその外側八十海里以遠の水域（母船に搭載される小型船舶にあつては、当該水域のうち当該母船から半径二海里以内の水域を除く。）とする。

(令第十二条第一項第二号) (1) の国土交通省令で定める区域

登録小型船舶教習所の所在地を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に届け出しなければならない。

書面

第一百二十六条 第百二十六条 令第十三条第一項第二号 (1) の国土交通省令で定める区域は、A1 水域及びA2 水域とする。

(令第十三条第一項第二号) (1) の国土交通省令で定める区域

登録小型船舶教習所の所在地を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に届け出しなければならない。

書面

第一百二十七条 第百二十七条 令別表第二備考1の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

令別表第二備考1の国土交通省令で定める基準

登録小型船舶教習所の所在地を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に届け出しなければならない。

書面

一 長さ四メートル未満、かつ、幅一・六メートル未満の小型船舶であること。

登録小型船舶教習所の所在地を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に届け出しなければならない。

登録小型船舶教習所の所在地を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に届け出しなければならない。

書面

二 定員が二名以上の小型船舶にあつては、操縦位置及び乗船者の着座位置が直列のものであること。

登録小型船舶教習所の所在地を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に届け出しなければならない。

登録小型船舶教習所の所在地を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に届け出しなければならない。

書面

三 ハンドルバー式の操縦装置を用いる小型船舶その他の身体のバランスを用いて操縦を行うこと。

登録小型船舶教習所の所在地を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に届け出しなければならない。

登録小型船舶教習所の所在地を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に届け出しなければならない。

書面

四 推進機関として内燃機関を使用したジエット式ポンプを駆動させることによつて航行する小型船舶であること。

登録小型船舶教習所の所在地を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に届け出しなければならない。

登録小型船舶教習所の所在地を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に届け出しなければならない。

書面

五 操縦者が船外に転落した際、推進機関が自動的に停止する機能を有する等操縦者がいない状態の小型船舶が船外に転落した操縦者がから大きく離れないような機能を有すること。

登録小型船舶教習所の所在地を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に届け出しなければならない。

登録小型船舶教習所の所在地を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に届け出しなければならない。

書面

2 前項各号に掲げる基準に適合しない小型船舶であつても、国土交通大臣がその小型船舶の構造その他の事項等を考慮して、その操縦に必要な技能と同等であると認める場合には、前項各号の基準に適合する小型船舶の操縦に必要な技能と同等であると認める場合には、前項各号の基準に適合するものとする。

登録小型船舶教習所の所在地を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に届け出しなければならない。

登録小型船舶教習所の所在地を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に届け出しなければならない。

書面

(令別表第二備考2第一号の国土交通省令で定める区域)

登録小型船舶教習所の所在地を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に届け出しなければならない。

登録小型船舶教習所の所在地を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に届け出しなければならない。

書面

第一百二十八条 第百二十八条 令別表第二備考2第一号の国土交通省令で定める区域は、次に掲げる水域とする。

登録小型船舶教習所の所在地を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に届け出しなければならない。

登録小型船舶教習所の所在地を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に届け出しなければならない。

書面

一 平水区域

登録小型船舶教習所の所在地を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に届け出しなければならない。

登録小型船舶教習所の所在地を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に届け出しなければならない。

書面

二 本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島でその海岸が沿海区域に接するもの

登録小型船舶教習所の所在地を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に届け出しなければならない。

登録小型船舶教習所の所在地を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に届け出しなければならない。

書面

- (母船搭載型小型船舶)**
- 第二百二十九条** 令別表第二備考2第二号の国土交通省令で定める小型船舶は、母船から半径一海里以内の区域を航行する小型船舶とする。
 (引かれて航行する小型船舶)
- 第二百三十一条** 令別表第二備考2第三号の国土交通省令で定める小型船舶は、近海区域又は遠洋区域を航行区域とする小型船舶であつて第百二十八条に規定する区域のみを航行するものとする。
 (乗船基準の特例)
- 第二百三十二条** 法第二十三条の三十六第一項の国土交通省令で定める事由は、航行の態様が乗船基準において考慮された小型船舶の航行の安全に関する事項に照らし特殊であると国土交通大臣が特に認める事由とする。
- 第二百三十三条** 法第二十三条の三十六第一項の規定による国土交通大臣の許可を申請する者は、第十四号様式による特例許可申請書を船舶所有者の住所地を管轄する地方運輸局長(外国において領事官の許可を申請する場合は、領事官)に提出しなければならない。
- 2 前項の特例許可申請書は、船舶所有者の住所地を管轄する地方運輸局(当該住所地が本邦外にあるときには、関東運輸局)の運輸支局又は海事事務所を経由して提出することができる。
- 第二百三十四条** 第六十五条の規定は、領事官が法第二十三条の三十六の事務を行つた場合について準用する。
- 第八章 小型船舶操縦者の遵守事項等**
- (自己操縦)**
- 第二百三十五条** 法第二十三条の四十第二項の国土交通省令で定めるときは、次の各号に掲げる場合とする。
- 一 港則法(昭和二十三年法律第百七十四号)に基づく港の区域を航行するとき。
- 二 海上交通安全法(昭和四十七年法律第百十五号)に基づく航路を航行するとき。
- 三 特殊小型船舶に乗船するとき。
- 四 場合
- 第一項の規定は、乗船基準において必要とされる資格に係る操縦免許証を受有する小型船舶操縦士が操縦する場合とする。
- 二 二級小型船舶操縦士の資格に係る操縦免許を受けた者が当該小型船舶を操縦する場合。ただし、法第二十三条の三第二項に基づく技能限定がなされた操縦免許を受けた者については、当該小型船舶がその限定された区域を航行し、その限定された大きさであり、かつ、その限定をされた出力の推進機関を有するものである場合に限る。
- 三 漁業法第二条第一項に規定する漁業、海上運送法第二条第二項に規定する船舶運航事業その他の国土交通大臣が告示で定める事業の用に供する小型船舶をその事業に従事する者が操縦する場合
- 四 帆走中の帆船において小型船舶操縦者が操縦の指揮監督を行ふ場合
- 五 指定試験機関の小型船舶操縦士試験員又は教習所の教員が操縦の指揮監督を行う場合
- 六 前各号のほか、国土交通大臣が小型船舶の航行の安全の確保に支障がないと特に認める場合(危険な操縦の方法)
- 第二百三十六条** 法第二十三条の四十第三項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。
- 一 遊泳者その他の人の付近において、小型船舶をこれらの者との衝突その他の危険を生じさせるおそれのある速力で航行する操縦の方法
- 二 遊泳者その他の人の付近において、小型船舶を急回転し、又は縫航する操縦の方法
 (船外への転落に備えた措置)
- 三 (船外への転落に備えた措置)
- 第二百三十七条** 法第二十三条の四十第四項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 二 航行中の特殊小型船舶に乗船している場合**
- 三 航行中の小型漁船に一人で乗船して漁ろうに従事している場合**
- 四 前各号に定めるもののほか、小型船舶の暴露甲板に乗船している場合**
- 二 十二歳未満の児童が航行中の小型船舶に乗船している場合**
- 三 前各号に掲げる場合(次項に規定する場合を除く。)に講ずる法第二十三条の四十第四項の国土交通省令で定める必要な措置は、船舶安全法第二条第一項の適用を受ける小型船舶に乗船している場合にあっては、当該船舶に救命設備若しくは特殊設備として備え付けられ、又は当該船舶に持ち込まれた次の第一号から第三号までに掲げるもの(持ち込まれたものにあっては、備え付けられたものに相当する性能を有するものとして国土交通大臣が認めるものに限る。)のいずれかを着用させる措置とし、同法第二条第一項の適用を受けない小型船舶に乗船している場合にあっては、次の各号に掲げるもののいずれかを着用させる措置とする。**
- 一 小型船舶用救命胴衣(小型船舶安全規則(昭和四十九年運輸省令第三十六号)第五十三条に規定する小型船舶用救命胴衣をいう。)
- 二 小型船舶用浮力補助具(小型船舶安全規則第五十四条の二に規定する小型船舶用浮力補助具をいう。)
- 三 作業用救命衣(船舶設備規程第三百十一条の二十、小型船舶安全規則第九十九条の二又は小型漁船安全規則(昭和四十九年農林省・運輸省令第一号)第四十三条の二に規定する作業用救命衣をいう。)**
- 四 救命胴衣(船舶救命設備規則(昭和四十年運輸省令第三十六号)第二十九条に規定する救命胴衣をいう。)
- 三 第一項第四号に掲げる場合のうち次の各号に掲げる場合(漁ろうその他の船外への転落のおそれがある行為を行つてゐる場合を除く。)に講ずる法第二十三条の四十第四項の国土交通省令で定める必要な措置は、前項の規定により乗船する小型船舶に応じて必要とされるものを着用せざるよう努める措置とする。**
- 一 次に掲げる要件を満たす位置に乗船している場合の見やすい箇所に表示されていること。
- イ 周囲に高さ七十五センチメートル以上の柵欄その他の船外への転落のおそれがある行為を行つてゐる場合を除く。)に講ずる法第二十三条の四十第四項の国土交通省令で定める必要な措置は、前項の規定により乗船する小型船舶に応じて必要とされるものを着用せざるよう努める措置とする。
- 二 口 船外への転落の防止に関し必要な事項として国土交通大臣が定める事項が乗船している者が設けられること。
- イ 周囲に高さ七十五センチメートル以上の柵欄その他の船外への転落のおそれがある行為を行つてゐる場合を除く。)に講ずる法第二十三条の四十第四項の国土交通省令で定める必要な措置は、前項の規定により乗船する小型船舶に応じて必要とされるものを着用せざるよう努める措置とする。
- 三 二 防波堤その他これに類する波浪を低減することができるものの内側において、岸壁、桟橋その他これらに類するものに係留してある小型船舶に乗船している場合
- 一 前二項の規定は、次の各号に掲げる者には適用しない。
- イ 負傷若しくは障害のため又は妊娠中であることにより船外への転落に備える必要な措置を講ずることが療養上又は健康保持上適当でない者
- 二 著しく体型が大きいことその他の身体の状態により適切に船外への転落に備える必要な措置を講ずることができない者
- 三 水上スキーその他の船外における行為を行うための装備を着用していることにより船外への転落に備える必要な措置を講ずることが当該装備の機能保持上適当でない者(第一項第四号に掲げる場合に限り、漁ろうその他の船外への転落のおそれがある行為を行つてゐる場合を除く。)
- 四 適切な墜落制止用器具を装着させることその他第二項に規定する措置に相当すると国土交通大臣が認める措置が講じられている者
- 五 海上運送法に定める安全管理規程を届け出た事業者が当該規程に従つて運航する船舶に乗船している者
- 六 遊漁船業の適正化に関する法律に定める業務規程を届け出た遊漁船業者が当該規程に従つて運航する船舶に乗船している者
- 七 船室内に乗船している者(第一項第二号及び第三号に掲げる場合に限る。)

(発航前の検査等)

第一百三十八条 法第二十三条の四十第五項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
一 次に掲げる発航前の検査（当該検査の結果に基づく小型船舶の航行の安全を図るために必要とする。

イ 燃料及び潤滑油の量の点検

二ハ口
船体機関及び救命設備その他の設備の
気象情報、水路情報その他の情報の収集
イからハまでに掲げるもののほか、小型船

二 視覚、聴覚及びその時の状況に適した他の全ての手段により、常時適切な見張りを確保する

三 操縦する小型船舶が衝突したとき又はその小型船舶に急迫した危険があるときは、人命の救助に必要な手段を尽くすこと。ただし、自己に急迫した危険があるときは、この限りでない。

(再教育講習受講通知の基準)
第一百三十九条 法第二十三条の四十一第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりと
する。

する
一 別表第十一第一号の表の違反行為の内容の欄に掲げる行為をしたとき（次号に掲げる場合を除く。）。

二 累積点数が、別表第十一第二号の表の前歴の有無の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の累積点数の欄に掲げる点数に該当することとなつたとき。

（再教育講習の内容）
第一百四十条 法第二十三条の四十一第一項の規定による再教育講習は、小型船舶操縦者が遵守すべき事項及び小型船舶の操縦に必要な知識その他の小型船舶の航行の安全に必要な事項の教育を行

うものであつて、国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものとする。
（再教育講習を受けることができないやむを得ない理由）

次の各号に掲げる理由とする。

三二一
本邦外の地に滞在していること。
災害を受けていること。
病氣にかかり、又は負傷していること。

四　法令の規定により身体の自由を拘束されていること。
五　社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が発生していること。

第六百四十二条 前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣がやむを得ないと認める事情があること。（再教育講習を受けたことによる処分の免除又は軽減）

るにより行うものとされた処分について、当該行うものとされた別表第十一第三号の表の上欄に掲げる処分の内容の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるところによる。

(海技試験手数料等) 第九章 婦則

第一回第一三章 海軍の指揮官と士官の給料
（海軍の指揮官と士官の給料）

学科	身 体 検 査
筆記	ノ百七十円
試験	七千二百円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第八百五十一号。以下

		二級小型船舶操縦士（第一号限定）試験	学科試験二千八百円
特殊小型船舶操縦士試験		実技試験一万五千円	実技試験三千五百五十円
		実技試験二千九百円	実技試験一万八千九百円
		学科試験二千九百円	学科試験三千五百五十円
操縦免許証の有効期間の更新を申請する者が納めなければならない手数料の額は、千三百五十円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して更新を申請する場合にあつては、千二百五十円）とする。	4	4	4
操縦免許証の再交付を申請する者が納めなければならない手数料の額は、千二百五十円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して再交付を申請する場合にあつては、千百五十円）とする。	5	5	5
履歴限定の解除、設備等限定の解除等又は特定漁船能力限定の解除を申請する者が納めなければならない手数料の額は、千二百五十円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合にあつては、千五十円）とする。	6	6	6
前項に定めるものほか、小型船舶操縦士免許原簿に登録された事項の変更を申請する者が納めなければならない手数料の額は、千二百五十円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して変更を申請する場合にあつては、千百五十円）とする。	7	7	7
前条第十一項（指定試験機関に納める場合を除く。）の規定は、操縦免許に係る手数料又は登録免許税について、同条第十二項の規定は、操縦免許に係る手数料について準用する。（国土交通大臣が行う場合の手数料）	8	8	8
第二百四十四条の二 法第十七条の十四、法第十七条の十七において準用する法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の十四、法第二十三条の三十四において準用する法第十七条の十四、第四条の二十一、第九条の七の四において準用する第四条の二十一、第七十条の五において準用する第四条の二十一及び第八十四条の四において準用する第四条の二十一の規定により国土交通大臣が行う海技免許講習、海技免狀更新講習、特定操縦免許講習、操縦免許更新講習、電子海図情報表示装置講習、海技免狀失効再交付講習、特定漁船講習又は操縦免許更新講習について、同条第十一項の規定は、登録免許税について、同条第十二項の規定は、操縦免許に係る手数料について準用する。	9	9	9
前項に定めるものほか、小型船舶操縦士免許原簿に登録された事項の変更を申請する者が納めなければならない手数料の額は、次の一表の上欄に掲げる講習の種別ごとに、それぞれ同表の下欄に定める額とする。	10	10	10
講習の種別		料金	
海技免許講習			
特定操縦免許講習			
電子海図情報表示装置講習			
海技免狀失効再交付講習			
操縦免許証更新講習			
特定操縦免許講習			
上級航海失効講習、上級機関失効講習			
航海失効講習、機関失効講習、通信失効講習			
学科講習			

操縦免許証失効再交付講習	実技講習	十二万一千円
(権限の委任)		九千四百円

第一百四十五条

法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長に行わせる。

一 法第七条の二第三項第二号（法第二十三条の十一において準用する場合を含む。）の規定による認定

二 法第十九条第二項の規定による届出の受理

三 法第十九条第三項の規定による命令

四 法第二十条第一項の許可及び同条第二項の規定による命今

に係るもの(除く。)

五 法第二十三条の二十五の登録及びその更新

六 法第二十三条の二十五（法第二十三条の二十七第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理

七 登録特定操縦免許講習機関に係る権限のうち次に掲げるもの

イ 法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の五の規定による届出の受理

ロ 法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の六第一項の規定による届出の受理

ハ 法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の七の規定による届出の受理

ニ 法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の九の規定による命今

ホ 法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の十の規定による命今

ト 法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の十一の規定による命今

八 法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の十五の規定による公示

八 法第二十三条の十第一項の登録及びその更新（国及び独立行政法人以外の者が設置する教習所に係るものに限る。）

九 法第二十三条の二十九（法第二十三条の三十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理

十 登録小型船舶教習所に係る権限のうち次に掲げるもの

イ 法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の五の規定による届出の受理

ロ 法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の六第一項の規定による届出の受理

ハ 法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の七の規定による届出の受理

ニ 法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の九の規定による命今

ホ 法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の十の規定による命今

ト 法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の十一の規定による命今

八 法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の十五の規定による公示

十二 第二十二条の三十六第一項の許可及び同条第二項の規定による権限

十三 第二十八条（第四条の三、第九条の三第二項及び第六十八条の三において準用する場合を含む。）の規定による認定

十四 第三十七条第一項の規定による申請の受理

十五 第四十五条第二項の規定による公示（第二十二条第一項の臨時試験に係るものに限る。）

十六 第五十条第一項の規定による通知及び公示

十七 第五十条第二項から第五項までの規定による証明書の交付

十八 第五十二条の規定による認定

十九 第七十六条第二項の規定による認定

二十 第四十七条の規定による公示

二十一 第四十九条の規定による申請の受理

二十二 第百三条第二項の規定による公示

二十三 第一百六条の規定による証明書の交付

二十四 第一百七条の規定による認定

二十五 第一百三十五条第六号の規定による権限

二 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長も行うことができる。

一 法第二十三条の二十一第一項及び法第二十九条の二第一項の規定による権限

二 法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の十三の規定による権限

三 法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の十三の規定による権限

四 法二十四条の規定による処分及びその取消し

五 法第二十九条の三第一項から第四項までの規定による権限

六 法第二十九条の三第一項の国土交通省令で定める船舶は、条約第三条（a）から

（d）までに掲げる船舶以外の船舶とする。

（OCRに用いる申請書）

第七百四十七条 この省令に規定する申請書のうちOCRに用いるもの（次項及び第三項において「OCR申請書」という。）は、その紙質、印刷等について国土交通大臣の定める基準に適合するものでなければならない。

二 OCR申請書は、折損し、又は汚損したものであつてはならない。

三 OCR申請書の記載方法は、告示で定める。

四 （施行期日）

一 この省令は、法施行の日（昭和二十六年十月十五日）から施行する。

（省令の改廃）

二 左に掲げる省令は、廃止する。

船舶職員法施行細則（昭和十九年運輸通信省令第百十三号）

船舶職員試験規程（昭和十九年運輸通信省令第百十四号）

船舶職員試験規程ノ特例ニ関スル件（昭和十七年遞信省令第六十五号）

海技免状再交付ニ関スル件（大正十二年遞信省令第六十五号）

六級海技士（機関）試験は、当分の間、行わない。

四 船舶職員法施行細則、船舶職員試験規程又は臨時船舶管理法施行規則によつてした申請、認可、証明その他の行為は、この省令中これに相当する規定があるときは、この省令施行後も、こ

の省令の規定によりしたものとみなす。

五 六級海技士（機関）試験は、当分の間、行わない。

六 第二十三条及び第四十四条第一項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる試験については、当該試験の試験科目のうちそれぞれ当該各号に定める試験科目に限り、学科試験は講習口述試験

（国土交通大臣の指定する講習の課程を修了した者の申出により行う講習口述試験をいう。）とす

ることができる。（この場合において、当該申出をしようとする者は、平成十三年三月三十一日ま

での間に、国土交通大臣の指定する講習の課程を修了していなければならない。）

二級海技士（航海）の資格についての試験

法規に関する科目及び英語に関する科目

二級海技士（機関）の資格についての試験

執務一般に関する科目（海事法令及び国際条約に関する部分並びに英語に関する部分に限る。）

前項各号に掲げる試験を申請する者は、同項に規定する申出をしようとする場合にあつては、こ

の省令の規定により提出する申請書に、前項に規定する講習の課程を修了したこと

を証明する書類を添えなければならない。

附 則（昭和二七年一月一二日運輸省令第一〇七号）抄

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十七年八月一日から適用する。

1	この省令は、公布の日から施行し、昭和二十七年二月七日から適用する。但し、第六十六条の次に第六十七条を加える改正規定及び次項の改正規定は、昭和二十七年八月一日から適用する。
附 則	(昭和二十八年三月二五日運輸省令第一三号)
1	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	(昭和二八年一〇月二〇日運輸省令第六二号) 抄
1	この省令は、公布の日から施行する。但し、第三十二条第二項の改正規定は、昭和二十八年九月一日から適用する。
附 則	(昭和二八年一一月二五日運輸省令第八二号) 抄
1	この省令は、令施行の日（昭和二十八年十二月二十五日）から施行する。
附 則	(昭和二九年六月二五日運輸省令第三二号)
1	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	(昭和三〇年三月三〇日運輸省令第九号)
1	この省令は、昭和三十年四月一日から施行する。
附 則	(昭和三〇年九月二〇日運輸省令第四九号) 抄
1	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	(昭和三〇年一月一四日運輸省令第六一号)
1	この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三十二条第二項の改正規定は、昭和三十一年一月一日から施行する。
附 則	(昭和三〇年三月二〇日運輸省令第三二号)
1	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	(昭和三一年三月二〇日運輸省令第六号)
1	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	(昭和三一年九月一六日運輸省令第三四号) 抄
1	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	(昭和三一年一月二二日運輸省令第三号) 抄
1	この省令は、昭和三十三年四月一日から施行する。
附 則	(昭和三一年一月二二日運輸省令第四二号) 抄
1	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	(昭和三三年一月二二日運輸省令第三五号)
1	この省令は、公布の日から施行する。
規 定	この省令施行の際現に海技免状は、当分の間、改正後の第二号様式による海技免状とみなす。
附 則	(昭和三三年七月一一日運輸省令第二五号) 抄
1	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	(昭和三四年五月二二日運輸省令第一五号)
1	この省令は、公布の日から施行する。
規 定	この省令は、当分の間、改正後の第二号様式による海技免状とみなす。
附 則	(昭和三四年五月二二日運輸省令第二五号)
1	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	(昭和三六年四月一一日運輸省令第二〇号)
1	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	(昭和三六年六月三〇日運輸省令第三九号)
1	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	(昭和三七年四月二二日運輸省令第一九号)
1	この省令は、昭和三十七年五月一日から施行する。ただし、第四十五条の改正規定は、昭和三十七年七月一日から施行する。
2	この省令による改正前の第二号様式による海技免状は、改正後の第二号様式による海技免状とみなす。

1	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	(昭和三八年七月一〇日運輸省令第三四号)
1	この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条规定中第四十四条及び第四十五条の改正規定は、昭和三十八年十月一日から施行する。
附 則	(昭和三八年五月二〇日運輸省令第六号)
1	この省令は、前項の規定を除く。の施行前に交付した改正前の船舶職員法施行規則第二号様式による海技免状は、改正後の同規則第二号様式による海技免状とみなす。
3	当分の間、乙種船舶通信士試験及び丙種船舶通信士試験は、船舶職員法施行規則第二十四条第一項の規定にかかわらず、試験開始期日の前日までに十七歳九月に達する者も受けることができるものとする。
附 則	(昭和三八年一〇月一日運輸省令第五四号)
1	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	(昭和三九年五月二〇日運輸省令第二七号)
2	この省令は、昭和三十九年七月一日から施行する。
附 則	(昭和三九年九月一日運輸省令第六一号)
1	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	(昭和四〇年三月一一日運輸省令第六号)
1	この省令は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、第三十六条に一項を加える改正規定、第三十七条第一項第四号及び第三十八条の改正規定、第四十一条にただし書を加える改正規定並びに第四十七条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。
2	当分の間、改正後の第三十六条第二項中「三月以上」とあるのは、「二月以上」とする。
附 則	(昭和四一年五月二六日運輸省令第三三号) 抄
1	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	(昭和四一年一〇月八日運輸省令第五五号)
1	この省令は、昭和四十一年十月十一日から施行する。
2	改定後第48条の二の規定は、この省令の施行の日以後の海技従事者国家試験において全部の試験科目的筆記試験を受け、その一部の試験科目について基準点に達した者に適用する。
附 則	(昭和四一年七月三一日運輸省令第五六号)
1	この省令は、昭和四十二年八月一日から施行する。
2	この省令の施行の際現に存する改正前の水先法施行規則又は船舶職員法施行規則の規定に基づいて了承申請は、改定後の水先法施行規則又は船舶職員法施行規則の規定に基づいてしたものとみなす。
附 則	(昭和四二年九月二七日運輸省令第七四号)
2	この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第四の改正規定は、昭和四十三年四月一日から施行する。
附 則	(昭和四二年一一月九日運輸省令第八一号) 抄
1	この省令は、昭和四十二年十一月十日から施行する。
附 則	(昭和四三年六月二六日運輸省令第二六号)
1	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	(昭和四四年九月六日運輸省令第四七号)
1	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	(昭和四五九年一二日運輸省令第八二号) 抄
2	この省令は、昭和四十五年十月一日から施行する。

2	昭和四十四年十月一日以前に開始された海技従事者国家試験において全部の試験科目の筆記試験を受け、その一部の試験科目について基準点に達した者については、改正後の第五十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3	この省令の施行前に交付した従前の様式による海技免状及び次項の規定により交付した海技免状は、改正後の第二号様式による海技免状とみなす。
1	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	(昭和四六年六月一日運輸省令第三二号) 抄
1	（施行期日）
1	この省令は、法の施行の日（昭和四十六年六月二十四日）から施行する。
附 則	(昭和四七年三月七日運輸省令第五号) 抄
1	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	(昭和四七年五月一一日運輸省令第一六号) 抄
1	この省令は、昭和四十七年五月四日から施行する。
附 則	(昭和四七年五月十五日から施行する。)
1	この省令の施行前に係る乗船履歴については、この省令による改正後の船舶職員法施行規則第三十二条の規定にかかわらず、この省令の施行前に受けたこの省令による改正前の船員法施行規則第二十三条第項の規定による運輸省船員局長の証明により証明されれば足りる。
附 則	(昭和四七年五月一三日運輸省令第三二号) 抄
1	この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。
附 則	(昭和四七年九月六日運輸省令第五五号) 抄
1	この省令は、公布的日から施行する。
附 則	(昭和四七年九月三〇日運輸省令第五八号) 抄
1	この省令は、公布的日から施行する。
附 則	(昭和四八年三月一九日運輸省令第七号) 抄
1	この省令は、法の施行の日（昭和四十八年七月一日）から施行する。
附 則	(昭和四八年三月二七日運輸省令第九号) 抄
1	この省令は、船舶安全法の一部を改正する法律（昭和四八年法律第八十号）の施行の日（昭和四十八年十二月十四日）から施行する。
附 則	(昭和四九年五月二十五日運輸省令第一九号) 抄
（施行期日）	
1	この省令は、船舶職員法の一部を改正する法律（昭和四九年法律第三号）の施行の日（昭和四十九年五月二十六日）から施行する。
（経過措置）	
1	この省令は、船員の資格による海技免状及び次項の規定により交付した海技免状（以下「旧規則」という。）第二号様式による海技免状とみなす。
2	運輸大臣は、昭和五十年六月三十日までは、第一条の規定による改正前の船舶職員法施行規則（昭和四十九年五月二十五日から施行する。）の規定による改正前の船舶職員法施行規則（経過措置）
第三条	この省令の施行前に交付した従前の様式による海技免状及び次項の規定により交付した海技免状は、新規則第二号様式による海技免状とみなす。
1	この省令は、甲種船長、甲種二等航海士、甲種機関長、甲種二等機関士、甲種船舶通信士、乙種船舶通信士又は丙種船舶通信士の資格に係る海技免状（縦状であつて次に掲げるもの以外のものにあつては、当該海技免状の第一頁中央余白部に写真（縦四・五センチメートル、横三・五センチメートル）をはり、かつ、割印をするものとする。）
1	昭和四十九年六月三十日までに行われる試験に合格した者について行う免許を申請する者に對して交付する海技免状
二	この省令の施行の際現に海技免状の訂正又は再交付の申請をしている者に對して交付し、又は再交付する海技免状
第六条	この省令の施行の際旧規則第四十四条第一項の試験又は旧規則第四十五条第一項の試験（同項第二号に掲げる學術試験に係るものに限る。）について一の試験の筆記試験に合格している者が筆記試験合格証明書を添えて申請したときは、新規則第五十二条ただし書の規定にかかわらず、当該試験に対応する新規則第四十四条第一項の試験又は新規則第四十五条第一項の試験（同項第二号に掲げる學科試験に係るものに限る。）の開始期日前にこの省令の施行の日から起算して十年を経過しない場合に限り、その試験の筆記試験は行わない。
第七条	この省令の施行前の期間に係る乗船履歴で、丙種航海士試験、丙種機関士試験、内燃機関丙種機関士試験又は丙種船舶通信士試験に対し、旧規則別表第一の乗船履歴の欄に掲げる要件に適合するもの（同表の乗船履歴中期間の欄に掲げる必要な乗船期間に達しないもので、新規則第三十二条の規定に準じ、この省令の施行後の期間に係る乗船履歴で当該試験の種別に応じ新規則別表第一の乗船履歴中期間の欄に掲げる必要な乗船期間に達しないものと通算した場合に、当該要件に適合することとなるものを含む。）は、この省令の施行の日から十年を経過しない日から開始する当該種別の試験を受ける場合に限り、新規則別表第一の乗船履歴の欄に掲げる要件に適合する乗船履歴とみなす。
第八条	この省令の施行の際総トン数五トン未満の船舶（旅客運送の用に供するものを除く。）において船舶の操舵に從事している者は、総トン数百トン未満の船舶において船舶の操舵に從事した期間が二月以上ある場合（当該期間に総トン数五トン未満の船舶において船舶の操舵に從事した期間が一月以上ある場合に限る。）においては、この省令の施行の日から三年を経過しない日から開始する湖川小馬力四級小型船舶操縦士試験を受ける場合に限り、新規則別表第六の乗船履歴の欄に掲げる要件に適合する乗船履歴を有するものとみなす。
2	前項の乗船履歴の証明については、新規則第五十四条第二項において準用する新規則第三十二条第二項の規定は、適用しない。
3	第一項の乗船履歴により湖川小馬力四級小型船舶操縦士試験の実技試験の免除を受けようとする者にあつては、新規則第一号様式その三による海技従事者国家試験申請書に乗船履歴についての記入をすることを要しない。この場合においては、実技試験の免除に係る乗船履歴について、次に掲げる事項を記載した書面を海技従事者国家試験申請書に添えなければならない。
一	乗船した日数及び時期
二	乗船の目的
三	乗船した船舶の所有者の氏名又は名称
附 則	(昭和四九年九月四日運輸省令第三七号) 抄
（施行期日）	
1	この省令は、昭和四十九年十月一日から施行する。
附 則	(昭和四九年一月一日運輸省令第四二号) 抄
1	この省令は、公布的日から施行する。
附 則	(昭和五〇年五月三一日運輸省令第二〇号) 抄
（施行期日）	
1	この省令は、公布的日から施行する。ただし、第一条中船舶職員法施行規則第四十条に次の二項を加える改正規定並びに同令別表第三、別表第四及び別表第五の改正規定は、昭和五十年六月十五日から施行する。
附 則	(昭和五〇年一〇月二一日運輸省令第四〇号) 抄
（経過措置）	
1	この省令は、昭和五十一年四月一日から施行する。ただし、第三十七条第一項第九号、第六十条の二第三項、第一号様式その一、第一号様式その三及び別表第一の改正規定並びに第四号様式の二の改正規定（第3項）を改める部分に限る。）並びに次項、附則第三項及び第七項の規定は、公布的日から施行する。

- 2 この省令の施行前に行われる海技従事者国家試験（以下「試験」という。）に係る海技従事者国家試験申請書の様式については、改正後の第一号様式その一又は第一号様式その三にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この省令の施行前に行われる試験に係る海技従事者国家試験申請書を提出する場合における書類の添附については、改正後の第三十七条第一項第九号の規定にかかわらず、なお従前の例によること。
- 4 この省令の施行前に行われた試験に係る筆記試験科目免除証明書交付申請書の様式について、規則附則は、第四号様式の二の改正規定（〔第3項〕を改める部分を除く。）による改正後の同様式にかかるわらず、なお従前の例による。
- 5 船舶職員法施行規則（以下「規則」という。）第五十二条の規定の適用については、規則附則第五項の規定により次の表の上欄に掲げる試験が行われない間に限り、この省令の施行前に行われた試験で同表の中欄に定めるものは、同表の下欄に定める試験と同種別の試験とみなす。
- | | | |
|-------------|---|---|
| 四級海技士（機関）試験 | 乙種一等機関士試験 | 内燃機関乙種一等機関士試験 |
| 五級海技士（機関）試験 | 乙種二等機関士試験 | 内燃機関乙種二等機関士試験 |
| 六級海技士（機関）試験 | 丙種機関士試験 | 内燃機関丙種機関士試験 |
| 6 | この省令の施行前に行われた規則第二十二条に掲げる種別の試験（一级小型船舶操縦士、二级小型船舶操縦士、三级小型船舶操縦士及び四级小型船舶操縦士の資格についての試験、甲種船舶通信士試験、乙種船舶通信士試験並びに丙種船舶通信士試験を除く。）において全部の試験科目の筆記試験を受け、その一部の試験科目について基準点に達した者が規則第五十条第四項（次項において準用する場合を含む。）の筆記試験科目免除証明書を添えて申請したときは、次に受ける当該試験と同種別の試験に限り、当該基準点に達した試験科目ごとに次の各号に掲げる試験科目については、筆記試験を行わない。この場合においては、規則第五十三条第一項ただし書き及び同条第二項の規定を準用する。 | この省令の施行前に行われた規則第二十二条に掲げる種別の試験（一级小型船舶操縦士、二级小型船舶操縦士、三级小型船舶操縦士及び四级小型船舶操縦士の資格についての試験、甲種船舶通信士試験、乙種船舶通信士試験並びに丙種船舶通信士試験を除く。）において全部の試験科目の筆記試験を受け、その一部の試験科目について基準点に達した者が規則第五十条第四項（次項において準用する場合を含む。）の筆記試験科目免除証明書を添えて申請したときは、次に受ける当該試験と同種別の試験に限り、当該基準点に達した試験科目ごとに次の各号に掲げる試験科目については、筆記試験を行わない。この場合においては、規則第五十三条第一項ただし書き及び同条第二項の規定を準用する。 |
- 一 航海術 航海に関する科目
- 二 運用術 運用に関する科目
- 三 法規 法規に関する科目
- 四 機関術 機関に関する科目（その一）及び機関に関する科目（その二）
- 五 執務一般 執務一般に関する科目（甲種二等機関士又はこれより上級の資格についての試験にあっては、英語に係る部分を除く。）
- 六 英語 外国語に関する科目又は執務一般に関する科目（英語に係る部分に限る。）
- 7 規則第三十七条第一項第八号の規定は、前項の規定により一部の試験科目について筆記試験の免除を受けようとする者について、規則第五十条第一項及び第四項の規定は、前項の規定により一部の試験科目について筆記試験を免除されることとなる者について、それぞれ準用する。
- 附 則（昭和五一年三月一五日運輸省令第六号）
- （施行期日）
- 1 この省令は、昭和五十一年八月十日から施行する。
(経過措置)
- 附 則（昭和五一年五月一五日運輸省令第一八号）抄
- （施行期日）
- 1 この省令は、昭和五十一年六月二十一日から施行する。
- 附 則（昭和五一年八月九日運輸省令第三三号）
- （施行期日）
- 1 この省令は、昭和五十一年八月十日から施行する。
- 2 この省令による改正前の船舶職員法施行規則（以下「旧規則」という。）の規定による湖川小馬力四級小型船舶操縦士試験の全部又は一部に合格している者（当該試験に合格したことによりこの省令の施行の日前に免許を受けた者を除く。）については、当該試験は、この省令による改正後の船舶職員法施行規則（以下「新規則」という。）の規定による湖川小馬力四級小型船舶操縦士試験として実施されたものとみなす。

- 3 国土交通大臣は、この省令の施行の際旧規則第四条第二項に規定するところにより限定された免許を受けている者の申請があつたときは、当該免許について、その者が船長として乗り組む船舶の航行する区域についての限定を、新規則第四条第五項第一号に規定する区域に変更するものとする。ただし、この省令の施行の日以後免許を申請する時までにこの省令の施行の際受けている免許が取り消された者については、この限りでない。
- 4 この省令は、昭和五十二年五月一〇日運輸省令第一二号（施行期日）この省令は、昭和五十二年五月一〇日から施行する。
附 則（昭和五一年八月一四日運輸省令第三四号）抄
- （施行期日）
- 1 この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 1 第一条中海員学校規則第三条の改正規定（同条の前に見出しとして「（科の目的）」を付する部分に限る。）、第十五条の改正規定及び第三十三条の改正規定並びに第二条中船舶職員法施行規則第二十六条第一項の改正規定、第五十七条第一号の改正規定、第五十八条第二項第一号トの改正規定（必要履修科目）の下に「（以下この号において、「必要履修科目」という。）」を加える部分に限る。）及び同号リの改正規定（公布の日）
- 附 則（昭和五三年三月二七日運輸省令第一一号）抄
- （施行期日）
- 1 この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 3 昭和五十三年四月三十日までに開始される海技従事者国家試験を受ける者が納めなければならぬ手数料については、なお従前の例による。
- 附 則（昭和五四四年四月二八日運輸省令第一六号）抄
- （施行期日）
- 1 この省令は、昭和五四四年七月四日運輸省令第三〇号（施行期日）抄
- 1 この省令は、昭和五四四年十月一日から施行する。ただし、第一条中第三十七条第一項の改正規定、第六十八条の次に一条を加える改正規定及び第四号様式の二の次に二様式を加える改正規定並びに附則第六項の規定は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この省令の施行前に交付した従前の様式による海技免状並びに附則第四項、第五項及び第七項の規定により交付した海技免状は、第一条の規定による改正後の船舶職員法施行規則（以下「新規則」という。）第二号様式による海技免状とみなす。
- 3 この省令の施行前に開始される海技従事者国家試験（以下「試験」という。）に合格した者が行う免許の申請及び写真の添付については、新規則第三条及び第十二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 前項の規定により免許を申請する者に対して交付する海技免状の様式については、新規則第二号様式にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この省令の施行前に登録事項（海技免状）訂正申請書又は海技免状再交付申請書を提出する者に対する交付する海技免状の様式については、新規則第二号様式にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 この省令の施行前に開始される試験の申請については、新規則第三十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

<p>第六条 施行日前に旧資格に係る免許を受けていた者は、新規則第三十三条の規定の適用については、旧資格に相当する新資格に係る免許を受けていたものとみなす。</p> <p>第七条 海技士（通信）の資格についての試験を申請する者であつて電波法の一部改正法附則第四項及び第五項の規定により船舶局無線従事者証明を受けたものとみなされたものについては、新規則第三十七条第一項第三号の規定にかかわらず、海技従事者国家試験申請書に船舶局無線従事者証明書の写しを添えることを要しない。</p> <p>第八条 施行日において旧資格についての試験（以下この条において「旧試験」という。）（次項に規定する旧試験を除く。）の筆記試験に合格している者は、旧資格に相当する新資格についての試験（旧試験が資格別かつ船舶の機関の種類別に行われたものである場合にあっては、旧資格に相当する新資格についての資格別かつ船舶の機関の種類別に行われる試験。以下この条において同じ。）の筆記試験に合格しているものとみなす。</p> <p>2 施行日においてこの省令による改正前の船舶職員法施行規則（以下「旧規則」という。）の規定による乙種船長試験、乙種機関長試験又は内燃機関乙種機関長試験の筆記試験に合格している者は、三級海技士（航海）試験（三級海技士（機関）試験又は内燃機関三級海技士（機関）試験）の筆記試験（三級海技士（航海）試験にあつては英語に関する試験科目、三級海技士（機関）試験及び内燃機関三級海技士（機関）試験にあつては執務一般に関する試験科目（英語に係る部分に限る。）を除く。）に合格しているものとみなす。</p> <p>3 前二項に規定する者が、船舶職員法施行規則及び小型船舶操縦士試験機関に関する省令の一部を改正する省令（昭和四十九年運輸省令第十九号。以下この項において「四十九年改正省令」という。）の施行の際旧試験の筆記試験に合格している場合にあつては、新規則第五十二条ただし書の規定の適用については、四十九年改正省令の施行の日に当該旧試験に係る旧資格に相当する新資格についての試験の筆記試験に合格したものとみなす。</p> <p>4 旧試験（旧規則の規定による小型船舶操縦士の資格についての試験、甲種船舶通信士試験、乙種船舶通信士試験及び丙種船舶通信士試験を除く。）の全部の試験科目の筆記試験を受け、その一部の試験科目について基準点に達した者は、新規則第五十三条第一項の規定の適用については、当該旧試験に係る旧資格に相当する新資格についての試験に限り、当該基準点に達した次の表の旧試験の欄に掲げる試験科目に応じ、それぞれ同表の新試験の欄に定める試験科目について基準点に達したものとみなす。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">旧試験</th> <th style="text-align: center;">新試験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>航海に関する科目</td> <td>航海に関する科目</td> </tr> <tr> <td>運用に関する科目</td> <td>運用に関する科目</td> </tr> <tr> <td>法規に関する科目</td> <td>法規に関する科目</td> </tr> <tr> <td>外国语に関する科目</td> <td>英語に関する科目</td> </tr> <tr> <td>機関に関する科目（その一）</td> <td>機関に関する科目（その一）</td> </tr> <tr> <td>機関に関する科目（その二）</td> <td>機関に関する科目（その二）及び機関に関する科目（その三）</td> </tr> <tr> <td>勤務一般に関する科目</td> <td>勤務一般に関する科目（旧規則第二十一条に掲げる種別の試験が乙種機関長試験又は内燃機関乙種機関長試験であるときは、英語に係る部分を除く。）</td> </tr> </tbody> </table>	旧試験	新試験	航海に関する科目	航海に関する科目	運用に関する科目	運用に関する科目	法規に関する科目	法規に関する科目	外国语に関する科目	英語に関する科目	機関に関する科目（その一）	機関に関する科目（その一）	機関に関する科目（その二）	機関に関する科目（その二）及び機関に関する科目（その三）	勤務一般に関する科目	勤務一般に関する科目（旧規則第二十一条に掲げる種別の試験が乙種機関長試験又は内燃機関乙種機関長試験であるときは、英語に係る部分を除く。）	<p>区域とする船舶 総トン数千トン以上千六百総トン数千六百トン以上の近海区域若しくは遠洋トン未満の近海区域を航行する船舶又は出力三千キロワット以上の推進機関を有する近海区域若しくは遠洋区域を航行する船舶</p>
旧試験	新試験																	
航海に関する科目	航海に関する科目																	
運用に関する科目	運用に関する科目																	
法規に関する科目	法規に関する科目																	
外国语に関する科目	英語に関する科目																	
機関に関する科目（その一）	機関に関する科目（その一）																	
機関に関する科目（その二）	機関に関する科目（その二）及び機関に関する科目（その三）																	
勤務一般に関する科目	勤務一般に関する科目（旧規則第二十一条に掲げる種別の試験が乙種機関長試験又は内燃機関乙種機関長試験であるときは、英語に係る部分を除く。）																	

第六条 施行日前に旧資格に係る免許を受けていた者は、新規則第三十三条の規定の適用については、旧資格に相当する新資格に係る免許を受けていたものとみなす。

2 施行日においてこの省令による改正前の船舶職員法施行規則（以下「旧規則」という。）の規定による乙種船長試験、乙種機関長試験又は内燃機関乙種機関長試験の筆記試験に合格している

者は、三級海技士（航海）試験、三級海技士（機関）試験又は内燃機関三級海技士（機関）試験の筆記試験（三級海技士（航海）試験にあつては英語に関する試験科目、三級海技士（機関）試

驗及び内燃機関三級海技士（機関）試験にあつては執務一般に関する試験科目（英語に係る部分に限る。）を除く。）に合格しているものとみなす。

書の規定の適用については、四十九年改正省令の施行の日に当該旧試験に係る旧資格に相当する新資格についての試験の筆記試験に合格したるものとみなす。

4 旧試験（旧規則の規定による小型船舶操縦士の資格についての試験、甲種船舶通信士試験、乙種船舶通信士試験及び丙種船舶通信士試験を除く。）の全部の試験科目の筆記試験を受け、その

一部の試験科目について基準点に達した者は、新規則第五十三条第一項の規定の適用については、当該旧試験に係る旧資格に相当する新資格についての試験に限り、当該基準点に達した次の

表の旧試験の欄に掲げる試験科目に応じ、それぞれ同表の新試験の欄に定める試験科目について基準点に達したものとみなす。

旧試験　航海に関する科目　新試験　航海に関する科目

法規に関する科目

外國語に関する科目	英語に関する科目
機関に関する科目（その一）	機関に関する科目（その一）

機関に関する科目（その一） 機関に関する科目（その二） 機関に関する科目（その三） 機関に関する科目（その四） 第二機関に関する科目（その一） 第二機関に関する科目（その二） 第二機関に関する科目（その三） 第二機関に関する科目（その四）

第九条
更新免許者等であつて、更新免許等に係る新資格が五級毎技士（航海）の資格であるものの持主は、馬鹿狂ひの如き馬鹿馬鹿しい言葉を除く。)

(改正法附則第四条第四項の規定による移行講習の課程を修了した者を除く。)に関する新規則第
五十三条の一の規定の適用については、同条の表一級小型船舶操縦士試験の項中

<p>船舶の概要に関する科目</p> <p>運用に関する科目</p> <p>法規に関する科目</p>	<p>「」とする。</p> <p>第十条 旧資格の海技従事者の養成を目的とするものとして旧規則第五十六条の規定による指定を受けた第一種養成施設又は第二種養成施設（以下この条において「旧養成施設」という。）の課程を修了した者は、旧資格に相当する新資格の海技従事者の養成を目的とするもの（旧養成施設が船舶の機関の種類又は船舶の航行する区域及び推進機関の出力について限定される旧資格の海技従事者の養成を目的とするものにあっては、その免許についてそれぞれ機関限定として内燃機関又は区域出力限定として湖川及び出力十馬力未満に限定した旧資格に相当する新資格の海技従事者の養成を目的とするもの）として新規則第五十六条の規定による指定を受けた第一種養成施設又は第二種養成施設の課程を修了した者とみなす。</p> <p>第十一条 次項に規定する船舶職員養成施設の課程を修了した者が当該船舶職員養成施設の発行する修了証明書を添えて申請したときは、次の表の上欄に掲げる船舶職員養成施設の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に定める試験について同表の下欄に定める学科試験を免除する。ただし、当該試験の開始期日の前に当該養成施設の課程を修了した日から起算して三年を超えない範囲内の期限を付すものとする。</p> <p>この限りでない。</p>
<p>次項第一号の船舶職員養成施設</p>	<p>二級海技士（航海）試験</p>
<p>次項第二号の船舶職員養成施設</p>	<p>内燃機関二級海技士（機関）試験</p>
<p>船舶職員法（以下「法」という。）第十三条の二第一項の船舶職員養成施設</p>	<p>学科試験のうちの筆記試験</p>
<p>という。の指定（以下「指定」という。）は、施行日から一年間に限り、新規則第五十六条に定めるもののほか、次に掲げる養成施設の種類別に行うことができる。この場合において、指定には、施行日から起算して三年を超えない範囲内の期限を付すものとする。</p>	<p>学科試験のうちの筆記試験</p>
<p>一 二級海技士（航海）第二種養成施設（二級海技士（航海）の養成を目的とする第二種養成施設（新規則第五十六条第二号に規定する第二種養成施設をいう。以下この条において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）</p>	<p>学科試験のうちの筆記試験</p>
<p>二 内燃機関二級海技士（機関）の養成を目的とする第二種養成施設（その免許について機関限定として内燃機関に限定した二級海技士（機関）の養成を目的とする第二種養成施設をいう。以下この条において同じ。）</p>	<p>学科試験のうちの筆記試験</p>
<p>三 前項各号の養成施設の指定は、次の各号に掲げる基準に適合するものについて行う。</p>	<p>学科試験のうちの筆記試験</p>
<p>一 国が設置する学校であつて船舶の運航又は機関の運転に関する課程を設置するものであること。</p>	<p>学科試験のうちの筆記試験</p>
<p>四 告示で定める必要履修科目的教育時間等の教育の内容及び教育の方法が、それぞれ告示で定める基準に適合するものであること。</p>	<p>学科試験のうちの筆記試験</p>
<p>五 次の表の上欄に掲げる養成施設の種類ごとに、修了時においてそれぞれ同表の下欄に定める試験について必要な知識を有するものであること。</p>	<p>学科試験のうちの筆記試験</p>
<p>三 養成施設の長は、当該養成施設の運営を適正に管理できると認められる者で船舶職員の養成について必要な知識を有するものであること。</p>	<p>学科試験のうちの筆記試験</p>
<p>四 告示で定める必要履修科目的教育時間等の教育の内容及び教育の方法が、それぞれ告示で定める基準に適合するものであること。</p>	<p>学科試験のうちの筆記試験</p>
<p>五 修業期間は、六月以上であること。</p>	<p>学科試験のうちの筆記試験</p>

の良好であつたもの又はこれと同等以上の学力を有すると認められたもののみを入学させるものであること。

二級海技士（航海）第二種養成施設	二級海技士（航海）試験
内燃機関二級海技士（機関）第二種養成施設	内燃機関二級海技士（機関）試験

六 教員の数は、第四号の必要履修科目の教育を行うに適當な数であり、かつ、専任の教員であつて当該必要履修科目（英語に関する科目を除く。）を担当するもの（助手及び助教諭並びに練習船の教員並びにこれらに準ずる者を除く。）の数は、次により算出した数（その数が四人未満であるときは四人）以上であること。

（一）修業期間に入學する者に係る学級数×16）／18

（注）小數点第一位以下は切り上げること。

七 第四号の必要履修科目を担当する教員は、当該担当する科目の教育を行ふに十分な知識及び能力を有し、かつ、告示で定める科目ごとの要件を備えたものであること。

八 前号の教員のうち一人は、二級海技士（航海）第二種養成施設にあつては一級海技士（航海）の資格、内燃機関二級海技士第二種養成施設にあつては一級海技士（機関）の資格についての免許を有する者であること。

九 同時に授業を受ける生徒の数は、おおむね五十人以下であること。

十 次に掲げる要件を備えた修了試験を行ふこととなつてゐること。

イ 内容及び実施の方法は、当該養成施設を修了した場合において免除されることとなる試験の例に準ずるものであること。

ロ 口 当該養成施設の課程において、第四号の必要履修科目を同号の基準により修得した者に対

してのみ行われるものであること。

十一 前号の修了試験において良好な成績を修め、当該養成施設の課程を修了した者に対する証明書を発行することとなつてゐること。

十二 告示で定める施設及び設備を有すること。

十三 第四号の必要履修科目に関する図書及び学術雑誌が十分備えられること。

十四 管理及び維持経営の方法が確実であること。

4 新規則第五十八条から第六十条の二まで及び第六十条の四から第六十条の八までの規定は、二級海技士（航海）第二種養成施設及び内燃機関二級海技士（機関）第二種養成施設について準用する。この場合において新規則第五十八条第二項第一号ト中「第五十七条第四号、第五十七条の二第四号、第五十七条の三第四号、第五十七条の四第四号、第五十七条の五第四号又は第五十七条の六第四号」とあるのは「船舶職員法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十八年運輸省令第二十号）附則第十一条第三項第四号」と、新規則第五十九条中「第五十七条から第五十七条の八」とあるのは「船舶職員法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十八年運輸省令第二十号）附則第十一条第三項」と読み替えるものとする。

第十二条 施行日前に養成施設の課程であつて次の各号に掲げる基準に適合するものとして運輸大臣が指定したものを修了している者であつて、船橋当直限定又は機関当直限定をした三級海技士（航海）又は二級海技士（機関）の資格に必要な知識及び能力を有していることについて次項の規定による地方運輸局長（海運監理部長を含む。以下同じ。）の認定を受けたものについては、船橋当直三級海技士（航海）試験又は機関当直三級海技士（機関）試験についての筆記試験を免除する。ただし、当該試験の開始期日前に施行日から起算して、二年を経過した場合はこの限りでない。

一 船舶の運航又は機関の運転に関する課程であること。

二 修業期間は、三月以上であること。

三 必要履修科目の内容が、新規則第五十七条の二の規定による必要履修科目の内容と同等程度のものであること。

四 次のイ又はロに該当するものであること。

イ 船舶の運航に関する課程にあつては改正法第二条の規定による改正前の船舶職員法第五条

第一項の甲種二等機関士若しくは乙種船舶通信士又はこれらの資格より上級の資格の海技士又はこれより上級の資格の海技士又はこれら

事者、機関の運転に関する課程にあつては同項の甲種二等航海士若しくは乙種船舶通信士又はこれらの資格より上級の資格の海技士従事者のみについて教育を行ふものであること。

ロ 船舶の運航に関する課程にあつては旧規則の規定による甲種二等航海士の資格についての試験に係る乗船履歴を有する者、機関の運転に関する課程にあつては旧規則の規定による甲種二等機関士の資格についての試験に係る乗船履歴を有する者のみについて教育を行ふものであること。

メ 当該課程において第三号の必要履修科目を修得した者に対して、新規則第五十七条の二第十号イの試験と同等程度の試験を行うこととなつており、当該試験において良好な成績を修めた者に対して修了証明書を発行することとなつてゐること。

モ 同時に教育を受ける者の数が、おおむね五十人以下であること。

ロ 教育を行ふに十分な知識及び能力を有する教員が置かれていること。

ハ 第三号の必要履修科目に関する図書及び学術雑誌が十分備えられていること。

カ 前項の地方運輸局長の認定は、次の各号に掲げる養成施設の課程を修了した者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める履歴（第一号に掲げる者に係るものについては、新規則第二十七条第一項に規定する履歴に係る期間に算入しないものとする。）を有する者について行う。

一 前項第四号イに該当する課程を修了した者 新規則第二十七条第一項に規定する船舶に乗り組み、実習を一月以上行つた履歴

二 前項第四号ロに該当する課程を修了した者 新規則第二十七条第一項に規定する船舶に乗り組み、実習を二月以上行つた履歴

三 第一項の地方運輸局長の認定を受けようとする者は、同項第五号に掲げる養成施設の発行する修了証明書及び前項の履歴を証明する書類を提出しなければならない。

四 新規則第三十二条の規定は、前項の履歴の証明について準用する。

第十三条 船舶職員法施行令（昭和五十八年政令第十三号）。以下「令」という。附則第二項の運輸省令で定める船舶は、次の各号に掲げる船舶とする。

一 施行日以後に船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）附則第三条第一項に規定する特定修繕が行われた船舶

二 改正法が施行された時において法第二条に規定する船舶でなかつた船舶（施行日前に建造されたもの）

（旧乗組み基準）

第十四条 令附則第五項の運輸省令で定める船舶は、次に掲げる船舶とする。

一 沿海区域又は近海区域を航行区域とする総トン数二百トン以上の船舶であつて出力七百五十キロワット未満の推進機関を有するもの

二 近海区域を航行区域とする総トン数五百トン以上の船舶であつて出力七百五十キロワット以上一千五百キロワット未満の推進機関を有するもの

三 近海区域を航行区域とする総トン数二千トン以上の船舶であつて出力一千五百キロワット以上三千キロワット未満の推進機関を有するもの

（特例乗組み基準）

四 令附則第五項の運輸省令で定める船舶職員として船舶に乗り組ますべき者に関する基準は、附則別表並びに令別表第二号の表及び第五号の表（（二）の表を除く。）又は第五号の二の表（（二）の表を除く。）（以下この条において「附則別表等」という。）の船舶の欄に掲げる船舶の区分に応じ、附則別表等の船舶職員の欄に定める船舶職員として、附則別表等の資格の欄に定める資格又はこれより上級の資格についての免許を受けた者を乗組ませることとする。

五 令第二条ただし書の規定（第四号を除く。）は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第一号及び第三号中「配乗表」とあり、並びに同条第二号中「別表第四号の表の運航士以外の配乗表」とあるのは「附則別表等」と読み替えるものとする。

附則別表（附則第十四条関係）
船舶

備考 総トン数とは、令別表の配乗表の適用に関する通則9の総トン数をいう。 別記様式 (附則第11条関係)	近海区域を航行区域とする船舶										沿海区域を航行区域とする船舶	
	総トン数二百トン以上の船舶であつて出力七百五十キロワット未満の推進機関を有するもの					総トン数二百トン以上の船舶であつて出力七百五十キロワット未満の推進機関を有するもの					員 船 舶 職 資 格	
閥士 三等 機 (機 閥)	閥士 二等 機 (機 閥)	閥士 一等 機 (機 閥)	機 閥 長	閥士 二等 機 (機 閥)	閥士 一等 機 (機 閥)	機 閥 長	閥士 一等 機 (機 閥)	閥士 六級 海 技 士 (機 閥)	機 閥 長	員 船 舶 職 資 格		
総トン数二千トン以上の船舶であつて出力千五百キロワット以上三千キロワット未満の推進機関を有するもの	総トン数二千トン以上の船舶であつて出力千五百キロワット以上三千キロワット未満の推進機関を有するもの	総トン数五百トン以上の船舶であつて出力七百五十キロワット以上千五百キロワット未満の推進機関を有するもの	員 船 舶 職 資 格									

別記様式（附則第11条関係）（平成令24・一部改正）
(表) (日本工業規格B列5番)

第____号	
<u>修了証明書</u>	
修了者氏名 _____	
出生の年月日 _____	
本籍 _____	
現住所 _____	
写 真	
(印)	
上記の者は、____年____月____日本____における船舶職員法施行規則の一部を改正する省令（昭和58年運輸省令第20号）附則第11条の規定による船舶職員養成施設（_____第二種養成施設）の課程を、裏面に記載するとおり必要履修科目を修得し、修了したことを証明します。	
____年____月____日	
船舶職員養成施設の所在地 _____	
指定番号 _____	
船舶職員養成施設の名称 _____	
設置者の所在地 _____	
設置者の名称及び代表者の氏名 _____ 印	

(注)

1 写真は、修了証明書の交付の日前6月以内に無縫かつ正面上半身を写した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのものとする。

ト・自動車検査証記入申請書は、この省令による改正後のそれぞれの書式又は様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 (昭和五十九年八月三〇日運輸省令第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五十九年九月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年六月一五日運輸省令第二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年七月一日運輸省令第二五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六一年一月一四日運輸省令第一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和六十年七月二十日までに開始される小型船舶操縦士の資格についての試験を受ける者が納めなければならない手数料については、改正後の第六十六条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (昭和六一年三月二七日運輸省令第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六一年三月二七日運輸省令第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六一年三月二七日運輸省令第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和六十一年三月二七日運輸省令第八号) 抄

(施行期日)

附 則 (平成元年七月二〇日運輸省令第二四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年三月一四日運輸省令第五号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年四月一七日運輸省令第九号)

(施行期日)

第一条 この省令は、電波法の一部を改正する法律(平成元年法律第六十七号)の施行の日(平成二年五月一日)から施行する。

附 則 (平成三年三月二二日運輸省令第二号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 (平成三年八月二八日運輸省令第二七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律(以下「改正法」という)附則第一条规定に依る改正法附則第三条の規定により学科試験の免除を受けようとする者は、船舶職員法の一部を改正する法律(平成十三年九月一日)から施行する。ただし、第六十条の十一を第六十条の十二とし、第六十条の十を第六十条の十一とし、第六十条の九の次に一条を加える改正規定及び別表第一の三の改正規定並びに附則第四条及び第九条の規定は、平成四年二月一日から施行する。

附 則 (平成三年八月二八日運輸省令第二七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三年四月一日から施行する。

(海技士(電子通信)の海技試験を受けようとする者に対する乗船履歴の特例)

第三条

第二十五条の規定にかかわらず、この省令の施行の際、現に旧法による二級海技士(通信)若しくは三級海技士(通信)の資格の海技従事者である者又は現にこれらの資格について旧法の規定による海技従事者国家試験に合格している者が、新法による一級海技士(電子通信)、二級海技士(電子通信)又は三級海技士(電子通信)の資格について新法の規定による海技試験を申請する際、総トン数十トン以上の沿海区域を航行区域とする船舶又は内区域内のみにおいて旧従業する漁船に二年六月以上乗り組んだ乗船履歴を有するときは、一級海技士(電子通信)試験、二級海技士(電子通信)試験又は三級海技士(電子通信)試験を受けることができる。

附則

(平成四年三月二六日運輸省令第九号)

この省令は、平成四年四月一日から施行する。

附則

(平成五年二月一日運輸省令第二号)抄

第一条 この省令は、平成五年四月一日から施行する。

附則

(平成五年七月一〇日運輸省令第二四号)

(施行期日)

この省令は、平成五年十一月一日から施行する。ただし、第九条の五の三第一項の改正規定、

第三十八条の二の改正規定、同条を第三十八条の三とし、第三十八条の次に一条を加える改正規定、第三十九条の改正規定、第四十七条の改正規定、第五十三条第二項の改正規定、別表第五の改正規定及び第七号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

この省令の施行前に交付したこの省令による改正前の船舶職員法施行規則(以下「旧規則」といいう。)第六条の規定による小型船舶操縦士に係る海技免状(以下「旧免状」という。)は、この省令による改正後の船舶職員法施行規則(以下「新規則」という。)第六条の規定による海技免状(以下「新免状」という。)とみなす。

この省令の施行前にされたる旧規則第九条の五第一項の規定による申請に係る小型船舶操縦士に係る海技免状の様式については、新規則第五号様式の二にかかわらず、なお従前の例による。

この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

旧免状を受有する者であつて告示で定める基準に適合するものは、当該旧免状と引換えに、新免状の交付を受けることができる。

前項の規定による新免状の交付を申請する者は、別記様式一による小型化海技免状交付申請書に新規則第十一条に規定する海技免状用写真票を添えて、最寄りの地方運輸局(海運監理部及び地方運輸局又は海運監理部の海運支局を含む。以下同じ。)を経由して運輸大臣に申請しなければならない。

前項の規定により申請をしようとする者は、同項の地方運輸局に対し、その受有する旧免状を提示しなければならない。

運輸大臣は、第六項の申請があつたときは、当該申請に係る旧免状と引換えに新免状を申請者に交付する。

前項の規定により交付される新免状の有効期間の起算日は、同項の規定により引き換えられる旧免状の有効期間の起算日とする。

第六項の規定による新免状の交付を申請する者が納めなければならない手数料の額は、千四百五十円とする。

前項の規定による手数料は、手数料の額に相当する額の収入印紙を、別記様式二による納付書にはつて納めなければならない。この場合においては、収入印紙に消印してはならない。

既に納めた手数料は、いかなる事由がある場合にも、返さない。

別記様式1
(附則第6項関係)

別記様式1(附則第6項関係)(平成令78一部改正)

The form consists of several pages of tables and text. At the top, it says '別記様式1(附則第6項関係)(平成令78一部改正)' and '小型化海技免状交付申請書'. The body contains sections for '船舶大要' (Vessel Details), '申請者情報' (Applicant Information), '申請書' (Application Form), and '備考' (Remarks). There are also several tables for listing crew members and their details.

別記様式2 (附則第11項関係) (平成運令15・平成運令28・一部改正)

別記様式2 (附則第11項関係)

納付書

小型船舶操縦士の資格についての小型化海技免状交付手数料を納付します。

年月日

申請者氏名

現住所

運輸大臣殿

金 1,450円

収入印紙

(注) 収入印紙の欄には、収入印紙を左側から順次はり付けること。

六 第三十三条の規定 平成七年四月一日
附則 (平成八年一月一七日運輸省令第二号)

(施行期日)

- 1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。
 2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。
 3 (経過措置)
 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条の二第三項を削る改正規定、第二十三条の改正規定、第三十七条第一項及び第二項の改正規定、第四十四条第三項の改正規定並びに附則に一項を加える改正規定は、平成八年四月一日から施行する。

- 2 この省令による改正前の船舶職員法施行規則（以下「旧規則」という。）第八号様式による身体検査証明書は、改正後の船舶職員法施行規則（以下「新規則」という。）第八号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができます。
 3 旧規則第十一号様式その二による海技従事者国家試験申請書は、新規則第十一号様式その二にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができます。
 4 旧規則第十一号様式の二による予備身体検査証明書は、新規則第十一号様式の二にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができます。
 5 平成八年二月五日までに開始される小型船舶操縦士の資格についての試験を受ける者が納めなければならない手数料については、新規則第六十六条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則 (平成八年二月二八日運輸省令第一五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成八年六月二六日運輸省令第四〇号)

- この省令は、領海法の一部を改正する法律（平成八年法律第七十三号）の施行の日から施行する。

附則 (平成九年三月二二日運輸省令第一五号)

(施行期日)

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 1 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附則 (平成九年一二月一五日運輸省令第七八号)

(施行期日)

この省令は、平成十年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 第三条の規定による改正前の船舶職員法施行規則第二号様式、第三号様式、第六号様式、第七号様式、第九号様式、第十一号様式その一、第十一号様式その二及び第十六号様式による海技従事者免許申請書、履歴限定解除申請書、登録事項（海技免状）訂正申請書、海技免状更新申請書、海技免状再交付申請書、海技士（航海）・海技士（機関）・海技士（通信）及び海技士（電子通信）の資格に係る海技従事者国家試験申請書、小型船舶操縦士の資格に係る海技従事者国家試験申請書及び納付書並びに第九条の規定による改正前の船舶職員法施行規則の一部を改正する省令別記様式第一及び別記様式第二による小型化海技免状交付申請書及び納付書については、それ

附則 (平成六年三月二九日運輸省令第九号)

(施行期日)

- 1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。

3 それ第三条の規定による改正後の船舶職員法施行規則第二号様式、第三号様式、第六号様式、第七号様式、第九号様式、第十一号様式その一、第十一号様式その二及び第十六号様式並びに第九条の規定による改正後の船舶職員法施行規則の一部を改正する省令別記様式第一及び別記様式第二にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合には、押印することを要しない。

第三条の規定による改正前の船舶職員法施行規則第八号様式及び第十一号様式の二による身体検査証明書及び予備身^し体検査証明書については、それぞれ第三条の規定による改正後の船舶職員法施行規則第八号様式及び第十一号様式の二にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合には、医師又は検査員は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

附 順昌縣

1
この省令は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第三条の二、第二十三条及び第二十六条第一項の改正規定、第三十七条第一項の改正規定（同項第五号中「第二十七条の二」を「第二十七条の三」に改める部分を除く。）、第三十八条第一項の改正規定、第三十九条の二を削る改正規定、第三十八条の三の改正規定、同条を第三十八条の二とする改正規定、第三十九条、第四十四条第三項、第四十七条、第五十二条第二項、第五十三条の二、第五十七条、第五十七条の三、第五十七条の四、附則第五項及び附則第六項の改正規定、附則に一項を加える改正規定並びに別表第五、別表第六及び別表第七の改正規定は、平成十一年四月一日から施行する。

3 平成十一年四月一日において現にこの省令による改正前の船舶職員法施行規則（以下「旧規則」という。）第三条の一第一項の表の上欄に掲げる資格について同表の下欄に定める講習の課程を修了している者であつて当該資格についての試験に合格しているものは、この省令による改正後の船舶職員法施行規則（以下「新規則」という。）第三条第一項の規定の適用については、新規則第三条の二の規定により修了していなければならないものとされている講習の課程を修了したものとみなす。

4 次に掲げる者（第二項に規定する者を除く。）は、新規則第三条第一項の規定の適用について

一 平成十一年四月一日において現に三級海技士（航海）の資格についての試験の筆記試験に合格している者

二 平成十一年四月一日において現に三級海技士（航海）の資格についての試験において全部の試験科目の筆記試験を受け、英語に関する科目について基準点に達している者

三 平成十一年四月一日において現に三級海技士（航海）の資格についての試験において全部の試験科目の筆記試験を受け、英語に関する科目について基準点に達している者

四 平成十一年四月一日において現に三級海技士（航海）第一種養成施設、船橋当直三級海技士（航海）第一種養成施設、三級海技士（航海）第二種養成施設又は船橋当直三級海技士（航海）第二種養成施設の課程を修了している者

五 次に掲げる者（第二項に規定する者を除く。）は、新規則第三条第一項の規定の適用については、上級機関英語講習の課程を修了したものとみなす。

(航海) 第一種養成施設、三級海技士(航海) 第二種養成施設又は船橋當直三級海技士(航海)
第二種養成施設の課程を修了している者
次に掲げる者(第二項に規定する者を除く。)は、新規則第三条第一項の規定の適用について
は、上級機関英語講習の課程を修了したものとみなす。
一 平成十一年四月一日において現に旧規則の規定による講習口述試験(三級海技士(機関)の
資格についての試験に係るものに限る。)に係る運輸大臣の指定する講習の課程を修了してい
る者

二 平成十一年四月一日において現に三級海技士（機関）の資格についての試験の筆記試験に合

三 平成十一年四月一日において現に三級海技士（機関）の資格についての試験において全部の格している者

試験科目の筆記試験を受け、執務一般に関する科目について基準点に達している者
平成十一年四月一日において現に三級海技士（機関）第一種養成施設、機関當直三級海技士

(機關) 第一種養成施設、內燃機閥三級海技士 (機關) 第一種養成施設、三級海技士 (機關)
第二種養成施設、機閥當直三級海技士 (機關) 第二種養成施設又は内燃機閥三級海技士 (機關)

6
旧規則第四条の二第一項及び第二項に規定する旧規則第三号様式及び第四号様式による履歴限
三解余日書え文書用三解余日書えにてよ、とせざし所見引第ヨモニ第一頁文書第三頁

の規定にかかるらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

8 については適用しない。
平成十一年四月一日前においても、新規則第三十八条第一項第五号から第七号までに掲げる試

施行日前にした毎技免状の有効期間の更新の申請に係る手数料に関しては、なお従前の例によ
る。験の申請については、同時にすることができる。

10 旧規則第一号様式、第六号様式、第七号様式、第九号様式、第十一号様式その一及び第十一号

様式その二による海技従事者免許申請書（登録事項）（海技免状） 計正申請書 海技免状更新申請書、海技免状再交付申請書、海技士（航海）・海技士（機関）・海技士（通信）及び海技士（電子）

試験申請書については、それぞれ新規則第一号様式、第六号様式、第七号様式、第九号様式、第通信の資格に係る海技従事者国家試験申請書及び小型船舶操縦士の資格に係る海技従事者国家試験申請書

である。
一 画丁日市ニ交付シ、二日見り第ハ參フ見官ニニラ母支七（九母）、母支七（幾母）、母支七（角母）。

信）及び海技士（電子通信）に係る海技免状（以下「旧免状」という。）は、新規則第六条の規定による海技免状（以下「新免状」といふ。）に該する。

13 12
旧免状を受有する者は、当該旧免状と引換えに、新免状の交付を受けることができる。
前項の規定による新免状の交付を申請する者は、別記様式による海技免状引換え申請書に新規

提示しなければならない。
国土交通大臣は、第十三項の申請があつたときは、当該申請に係る日免状と引換えに新免状を

前項の規定により交付される新免状の有効期間の起算日は、同項の規定により引換えられる旧申請者は交付する

別記様式

四庫全書

附 則 (平成一一年四月二〇日運輸省令第二四号)

(施行期日)

この省令は、平成十一年五月二十日から施行する。ただし、第一条中船舶職員法施行規則第九条の三第一項の改正規定及び第六十条の八の二の次に二条を加える改正規定は、平成十四年二月一日から施行する。

(経過措置)

この省令の施行の際現に区域出力限定として湖川及び出力十馬力未満に限定した四級小型船舶操縦士の資格の海技従事者である者又は現に湖川小马力四級小型船舶操縦士試験に合格している者については、第一条の規定による改正前の船舶職員法施行規則第四条第六項の規定は、なおその効力を有する。
平成十四年二月一日において現に海技士（通信）又は海技士（電子通信）の資格に係る海技免状の有効期間の更新を申請している者についての当該更新のための乗船履歴は、第一条の規定による改正後の船舶職員法施行規則第九条の三第一項（第三号に係るものに限る。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年三月二二日運輸省令第九号)

1 (施行期日)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

2 (経過措置)

この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則 (平成一二年一月二九日運輸省令第三九号)

1 (施行期日)

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

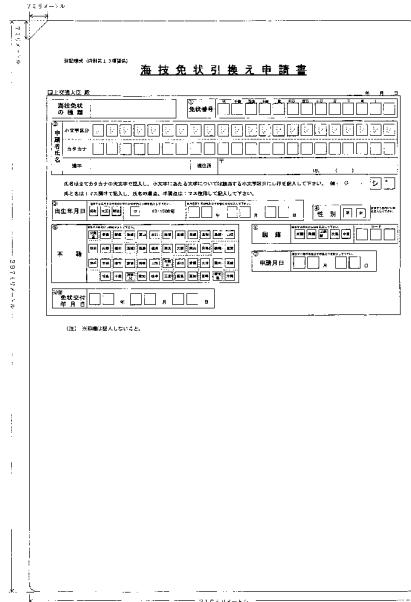
2 (経過措置)

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

第三条

この省令による改正前の船員法施行規則第十七号書式による災害補償審査（仲裁）申請書、水先法施行規則第一号様式による水先人免許申請書、第三号様式による水先免状再交付申請書、第四号様式による水先人免許更新申請書、第五号様式による水先人試験／第一次／第二次／受験申請書並びに第十二号様式による納付書、自動車登録番号標交付代行者規則別記様式による標識、自動車整備士技能検定規則第一号様式による自動車整備士技能検定申請書、自動車事故報告規則別記様式による自動車事故報告書、道路運送車両法施行規則第一号様式の三による封印取付受託者の標識、第四号様式による回送運行許可証、第十二号様式の三による検査標章、第十五号様式による軽自動車届出書、第十六号様式による軽自動車届出済証、第十七号様式の二による臨時運転番号標貸与証並びに第十七号様式の三による軽自動車届出済証記入申請書、船舶職員法施行規則の一部を改正する省令（平成十一年運輸省令第四号）別記様式による海技免状引換え申請書、第二号様式による海技従事者免許申請書、第三号様式による限定解除申請書、第六号様式による登録事項（海技免状）訂正申請書、第七号様式による海技免状更新申請書、第九号様式による海技免状再交付申請書、第十一号様式その一による海技士（航海）、海技士（機関）、海技士（通信）及び海技士（電子通信）の資格に係る海技従事者国家試験申請書（一）、第十一号様式その一による納付書並びに第十六号様式その一による納付書、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第一号様式による衛生管理者資格認定申請書、道路交通に関する条約による締約国資格受有者承認申請書・登録事項（承認証）訂正申請書・承認証再交付申請書、第十六号様式その一による納付書並びに第十六号様式その一による納付書、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第一号様式による衛生管理者資格認定申請書、道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則第三号様式による登録証書、自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第十号様式による登録事項等通知書、第十号様式による抹消登録証明書、第十二号様式から第十四号様式までの登録事項等証明書、第十五号様式による自動車検査証、第十六号様式による自動車検査証返納証明書、第十七号様式による自動車予備検査証並びに第十八号様式による限定自動車検査証、旅行業法施行規則第一号

別記様式（附則第13項関係）（平12年令39・一部改正）



様式による新規登録申請書、変更登録申請書及び更新登録申請書、第三号様式による旅行業者登録簿及び旅行業者代理業者登録簿、第四号様式による登録事項変更届出書、第五号様式による変更届出添付書類、第六号様式による取引額報告書、第十一号様式及び第十二号様式による旅行業者登録票並びに第十三号様式及び第十四号様式による旅行業者代理業登録票、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第十号様式による変更承認申請書並びに船舶料理士に関する省令第一号様式による船舶料理士資格証明書交付申請書及び第三号様式による船舶料理士資格証明書再交付申請書は、この省令による改正後のそれぞれの書式又は様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 (平成一三年三月一五日国土交通省令第三八号)

抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年三月三〇日国土交通省令第七二号)

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年一月一日国土交通省令第一三七号)

(施行期日) 1 この省令は、公布の日から施行する。

2 (経過措置) この省令の施行の際現に第二条による改正前の船舶職員法施行規則(以下「旧規則」という)と第五十条第六項の規定により交付されている身体検査甲種合格証明書又は身体検査乙種合格証明書は、それぞれ第二条による改正後の船舶職員法施行規則(以下「新規則」という)と第五十条第六項の規定により交付された身体検査第一種合格証明書又は身体検査第二種合格証明書とみなす。

3 国土交通大臣は、この省令の施行の日前に旧規則第四十条第一項の規定による身体検査を受け、身体検査の各項目についての甲種又は乙種の身体検査基準に該当した者の申請があつた場合であつて、身体検査を受けた日が一年以内(該当した身体検査基準が乙種の場合にあつては三月以内)であるときは、それぞれ新規則第五十条第六項の身体検査第一種合格証明書又は身体検査第二種合格証明書を交付するものとする。この省令の施行前に交付した旧規則第五号様式の二による小型船舶操縦士に係る海技免状は、新規則第五号様式の二による海技免状とみなす。

4 旧規則第二号様式、第三号様式、第八号様式、第十一号様式その二、第十一号様式の二及び第十六号様式その一による海技従事者免許申請書、身体検査証明書、小型船舶操縦士の資格に係る海技従事者国家試験申請書、予備身体検査証明書及び納付書については、それぞれ新規則第二号様式、第三号様式、第八号様式、第十一号様式その二、第十一号様式の二及び第十六号様式その一にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 (平成一四年六月二七日国土交通省令第七九号)

(施行期日) 1 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。ただし、船舶職員法施行規則別表第七の改正規定は、同年十月一日より施行する。

2 附 則 (平成一四年六月二八日国土交通省令第七九号)

(施行期日) 1 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

3 (経過措置) 第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 (平成一五年三月二〇日国土交通省令第二七号)

(施行期日) 1 この省令は、船舶職員法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十五年六月一日)から施行する。

(経過措置) 第二条 この省令による改正前の船舶職員法施行規則(以下「旧規則」という。)第五十六条第二号ニの船橋当直三級海技士(航海)第二種養成施設又は同号への機関当直三級海技士(機関)第二種養成施設の課程を修了した者が、当該船舶職員養成施設の発行する修了証明書を添えてこの省令による改正後の船舶職員及び小型船舶操縦士法施行規則(以下「新規則」という。)第三十七条に規定する海技試験の申請をしたときは、それぞれ船橋当直三級海技士(航海)の資格又は機関当直三級海技士(機関)の資格の海技試験のうちの筆記試験を免除する。ただし、当該海技試験の開始期日前に当該養成施設の課程を修了した日から起算して十五年を経過する場合は、この限りでない。

第三条 この省令の施行前に交付した旧規則第六十五条の五の規定による承認証は、新規則第六十五条の五の規定による承認証とみなす。

第四条 旧規則第五十条第三項の規定による試験合格証明書は、新規則第六十六条第二号に規定する小型旅客安全講習課程を修了したことを証明する書類(以下「小型旅客安全講習課程修了証明書」という。)及び新規則第一百六条第一項の規定による操縦試験合格証明書と、旧規則第五十条第六項の規定による身体検査第一種合格証明書は、新規則第一百六条第二項の規定による小型船舶操縦士身体検査証明書と、旧規則第五十条第六項の規定による身体検査第二種合格証明書は、新規則第一百六条第二項に規定する小型船舶操縦士身体検査合格証明書と、改正前の船舶職員法(以下「旧法」という。)第十三条の二第一項に規定する船舶職員養成施設の課程(小型船舶操縦士に係るものに限る。)を修了した者に交付された当該課程に係る修了証明書は、法第二十三条の十第一項に規定する小型船舶操縦教習所の課程に係る修了証明書及び小型旅客安全講習課程修了証明書とそれぞれみなす。

第五条 船舶職員法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令(平成十四年政令第三百四十六号)第一条第一項の規定により新操縦免許を受けたものとみなされた者(以下「新操縦免許者」という。)が、船舶職員法の一部を改正する法律(平成十四年法律第六十号)附則第四条の規定により小型船舶操縦免許証とみなされた旧操縦免許に係る海技免状(以下「旧免状」という。)について、この省令の施行後(以下「施行後」という。)、初めて新規則第七十三条第一項の規定による小型船舶操縦士免許原簿の登録事項及び操縦免許証の訂正を申請する場合は、同条第二項各号に掲げる書類に代えて、本籍の記載のある住民票の写しを国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定は、新操縦免許者が旧免状について、施行後、初めて新規則第八十条第一項の規定による操縦免許証の更新を申請する場合に準用する。この場合において、同項中「新規則第七十三条第一項」とあるのは「新規則第八十条第一項」と、「小型船舶操縦士免許原簿の登録事項及び操縦免許証の訂正」とあるのは「操縦免許証の更新」と、「同条第二項各号に掲げる書類に代えて」とあるのは「同項各号に掲げる書類のほか」と読み替えるものとする。

3 第一条の規定は、新操縦免許者が旧免状について、施行後、初めて新規則第八十五条第一項の規定による操縦免許証の失効再交付を申請する場合に準用する。この場合において、第一項中「新規則第七十三条第一項」とあるのは「新規則第八十五条第一項」と、「小型船舶操縦士免許原簿の登録事項及び操縦免許証の訂正」とあるのは「操縦免許証の失効再交付」と、「同条第二項各号に掲げる書類に代えて」とあるのは「同項各号に掲げる書類のほか」と読み替えるものとする。

4 第一条の規定は、新操縦免許者が旧免状について、施行後、初めて新規則第八十六条第一項の規定による操縦免許証の滅失等再交付を申請する場合に準用する。この場合において、第一項中「新規則第七十三条第一項」とあるのは「新規則第八十六条第一項」と、「小型船舶操縦士免許原簿の登録事項及び操縦免許証の訂正」とあるのは「操縦免許証の滅失等再交付」と、「同条第二項各号に掲げる書類に代えて」とあるのは「操縦免許証再交付申請書のほか」と読み替えるものとする。

第六条 新規則第一百四条第一項の規定にかかわらず、旧法第五条第八項の規定による区域出力限定がなされない五級小型船舶操縦士の資格に係る免許に相当する限定がなされた改正法による

る改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第六条の規定による海技免状及び第六十五条の五の規定による承認証とみなす。

附 則 (平成一八年三月三一日国土交通省令第三二号) 抄

(施行期日) (平成十八年四月一日。以下「施行日」という。)から施行する。

(船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第四条による改正前の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第十八号様式による操縦免許申請書は、同条による改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第十八号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 (平成一八年三月三一日国土交通省令第四九号) 抄

第一条 この省令は、独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成十八年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

第二条 この省令による改正前の省令による処分、手続、その他の行為は、この省令による改正後の省令(以下「新令」という。)の規定の適用については、新令の相当規定によつたものとみなす。

附 則 (平成一九年三月三〇日国土交通省令第一九号)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第一百三十七条第一項第三号の改正規定は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年七月三一日国土交通省令第六八号)

この省令は、公布の日から施行する。(平成一〇年八月八日国土交通省令第七三号)

(施行期日) 1 (経過措置)

この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

第二条 (経過措置)

この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の船員法施行規則第十六号書式による

船員手帳、第十八号書式による証明書、第二十二号の二書式による証印、第二十二号の四書式による証印及び第二十三号書式による証明書、第二条の規定による改正前の水先法施行規則第二号様式による水先免状、第三条の規定による改正前の海上運送法施行規則第四号様式による証票、第四条の規定による改正前の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第四号様式による証票、第五条の規定による改正前の連合国財産の返還の請求の手続等に關する命令様式第一号

による証票、第六条の規定による改正前の輸出抹消登記証明書、第八号様式による耐空証明書、第九号様式による技能証明書、第二十四号様式による運航管理者技能検定合

格証明書及び第三十号様式による現状調査請求書及び様式第二号による返還請求書、第七条

の規定による改正後の船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第二号様式による衛生管

理者適任証書、第八条の規定による改正後の道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則第三号様式による登録証書、第九条の規定による改正後の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第十二号様式による輸出抹消登記証明書及び第十四号様式による輸出予定届出証明書、第十条の規定による改正後の船舶料理士に関する省令第二号様式による船舶料理士資格証明書並びに第十一条の規定による改正後の船舶油濁損害賠償保険法施行規則第三号様式による保証契約証明書及び第十号様式による証票とみなす。

附 則 (平成一〇年九月一一日国土交通省令第七七号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一〇日国土交通省令第四六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年四月一一日国土交通省令第二六号)

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一月一〇日国土交通省令第一号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

第一 条 (経過措置)

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

第二条 (経過措置)

この省令の施行の際現に海技士(機関)に係る海技免許を受けている者は(法第五条第三項

の規定により履歴限定期が解除されている者を除く。)に対するこの省令による改正前の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(以下「旧規則」という。)別表第二の規定の適用については、

平成二十八年十二月三十一日までの間は、なお従前の例による。その者がこの省令の施行の日(以下「施行日」という。)後に当該免許より上級の資格についての海技免許を受けた場合(平成

二十五年七月一日以後に上級の資格についての海技免許を受けるための乗船履歴を積み始めた場合を除く。)又は当該免許と同一の資格についての限定をしない海技免許を受けた場合も、同様

とする。

第三条 (経過措置)

この省令の施行の際現に海技士(航海)に係る海技免許を受けている者は、この省令による改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(以下「新規則」という。)第四条第五項の規定による限定(以下「能力限定」という。)をされた海技免許を受けたものとみなされた者に係る船舶職員とし

て乗り組むことができる船舶は、平成二十八年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によ

る。その者が施行日後に当該免許より上級の資格についての海技免許を受けた場合(平成二十五

年七月一日以後に上級の資格についての海技免許を受けたための乗船履歴を積み始めた場合を除く。)又は当該免許と同一の資格についての限定をしない海技免許を受けた場合も、同様とする。

第四条 施行日前に行われた講習の課程(新規則第四条の四の講習の課程と同等以上の内容を有す

ると国土交通大臣が認めるものに限る。以下「同等課程」という。)を修了した者は、同条の講

習の課程を修了した者とみなす。この場合において、新規則第三条第一項又は第四条の二第三項の規定により提出する申請書には、新規則第三条第一項第四号又は第四条の二第三項に規定する第四条の四の講習の課程を修了したことと証明する書類に代えて、同等課程を修了したことを証明する書類を添付しなければならない。

第五条 新規則第四条の四の登録を受けようとする者は、施行日前においても、その申請を行うことができる。新規則第四条の十一の規定による登録電子海図情報表示装置講習事務規程の届出についても、同様とする。

第六条 施行日前に旧規則第九条の五第一項第一号、第九条の八第一項第一号又は第三十七条第一項第六号の規定により作成された海技士身体検査証明書は、それぞれ新規則第九条の五第一項第一号、第九条の八第一項第一号又は第三十七条第一項第六号の規定により作成された海技士身体検査証明書とみなす。

第七条 この省令の施行の際現に旧規則第五十条第五項の規定により交付されている身体検査第一種合格証明書又は身体検査第二種合格証明書は、身体検査を受けた日から起算して一年を経過する日（身体検査第二種合格証明書については、三月を経過する日）までの間は、新規則第五十条第五項の規定により交付された海技士身体検査合格証明書とみなす。

第八条 国土交通大臣は、施行日前に旧規則第四十条の規定による身体検査を受け、身体検査の各項目についての第一種又は第二種の身体検査基準に該当した者に対し、その者の申請があつたときは、新規則第五十条第五項の海技士身体検査合格証明書を交付するものとする。

第九条 旧規則第二号様式、第三号様式、第五号様式、第七号様式、第九号様式、第十五号様式の二及び第二十三号様式による海技免許申請書、履歴限定解除（変更）申請書、登録事項（海技免状）訂正申請書、海技免状更新申請書、海技免状再交付申請書、海技試験申請書、操縦免許申請書、設備等限定解除（変更）申請書、登録事項（操縦免許証）訂正申請書、登録事項（海技免状）訂正申請書、海技免状更新申請書及び操縦免許証再交付申請書については、それぞれこの省令による改正前の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二号様式、第三号様式、第五号様式、第六号様式、第八号様式、第十号様式、第十八号様式、第十九号様式、第二十一号様式、第二十二号様式及び第二十四号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

第十条 施行日前に交付した旧規則第四号様式による海技免状（以下「旧免状」という。）及び第十六号様式による承認証は、それぞれ新規則第二号様式、第三号様式、第五号様式、第七号様式、第九号様式、第十五号様式の二及び第二十三号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

第十二条 旧免状を受有する者は、当該旧免状と引換えに、新免状の交付を受けることができる。

第十三条 施行日前に旧規則の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新規則の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新規則の相当の規定によつてしまつたものとみなす。

第十四条 旧免状を受有する者は、当該旧免状と引換えに、新免状の交付を受けることができる。

第十五条 旧免状を受有する者は、別記様式による海技免状引換え申請書に新規則第十一條に規定する海技免状用写真票を添えて、最寄りの地方運輸局（運輸監理部、運輸支局及び海事事務所を含む。以下同じ。）を経由して国土交通大臣に申請しなければならない。

第十六条 前項の規定により申請をしようとする者は、地方運輸局に対し、その受有する旧免状を提示しなければならない。

第十七条 國土交通大臣は、第二項の申請があつたときは、当該申請に係る旧免状と引換えに新免状を申請者に交付する。

第十八条 前項の規定により交付される新免状の有効期間の起算日は、同項の規定により引換えられる旧別記様式（附則第12条関係）

1	附 則（平成二六年三月三一日国土交通省令第三八号）	この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。
2	附 則（平成二六年一〇月一日国土交通省令第七七号）	この省令による改正前の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第十号様式による海技試験申請書については、この省令による改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第十号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。
2 1	附 則（平成二七年一一月一八日国土交通省令第八四号）	この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。
2 1	附 則（平成二八年三月三一日国土交通省令第一四号）抄	この省令による改正前の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第一号様式、第三号様式、第五号様式、第六号様式、第八号様式、第十号様式、第十八号様式、第十九号様式、第二十二号様式及び第二十四号様式による海技免許申請書、海技免許更新申請書、海技免状再交付申請書、海技試験申請書、操縦免許申請書、設備等限定解除（変更）申請書、登録事項（操縦免許証）訂正申請書、登録事項（海技免状）訂正申請書、海技免状更新申請書、海技免状再交付申請書、海技試験申請書、操縦免許申請書及び操縦免許証再交付申請書については、それぞれこの省令による改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二号様式、第三号様式、第五号様式、第六号様式、第八号様式、第十号様式、第十八号様式、第十九号様式、第二十一号様式、第二十二号様式及び第二十四号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。
1	（施行期日）	この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。
1	附 則（平成二八年三月三一日国土交通省令第二五号）	この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。
1	（施行期日）	この省令は、平成二十八年七月一日から施行する。
1	附 則（平成二八年四月二八日国土交通省令第四六号）	（施行期日）
1	（施行期日）	この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。
1	附 則（平成二八年七月一日国土交通省令第五八号）	（施行期日）
1	（施行期日）	この省令は、平成二十八年七月一日から施行する。
2	（施行期日）	この省令による改正前の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第十号様式による海技試験申請書については、この省令による改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第十号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。
2	（施行期日）	この省令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。
2	附 則（平成二九年二月一日国土交通省令第五号）	（施行期日）
2	（施行期日）	この省令は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。
2	（施行期日）	この省令による改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第一百三十七条第一項第四号に掲げる場合における船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の三十六第四項の規定に違反する行為には、この省令の公布の日から起算して五年を経過する日より前にした行為は、含まれないものとする。
2	附 則（平成二九年九月二九日国土交通省令第五六号）	（施行期日）
2	（施行期日）	この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。
2	附 則（平成三十年六月八日国土交通省令第四六号）	（施行期日）
2	（施行期日）	この省令は、平成三十年七月一日から施行する。

2 平成二十八年七月一日前に開始された海技試験の筆記試験を受け、その一部の試験科目について基準点に達した者については、この省令による改正後の第五十三条第一項の規定にかかる限り、なお従前の例による。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年五月二一日国土交通省令第四号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）抄

（施行期日） 第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一項を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則（令和二年三月三一日国土交通省令第二六号）

（施行期日） 第一条 この省令は、令和二年七月一日から施行する。ただし、別表第六の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置） 第二条 この省令による改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（以下「新規則」という。）第二条の七第二号に掲げる船舶については、新規則の規定にかかるらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

第三条 この省令の施行の際現に一級小型船舶操縦士及び二級小型船舶操縦士の資格に係る操縦免許を受けている者は、新規則第六十九条第二号の規定による限定をされた操縦免許を受けたものとみなす。

第四条 二級小型船舶操縦士の資格に係る操縦免許を受けた者に対する新規則第七十条の二の講習は、当分の間、行わない。

第五条 施行日前に行われた講習の課程（新規則第七十条の二の講習の課程と同等以上の内容を有する）と国土交通大臣が認めるものに限る。以下この条において「同等課程」という。）を修了した者は、同条の講習の課程を修了した者とみなす。この場合において、新規則第六十六条又は第七十条第二項に規定する第七十条の二の講習の課程を受けようとする者は、新規則第六十六条第五号又は第七十条第二項に規定する第七十条の二の登録を受けようとする者は、施行日前においても、その申請を行うことを証明する書類を添付しなければならない。

第六条 新規則第七十条の二の登録を受けようとする者は、施行日前において準用する新規則第七十条の五において準用する第四条の十一の規定による届出についても、同様とする。新規則第七十条の五において準用する第四条の十一の規定による届出についても、同様とする。この省令による改正前の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第十九号様式による操縦免許限定期解除（変更）申請書については、新規則第十九号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（令和二年一一月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日） 1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置） 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和三年三月三一日国土交通省令第一六号）

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和四年二月二八日国土交通省令第七号）

1 （施行期日） 2 この省令は、令和五年二月二十八日から施行する。（経過措置） この省令による改正後のそれぞれの様式にかかるらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

この省令による改正後のそれぞれの様式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式にかかるらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（令和四年三月二十五日国土交通省令第一三号）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和四年三月三一日国土交通省令第三二号）

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和四年四月一五日国土交通省令第四二号）抄

（施行期日） 第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和六年一月一九日国土交通省令第三号）抄

（施行期日） 第一条 この省令は、海上運送法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一項改正に伴う準備行為）

第六条 改正法第五条の規定による改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法（以下「新船舶職員法」という。）第二十三条の二十五の登録を受けようとする者は、この省令の施行前においても、新規則による改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（以下「新船舶職員法施行規則」という。）第六十八条の五において準用する新船舶職員法施行規則第三条の申請書及び新船舶職員法施行規則第六十八条の五において準用する新船舶職員法施行規則第三条の三第二項各号に掲げる書類（次項において「申請書等」という。）を国土交通大臣に提出して、当該登録を受けるために必要な準備行為を行なうことができる。

前項の規定による国土交通大臣の申請書等の受理の権限は、新船舶職員法第二十三条の二十五条の登録を受けようとする者の住所地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に委任する。

（改正法附則第四条第二項の規定による申請をする者についての準用） 第七条 新船舶職員法施行規則第六十六条（ただし書並びに第一号、第四号及び第六号を除く。）の規定は、改正法附則第四条第二項の規定による申請をする者について準用する。この場合において、新船舶職員法施行規則第六十六条第二号中「特定操縦免許講習であつて登録特定操縦免許講習機関が行うもの」とあるのは、「海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第四条第二項の移行講習」と、同号及び同条第三号中「書類（特定操縦免許を申請する場合に限る。）」とあるのは、「書類」と、同条第五号中「小型船舶操縦士又は海技士にあつては、操縦免許証又は海技免状」とあるのは、「操縦免許証」と読み替えるものとする。

新船舶職員法施行規則第二十八条、第二十九条（第二号を除く。）、第三十条及び第三十二条の規定は、前項において準用する新船舶職員法施行規則第六十六条第三号の乗船履歴について準用する。この場合において、新船舶職員法施行規則第二十八条中「の船舶」とあるのは、「の総トン数二百トン未満の船舶（平水区域のみを航行するものを除く。）」と、「別表第五又は別表第六の乗船履歴中船舶の欄に定める船舶」とあるのは、「総トン数二百トン未満の船舶（平水区域のみを航行するものを除く。）」と、新船舶職員法施行規則第二十九条第三号中「主として船舶の運航、機関の運転又は船舶における無線電話による通信に從事しない職務の履歴（三級海技士（通信）試験又は海技士（電子通信）の資格についての海技試験に対する乗船履歴の場合は除く。）」とあるのは、「船長若しくは航海士の職務の履歴以外の履歴又は主として船舶の運航に従事しない職務の履歴」と読み替えるものとする。

(船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第八条 この省令の施行の際現にある第三条の規定による改正前の様式による申請書は、この省令による改正後の様式にかかわらず、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和六年三月四日国土交通省令第一六号)

(施行期日) (令和六年三月二九日国土交通省令第一六号) 抄

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による申請書は、この省令による改正後の様式にかかわらず、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

別表第一（第二条の二関係）

- 燃料油タンクの船外からの注油管の弁の遠隔制御装置（弁の配置により遠隔制御を要しない船舶を除く。）
- 燃料油タンク（機関室内のものを除く。）の遠隔液面監視装置及び高位警報装置
- 主機の運転状態の自動記録装置
- 衛星航法装置
- 自動操舵装置
- 船首及び船尾の係船装置の遠隔制御装置
- 液体貨物の遠隔制御荷役装置（ばら積みの液体貨物を輸送するために使用される船舶に限る。）
- 遠隔制御バラスト水張排水装置（荷役時において特に船体の傾斜及びトリムの制御を要する船舶に限る。）
- 荷役用のサイド・ポート、ランプ・ウェイ及び暴露甲板鋼製ハッチ・カバー（ポンツーン型のものを除く。）の動力開閉装置
- 海事衛星通信装置

別表第一（第二条の二関係）

- 燃料油タンクの船外からの注油管の弁の遠隔制御装置（弁の配置により遠隔制御を要しない船舶を除く。）
- 燃料油タンク（機関室内のものを除く。）の遠隔液面監視装置及び高位警報装置
- 主機の運転状態の自動記録装置
- 衛星航法装置
- 自動操舵装置
- 船首及び船尾の係船装置の遠隔制御装置（係船機のドラムを独立して制御できるものに限る。）
- 液体貨物の遠隔制御荷役装置（ばら積みの液体貨物を輸送するために使用される船舶に限る。）
- 遠隔制御バラスト水張排水装置（荷役時において特に船体の傾斜及びトリムの制御を要する船舶に限る。）
- 液体貨物の遠隔制御荷役装置（ばら積みの液体貨物を輸送するために使用される船舶に限る。）
- 遠隔制御バラスト水張排水装置（荷役時において特に船体の傾斜及びトリムの制御を要する船舶に限る。）
- 荷役用のサイド・ポート、ランプ・ウェイ及び暴露甲板鋼製ハッチ・カバー（ポンツーン型のものを除く。）の動力開閉装置
- 非常用えい索の動力巻取装置（ばら積みの引火性高压ガス及び引火性液体類を輸送するため使用される船舶に限る。）
- 水先人用はしごの動力巻取装置
- 冷凍装置付きコントナの保冷状態の集中監視装置（コントナ貨物を輸送するために使用される船舶に限る。）
- 固定式甲板洗浄装置（ばら積みの石炭、鉄鉱石又はこれらに類似する貨物を輸送するため使用される船舶に限る。）
- 海水衛星通信装置
- 冷凍装置付きコントナの保冷状態の集中監視装置（コントナ貨物を輸送するために使用される船舶に限る。）
- 燃料油タンク（機関室内のものを除く。）の遠隔液面監視装置及び高位警報装置
- 主機の運転状態の自動記録装置
- 機関の運転状態の集中監視装置（船橋に設置されるものに限る。）
- 機関の集中制御装置（船橋に設置されるものに限る。）
- 主機の遠隔制御及び操舵装置（船橋の両ウイングで使用できるものに限る。）
- 無線電信室（令別表第四号の表の適用を受ける船舶において船橋に設置されるものに限る。）
- 衛星航法装置
- 自動衝突予防援助装置
- 自動操舵装置
- 船首及び船尾の係船装置の遠隔制御装置（係船機のドラムを独立して制御できるものに限る。）
- 自動操舵装置

別表第一（第二条の二関係）

- 燃料油タンクの船外からの注油管の弁の遠隔制御装置（弁の配置により遠隔制御を要しない船舶を除く。）
- 燃料油タンク（機関室内のものを除く。）の遠隔液面監視装置及び高位警報装置
- 主機の運転状態の自動記録装置
- 機関の運転状態の集中監視装置（船橋に設置されるものに限る。）
- 機関の集中制御装置（船橋に設置されるものに限る。）
- 主機の遠隔制御及び操舵装置（船橋の両ウイングで使用できるものに限る。）
- 無線電信室（令別表第四号の表の適用を受ける船舶において船橋に設置されるものに限る。）
- 衛星航法装置
- 自動衝突予防援助装置
- 自動操舵装置
- 船首及び船尾の係船装置の遠隔制御装置（係船機のドラムを独立して制御できるものに限る。）
- 自動操舵装置

別表第五（第二十五条、第二十七条の三、第二十八条、第三十一条関係）

一級海士 （航 試）	二級海士 （航 試）	三級海士 （航 試）
総トン数二十トン以上の近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶、 総トン数二百トン以上の丙区域内において従業する漁船又は 総トン数二十トン以上の乙区域若しくは甲区域と/orする船舶、 総トン数六百トン以上の沿海区域を航行区 域内において従業する漁船	総トン数五百トン以上の沿海区域を航行区域とする船舶、 洋区域を航行区域とする船舶又は 総トン数二十トン以上の乙区域若しくは甲区域において従業する漁船	総トン数二十トン以上の近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶、 洋区域を航行区域とする船舶又は 総トン数二十トン以上の乙区域若しくは甲区域において従業する漁船
域とする船舶、 総トン数五千トン以上の沿海区域を航行区域とする船舶、 又は 総トン数二百トン以上五百トン未満の乙区域若しくは甲区域内において従業する漁船	総トン数二千五百トン以上五百トン未満の乙区域若しくは甲区域内において従業する漁船	総トン数二千五百トン以上五百トン未満の乙区域若しくは甲区域内において従業する漁船
（航 試）	（航 試）	（航 試）
二年以上	二年以上	二年以上
海士（航 試）	三級海士（航 試）	四級海士（航 試）
船舶職員 及び 海一長 等	船舶職員 （船 長又 は 航 海士）	船舶職員 （航 海一 等 士）

別表第六（第二十六条、第二十八条関係）

四級海技士（電子通信）試験	総トン数五トン以上の船舶
一級海技士（電子通信）試験、二級海技士（電子通信）試験又は三級海技士（電子通信）試験	沿海区域（国際航海に従事する船舶に限る。）、近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は乙区域若しくは甲区域内において從業する漁船
	六月以上

は甲区域内において従業する漁船

練習船が漁船であるときは、機関士直三級海技士（機関）試験に係る練習船による実習と併せて、（機関）の運航をもつて代えることができる。）

期間には、練習船による実習が、少なくとも次に掲げる期間なければならぬ。
練習船が漁船以外の船舶で運転をもつて代えることができる。)
練習船が漁船であるときは、
六月
前号の期間のうち、三月以内の期間に限り、工場における実習の期間をもつて代えることができる。

種別	三級海技士(航海)試験	三級海技士(機関)試験又は内燃機関試験	三級海技士(機関)試験又は内燃機関試験	三級海技士(機関)試験又は内燃機関試験
単数	船舶乗船履歴	船舶乗船履歴	船舶乗船履歴	船舶乗船履歴
期間	上以一ヶ月	上以一ヶ月	上以一年	上以一年
職務	実習又は船舶の運航	実習又は船舶の運転	実習又は船舶の運転	実習又は船舶の運航
備考	期間には、練習船(総トン数千トン以上のものとする。以下この表において同じ。)による実習(四級海技士(機関)試験又は内燃機関四級海技士(機関)試験に係る練習船による実習と併せて行うこと)ができる。(が少くとも九月なければならず、かつ、その実習のうちには、国土交通大臣が告示で定める国際航海が一年なければならない。)	期間には、練習船による実習が少なくとも一年なければならない。	期間には、練習船による実習が少なくとも一年なければならない。	期間には、練習船による実習が少なくとも一年なければならない。
備考	航行区域とする船舶は総トン数二十トン以上の近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数二十トン以上の乙区域若しくは甲区域内において従業する漁船は総トン数千六百トン以下の沿海区域を航行区域とする船舶、総トン数二十トン以上の近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数二十トン以上の乙区域若しくは甲区域内において従業する漁船	航行区域とする船舶は総トン数千六百トン以下の沿海区域を航行区域とする船舶、総トン数二十トン以上の近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数二十トン以上の乙区域若しくは甲区域内において従業する漁船	航行区域とする船舶は総トン数千六百トン以下の沿海区域を航行区域とする船舶、総トン数二十トン以上の近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数二十トン以上の乙区域若しくは甲区域内において従業する漁船	航行区域とする船舶は総トン数千六百トン以下の沿海区域を航行区域とする船舶、総トン数二十トン以上の近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数二十トン以上の乙区域若しくは甲区域内において従業する漁船

三級海技試験の種別		三級海技士(機関)試験又は内燃機関試験		三級海技士(機関)試験		三級海技士(航海)試験		三級海技士(機関)試験の種別		二の二 独立行政法人海技教育機構海技士教科海技専攻課程海上技術コース(機関専修)を卒業した者の場合		二級海技士(機関)試験	
単位数	船舶乗船履歴	上以	二十	上以	二十	上以	一十	船舶	乗船履歴	漁船	上以	二十	
期間	高等学校又は中等教育学校を卒業した者の場合	出力三千キロワット以上の推進機関を有する沿海区域を航行区域とする船舶又は総トン数二十トン以上の近海区域若しくは遠洋区域とする船舶又は総トン数二十トン以上の乙区域内において従業する漁船	六月	上以	六月	上以	船舶	実習又は船員の運航	期間には、練習船による実習(四級海技士(航海)試験に係る練習船による実習と併せて行うことが出来る。)が少なくとも六月なければならない。	九月	上以	九月	
職務		実習又は機関の運転	六月	上以	六月	上以	船舶	実習又は船員の運航	期間には、練習船による実習(四級海技士(航海)試験に係る練習船による実習と併せて行うことが出来る。)が少なくとも六月なければならない。	九月	上以	九月	
備考		期間には、練習船による実習(四級海技士(航海)試験に係る練習船による実習と併せて行うことが出来る。)が少なくとも六月なければならない。	六月	上以	六月	上以	船舶	実習又は船員の運航	期間には、練習船による実習(四級海技士(航海)試験に係る練習船による実習と併せて行うことが出来る。)が少なくとも六月なければならない。	九月	上以	九月	

六級海士(航技試験)		五級海士(航技試験)		四級海士(航技試験)		船橋當直(三級海士(航技試験))	
総トン数五トン以上	上の船舶	十五以上	上	二十五以上	二十四五	二十四(十四)以上	船橋當直(三級海士(航技試験))
総トン数二十トン以上	上の沿海区域、近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数二十トン以上の漁船	三十トン数二十トン以上	三十トン数二十トン以上	三十トン数二十トン以上	三十トン数二十トン以上	三十トン数二十トン以上	船橋當直(三級海士(航技試験))
八月以上	(国立研究開発法)による実習が少なくとも六ヶ月なければならない。	一年六月	（国立研究開発法）による実習が少なくてはならない。	一年(國立研究開発法)以上	一年(國立研究開発法)以上	一年(國立研究開発法)以上	船橋當直(三級海士(航技試験))
実習	航運の船舶は又	実習	実習	実習	実習	実習	航運の船舶は又
国立研究開発法人水産研究所・教育機構水産大学校による実習船による実習が少なくてはならない。	練習船による実習と併せて行うことができる。	練習船による実習に係る技術士(機関)試験又は内燃機関三級海士(機関)試験又は内燃機関三級海士(機関)試験による実習と併せて行うことができる。	い。	い。	い。	い。	期間には、練習船による実習(一年以内の期間に限り、三級海技士(機関)試験又は内燃機関三級海士(機関)試験による実習と併せて行うことができる。)が少なくとも一年なければならない。

内燃機関又は試験士(機関)試験		五級海技(機関)	六級海技士(機関)又は内燃機関士(機関)試験	三級海技士(航海)試験
四級海技士(機関)	二十五以上	十五以上	十二以上	四十六(三十五)以上
航行区域、近海区域若しくは遠洋区域とする	総トン数二十トン以上	総トン数二十トン以上	総トン数五トン以上	総トン数千六百トントン以上の沿海区域を航行区域とする船舶、総トン数二十トン以上の近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数二十トン以上の乙区域若しくは甲区域において従業する漁船
育成研究法人水産開発	二年(国)月以上	一年六月(国立研究開発法)人水産研究開発法	八月以上	一年三月以上
関機は又習	実習	転運の関機は又習	実習	実習
一 期間のうち、三月以内の期間に限り、工場における実習をもつて漁船による実習に代えることができる(国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校五級乗船実習コースを修了した者にあつては、練習船による実習が少ないと、六月なければならぬ)。	二 。二、 一 期間のうち、三月以内の期間に限り、工場における実習をもつて漁船による実習に代えることができる(国立研究開発法	一 期間のうち、三月以内の期間に限り、工場における実習をもつて漁船による実習に代えることができる(国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校五級乗船実習コースを修了した者にあつては、練習船による実習が少ないと、六月なければならぬ)。	期間のうち、三月以内の期間に限り、工場における実習をもつて漁船による実習に代えることができる(国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校五級乗船実習コースを修了した者を除く)。	期間には、練習船による実習(一年以内の期間に限り、機関当直三級海技士(機関)試験に係る練習船による実習と併せて行うこと)ができる。)が少なくとも一年なければならない。

種別		三の二 海上保安大学校特修科を卒業した者（海上保安大学校初任科を修了した者に限る。）		船舶又は総トン数二十トン以上の漁船		関四級（機関）試験	
単位	乗船履歴	船舶	乗船履歴	船舶	乗船履歴	船舶	乗船履歴
船舶	乗船履歴	船舶	乗船履歴	船舶	乗船履歴	船舶	乗船履歴
期間	において従業する漁船	総トン数二十トン以上の乙区域若しくは甲区域内において従業する船舶	総トン数二十トン以上の近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶、	ト以上の推進機関を有する沿海区域を航行区域とする船舶、	出力三千キロワット以上の推進機関を有する遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数二十トン以上の乙区域若しくは甲区域内において従業する漁船	出力三千キロワット以上の推進機関を有する沿海区域を航行区域とする船舶、	出力三千キロワット以上の推進機関を有する遠洋区域を航行区域とする船舶又は総トン数二十トン以上の近海区域若しくは遠洋区域において従業する漁船
職務	実習	実習	実習	実習	実習	実習	実習
備考	三 練習船による実習は、一年以内の期間に限り、船橋当直三級海技士（航海）試験に係る練習船による実習と併せて行うことができる。	三 練習船による実習は、一年以内の期間に限り、船橋当直三級海技士（航海）試験に係る練習船による実習と併せて行うことができる。	一 期間には、練習船による実習が、少なくとも一年なければならない。	二 前号の期間のうち、六月以内の期間に限り、工場における実習の期間をもつて代えることができる。	期間には、練習船による実習（一年以内の期間に限り、三級海技士（航海）試験に係る練習船による実習と併せて行うことができる。）が少なくとも一年なければならない。	期間には、練習船による実習（一年以内の期間に限り、三級海技士（航海）試験に係る練習船による実習と併せて行うことができる。）が少なくとも一年なければならない。	二 国立研究開発法人水産大学校四級乗船実習コースを修了した者にあつては、練習船による実習が少なくとも九月なければならない。）。

1 この表において、単位数とは、三十五教授時数を一単位として算定した数をいう。

別表第七（第三十八条の二、第四十七条、第五十三条関係
船により行なわれる場合は、（）内の単位数とする

内燃機関五級海技士（機関）試験 内燃機関四級海技士（機関）試験 機関当直三級海技士（機関）試験

内燃機関四級海技士（機関）試験 内燃機関三級海技士（機関）試験 機関当直三級海技士（機関）試験

内燃機関六級海技士（機関）試験 内燃機関五級海技士（機関）試験 機関当直三級海技士（機関）試験

別表第八（第四十一条関係）

海技試験（学科試験）科目表

一級海技士（航海）試験、二級海技士（航海）試験、三級海技士（航海）試験、四級海技士（機関）試験、五級海技士（機関）試験、六級海技士（機関）試験、機関当直三級海技士（機関）試験、内燃機関二級海技士（機関）試験、内燃機関三級海技士（機関）試験、内燃機関四級海技士（機関）試験、内燃機関五級海技士（機関）試験及び内燃機関六級海技士（機関）試験

1 航海に関する科目

航海計器

（一級海技士（航海）試験を除く。）

航路標識（一級海技士（航海）試験を除く。）

水路図誌（一級海技士（航海）試験及び二級海技士（航海）試験を除く。）

潮汐及び海流（一級海技士（航海）試験及び二級海技士（航海）試験を除く。）

天文航法（六級海技士（航海）試験を除く。）

電波航法（船橋当直三級海技士（航海）試験を除く。）

航海計画（船橋当直三級海技士（航海）試験を除く。）

運用に関する科目

船舶の構造、設備、復原性及び損傷制御（一級海技士（航海）試験にあつては船舶の構成、復原性及び損傷制御、六級海技士（航海）試験及び船橋当直三級海技士（航海）試験にあつては船舶の構造、設備及び復原性）

当直（一級海技士（航海）試験及び二級海技士（航海）試験を除く。）

気象及び海象

操船

船舶の出力装置（船橋当直三級海技士（航海）試験を除く。）

貨物の取扱い及び積付け（一級海技士（航海）試験を除く。）

非常措置

医療（一級海技士（航海）試験を除く。）

捜索及び救助（一級海技士（航海）試験を除く。）

船舶通報制度（一級海技士（航海）試験及び二級海技士（航海）試験を除く。）

法規に関する科目

一 海上衝突予防法、海上交通安全法及び港則法並びにこれらに基づく命令

二 船員法及びこれに基づく命令

三 船舶職員及び小型船舶操縦者法及び海難審判法並びにこれらに基づく命令

四 船舶法、船舶のトン数の測度に関する法律及び船舶安全法並びにこれらに基づく命令

（一級海技士（航海）試験及び二級海技士（航海）試験にあつては船舶のトン数の測度に関する法律及び船舶安全法並びにこれらに基づく命令、四級海技士（航海）試験、五級海技士（航海）試験、六級海技士（航海）試験及び船舶安全法並びにこれらに基づく命令（一級海技士（航海）試験及び船橋当直三級海技士（航海）試験にあつては船舶法及び船舶安全法並びにこれらに基づく命令）

五 海洋汚染等及び海上災害の防止

六 検疫法及びこれに基づく命令

七 水先法及びこれに基づく命令（一級海技士（航海）試験、二級海技士（航海）試験及び三級海技士（航海）試験に限る。）

八 関税法（一級海技士（航海）試験、二級海技士（航海）試験及び三級海技士（航海）試験に限る。）

- 九 領海及び接続水域に関する法律（一級海技士（航海）試験及び二級海技士（航海）試験に限る。）
- 十 海商法（一級海技士（航海）試験、二級海技士（航海）試験及び三級海技士（航海）試験に限る。）
- 十一 國際公法（六級海技士（航海）試験を除く。）
- 十二 英語に関する科目

（六級海技士（航海）試験を除く。）

一級海技士（機関）試験、二級海技士（機関）試験、三級海技士（機関）試験、四級海技士（機関）試験、五級海技士（機関）試験、六級海技士（機関）試験、機関当直三級海技士（機関）試験、内燃機関二級海技士（機関）試験、内燃機関三級海技士（機関）試験、内燃機関四級海技士（機関）試験、内燃機関五級海技士（機関）試験及び内燃機関六級海技士（機関）試験

1 機関に関する科目（その一）

一 出力装置

二 プロペラ装置

三 機関に関する科目（その二）

一 補機

二 電気工学、電子工学及び電気設備（六級海技士（機関）試験及び内燃機関六級海技士（機関）試験にあつては、電気工学及び電気設備）

三 自動制御装置

四 甲板機械（一級海技士（機関）試験を除く。）

五 燃料及び潤滑剤の特性（六級海技士（機関）試験、機関当直三級海技士（機関）試験及び内燃機関六級海技士（機関）試験に限る。）

六 造船工学（機関当直三級海技士（機関）試験に限る。）

七 機関に関する基礎的な知識（六級海技士（機関）試験及び内燃機関六級海技士（機関）試験に限る。）

一 燃料及び潤滑剤の特性

二 熱力学

三 力学及び流体力学

四 材料工学

五 造船工学

六 製図（三級海技士（機関）試験、三級海技士（機関）試験、内燃機関二級海技士（機関）試験及び内燃機関三級海技士（機関）試験に限る。）

三 執務一般に関する科目

一 当直、保安及び機関一般

二 船舶による環境の汚染の防止

三 損傷制御

四 船内作業の安全

五 海事法令及び国際条約（六級海技士（機関）試験及び内燃機関六級海技士（機関）試験にあつては、海事法令）

六 英語（六級海技士（機関）試験及び内燃機関六級海技士（機関）試験を除く。）

一級海技士（通信）試験、二級海技士（通信）試験、三級海技士（通信）試験、一級海技士（電子通信）試験、二級海技士（電子通信）試験、三級海技士（電子通信）試験及び四級海技士（電子通信）試験

航海一般に関する科目

船舶及びその設備	船舶及びその設備
気象及び海象	気象及び海象
船舶内編成及び職務分掌（三級海技士（通信）試験及び四級海技士（電子通信）試験を除く。）	船舶内編成及び職務分掌（三級海技士（通信）試験及び四級海技士（電子通信）試験を除く。）
難審判法、船舶安全法及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律並びにこれらに基づく命令並びに国際条約（二級海技士（通信）試験、三級海技士（通信）試験及び四級海技士（電子通信）試験にあつては、国際条約を除く。）	難審判法、船舶安全法及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律並びにこれらに基づく命令並びに国際条約（二級海技士（通信）試験、三級海技士（通信）試験及び四級海技士（電子通信）試験にあつては、国際条約を除く。）
別表第八の二（第七十条の四関係）	別表第八の二（第七十条の四関係）
施設及び設備	施設及び設備
講義室	講義室
実習用小型漁船（特定漁船に限る。）	十八歳以上であること。
機関実習室	過去二年間に登録特定漁船講習事務に關し不正な行為を行つた者又は法若しくは法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者ないこと。
主機及びその附属装置	過去二年間に登録特定漁船講習事務に關し不正な行為を行つた者又は法若しくは法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者ないこと。
工具及び測定器	過去二年間に登録特定漁船講習事務に關し不正な行為を行つた者又は法若しくは法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者ないこと。
レーダー実習室	過去二年間に登録特定漁船講習事務に關し不正な行為を行つた者又は法若しくは法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者ないこと。
信号装置	過去二年間に登録特定漁船講習事務に關し不正な行為を行つた者又は法若しくは法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者ないこと。
進水装置	過去二年間に登録特定漁船講習事務に關し不正な行為を行つた者又は法若しくは法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者ないこと。
救命器具	過去二年間に登録特定漁船講習事務に關し不正な行為を行つた者又は法若しくは法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者ないこと。
信号旗	過去二年間に登録特定漁船講習事務に關し不正な行為を行つた者又は法若しくは法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者ないこと。
国際信号旗	過去二年間に登録特定漁船講習事務に關し不正な行為を行つた者又は法若しくは法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者ないこと。
実習場	過去二年間に登録特定漁船講習事務に關し不正な行為を行つた者又は法若しくは法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者ないこと。
泡消火器、炭酸ガス消火器及び粉末消火器	過去二年間に登録特定漁船講習事務に關し不正な行為を行つた者又は法若しくは法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者ないこと。
教育に必要な模型、掛図、書籍その他教材	過去二年間に登録特定漁船講習事務に關し不正な行為を行つた者又は法若しくは法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者ないこと。
別表第九（第七十五条、第一百一条関係）	別表第九（第七十五条、第一百一条関係）
小型船舶操縦士身体検査基準表	身体検査基準表
検査項目	身体検査基準
視力（五次の各号のいずれかに該当すること。メートル一視力（矯正視力を含む。次号において同じ。）が両眼共に〇・五以上であること。メートル一視力で二一眼の視力が〇・五に満たない場合であつても、他眼の視野が左右百五十度以上で万国視力あり、かつ、視力が〇・五以上であること。表による。）	視力（五次の各号のいずれかに該当すること。メートル一視力（矯正視力を含む。次号において同じ。）が両眼共に〇・五以上であること。メートル一視力で二一眼の視力が〇・五に満たない場合であつても、他眼の視野が左右百五十度以上で万国視力あり、かつ、視力が〇・五以上であること。表による。）
色覚	夜間において船舶の灯火の色を識別できること。ただし、設備等限定がなされた操縦免許を受けようとする者については、日出から日没までの間において航路標識の彩色を識別できることをもつて足りる。
聴力	船内の騒音を模した騒音の下で三百メートルの距離にある汽笛の音（海上衝突予防法施行規則（昭和五十二年運輸省令第十九号）第十八条に規定する汽笛の音であつて、音圧について百二十デシベルとする。）に相当する音を弁別できること（補聴器により補われた聴力による場合を含む。）。

別表第十（第八十四条の三関係）	別表第十（第八十四条の三関係）
施設及び設備	施設及び設備
講義室	十八歳以上であること。
聽覚教材	過去二年間に登録操縦免許証失効再交付講習事務に關し不正な行為を行つた者又は法若しくは法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。
イ 海上における事故及び災害の防止に關すること。	小型船舶操縦者の遵守事項に關すること。
ハ 最新的海事法令に關すること。	最新の海事法令に關すること。
三 視聴覚教材を使用するために必要な設備	視聴覚教材を使用するために必要な設備
別表第十一（第九十三条、第一百三十九条、第一百四十二条関係）	別表第十一（第九十三条、第一百三十九条、第一百四十二条関係）
備考	備考
1 違反行為に付する点数は、次に掲げるところによる。	1 違反行為に付する点数は、次に掲げるところによる。
一 この表の違反行為の内容の欄に掲げる違反行為の種別に応じ、同表の点数の欄に掲げる点数とする。この場合において同時に二以上の種別の違反行為に該当するときは、これらの違反行為の点数のうち高い点数（同じ点数のときは、その点数）によるものとする。	一 この表の違反行為の内容の欄に掲げる違反行為の種別に応じ、同表の点数の欄に掲げる点数とする。この場合において同時に二以上の種別の違反行為に該当するときは、これらの違反行為の点数のうち高い点数（同じ点数のときは、その点数）によるものとする。
二 違反行為をし、よつて他人を死傷させたときは、一による点数に三点を加えた点数とする。	二 違反行為をし、よつて他人を死傷させたときは、一による点数に三点を加えた点数とする。
三 再教育講習を受けなければならない者が、受講期間内にその違反行為に係る再教育講習を受けたとき（第一百三十九条第二号に掲げる場合を除く。）は、一による点数から二点を減じた点数とする。	三 再教育講習を受けなければならない者が、受講期間内にその違反行為に係る再教育講習を受けたとき（第一百三十九条第二号に掲げる場合を除く。）は、一による点数から二点を減じた点数とする。
一 「酒酔い操縦」とは、法第二十三条の四十第一項の規定に違反する行為をいう。	一 「酒酔い操縦」とは、法第二十三条の四十第一項の規定に違反する行為をいう。
二 「自己操縦義務違反」とは、法第二十三条の四十第二項の規定に違反する行為をいう。	二 「自己操縦義務違反」とは、法第二十三条の四十第二項の規定に違反する行為をいう。
三 「危険操縦」とは、法第二十三条の四十第三項の規定に違反する行為をいう。	三 「危険操縦」とは、法第二十三条の四十第三項の規定に違反する行為をいう。
四 「見張りの実施義務違反」とは、法第二十三条の四十第五項の規定に違反する行為のうち、第一百三十八条第二号に掲げる事項を遵守しないことをいう。	四 「見張りの実施義務違反」とは、法第二十三条の四十第五項の規定に違反する行為のうち、第一百三十八条第二号に掲げる事項を遵守しないことをいう。
五 「船外への転落に備えた措置義務違反」とは、法第二十三条の四十第四項の規定に違反する行為をいう。	五 「船外への転落に備えた措置義務違反」とは、法第二十三条の四十第四項の規定に違反する行為をいう。
六 「発航前検査義務違反」とは、法第二十三条の四十第五項の規定に違反する行為のうち、第一百三十八条第一号に掲げる事項を遵守しないことをいう。	六 「発航前検査義務違反」とは、法第二十三条の四十第五項の規定に違反する行為のうち、第一百三十八条第一号に掲げる事項を遵守しないことをいう。
二 处分及び再教育講習受講通知基準表	二 处分及び再教育講習受講通知基準表
累積点数	累積点数
前歴の有無	前歴の有無

なし
あり

備考 「前歴の有無」とは、累積点数に係る違反行為をしたときにおける当該違反行為をした日を起算日とする過去三年以内の法第二十三条の七第一項の規定による処分又は海難審判法第三条の裁決による操縦免許に係る処分を受けたことの有無をいう。

三 処分の免除及び軽減基準表

戒告	処分の免除
一月以内の期間の業務の停止	戒告又は業務の停止の期間の短縮

別表第十二（第一百二条関係）

操縦試験（学科試験）科目表

一級小型船舶操縦士試験、二級小型船舶操縦士試験及び二級小型船舶操縦士（第一号限定）試験	一 小型船舶操縦者の心得及び遵守事項（一般）
一 水上交通の特性	一 小型船舶操縦者の心得
二 小型船舶操縦者の心得	二 小型船舶操縦者の心得
三 小型船舶操縦者の遵守事項	三 小型船舶操縦者の遵守事項
四 湖川及び特定水域での交通の方法	四 湖川及び特定水域での交通の方法
五 気象及び海象	五 気象及び海象
六 荒天時の操縦	六 荒天時の操縦
七 事故対策	七 事故対策
八 運航（上級I）（一級小型船舶操縦士試験に限る。）	八 運航（上級II）（二級小型船舶操縦士試験に限る。）
九 航海計画	九 機関の保守整備
一〇 救命設備及び通信設備	一一 機関故障時の対処
一一 気象及び海象	一二 荒天航法及び海難防止
一二 小型船舶操縦士（第一号限定）試験	一二 小型船舶操縦者の心得
一三 小型船舶操縦者の心得及び遵守事項（湖川小出力）	一三 小型船舶操縦者の遵守事項
一四 一般水域での交通の方法	一四 一般水域での交通の方法
一五 湖川及び特定水域での交通の方法	一五 湖川及び特定水域での交通の方法
一六 港内での交通の方法	一六 港内での交通の方法
一七 特定海域での交通の方法	一七 特定海域での交通の方法
一八 湖川及び特定水域での交通の方法	一八 湖川及び特定水域での交通の方法
一九 操縦一般	一九 操縦一般
二〇 交通の方法（一般）	二〇 交通の方法（一般）
二一 一般海域での交通の方法	二一 一般海域での交通の方法
二二 港内での交通の方法	二二 港内での交通の方法
二三 小型船舶操縦者の心得	二三 小型船舶操縦者の心得
二四 小型船舶操縦者の遵守事項	二四 小型船舶操縦者の遵守事項

五点
三点

3 運航（湖川小出力）
一 操縦一般

二 航法の基礎知識
三 点検及び保守
四 気象及び海象の基礎知識
五 事故対策

一 小型船舶操縦者の心得及び遵守事項（一般）
二 小型船舶操縦者の心得
三 小型船舶操縦者の遵守事項

一 一般水域での交通の方法
二 湖川及び特定水域での交通の方法
三 港内及び特定海域での交通の方法
四 航法の基礎知識
五 気象及び海象の基礎知識
六 事故対策

一 運航上の注意事項
二 操縦一般
三 方位測定
四 基本操縦
五 安全確認（見張り及び機関の状態確認）
六 結索

一 小型船舶の取扱い
二 発航前の準備及び点検
三 解纏及び係留

一 運航（上級II）（二級小型船舶操縦士試験に限る。）
二 機関の保守整備
三 機関故障時の対処
四 気象及び海象
五 荒天航法及び海難防止
六 小型船舶操縦士（第一号限定）試験
七 事故対策
八 運航（上級I）（一級小型船舶操縦士試験に限る。）
九 航海計画
一〇 救命設備及び通信設備
一一 気象及び海象
一二 小型船舶操縦士（第一号限定）試験
一二 小型船舶操縦者の心得
一三 小型船舶操縦者の心得及び遵守事項（湖川小出力）
一四 一般水域での交通の方法
一五 湖川及び特定水域での交通の方法
一六 港内での交通の方法

別表第十三（第一百四条関係）

操縦試験（実技試験）科目表

一級小型船舶操縦士試験、二級小型船舶操縦士試験及び二級小型船舶操縦士（第一号限定）試験

一 運航（上級II）（二級小型船舶操縦士試験に限る。）	一 運航（上級I）（一級小型船舶操縦士試験に限る。）
二 機関の保守整備	二 機関の保守整備
三 機関故障時の対処	三 機関故障時の対処
四 気象及び海象	四 気象及び海象
五 荒天航法及び海難防止	五 荒天航法及び海難防止
六 小型船舶操縦士（第一号限定）試験	六 小型船舶操縦士（第一号限定）試験
七 事故対策	七 事故対策
八 運航（上級I）（一級小型船舶操縦士試験に限る。）	八 運航（上級II）（二級小型船舶操縦士試験に限る。）
九 航海計画	九 航海計画
一〇 救命設備及び通信設備	一〇 救命設備及び通信設備
一一 気象及び海象	一一 気象及び海象
一二 小型船舶操縦士（第一号限定）試験	一二 小型船舶操縦士（第一号限定）試験
一二 小型船舶操縦者の心得	一二 小型船舶操縦者の心得
一三 小型船舶操縦者の心得及び遵守事項（湖川小出力）	一三 小型船舶操縦者の心得及び遵守事項（湖川小出力）
一四 一般水域での交通の方法	一四 一般水域での交通の方法
一五 湖川及び特定水域での交通の方法	一五 湖川及び特定水域での交通の方法
一六 港内での交通の方法	一六 港内での交通の方法

五点
三点

第1号様式（第2条の4関係）		(日本産業規格 A14 4番)	
交付番号 第 号			
近代化船適合証書			
船舶名	総トン数	推進機関の出力	航行区域
			船舶所有者の 氏名又は名称
上記の船舶は、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和26年運輸省令第91号）第2条の4第2項に規定する第__種近代化船であることを証明する。			
年 月 日			
国土交通大臣 団			

第2号様式（第3条関係）

第3号様式(第4条の2関係)

(日本産業規格A列4番)

02

海技免許限定解除(変更)申請書

海技免許に係る履歴限定・能力限定について、解除(変更)を受けたいので関係書類を添えて申請します。

海技免状 の種類	(1) 免状 番号												"○"もめて記入して下さい。																
(注) 機械で読み込みますので、枠からはみ出ないよう明瞭に記入して下さい。																													
(2) 申請者 登録名		小文字 区別 カタ カナ (1) すべてのカタカナを小文字で入力。大文字にあらる文字については、漢上の小文字区分枠内に×印を記入して下さい。 (2) つづいてカタカナの小文字で入力。大文字にあらる文字については、漢上の小文字区分枠内に×印を記入して下さい。 (3) 省略、半角空白で1マスに記入して下さい。								例: ジュン → <input checked="" type="checkbox"/> ジ <input checked="" type="checkbox"/> ユン																			
(3) 申出年月日		漢字 西暦				現 住 所				TEL				()															
(4) 請当する枠内に×印を記入して下さい。		(5) 都道府県名 都道 府県				(6) 国籍 許可 登録				(7) 第3条 第1項 第3条 規定 する範 囲に 規定 する範 囲				(8) 第3条 第1項 第3条 規定 する範 囲に 規定 する範 囲															
出生年は西暦で記載してください。 月日が右端場合はひしもじで記入して下さい。		6月以上 <input type="checkbox"/> 3月以上 <input type="checkbox"/> <small>※期間満了時に記入する場合は、△印を記入して下さい。</small>				6月以上 <input type="checkbox"/> 3月以上 <input type="checkbox"/> <small>※期間満了時に記入する場合は、△印を記入して下さい。</small>				6月以上 <input type="checkbox"/> 3月以上 <input type="checkbox"/> <small>※期間満了時に記入する場合は、△印を記入して下さい。</small>				6月以上 <input type="checkbox"/> 3月以上 <input type="checkbox"/> <small>※期間満了時に記入する場合は、△印を記入して下さい。</small>															
(9) 第3号 付状 付年月		月 日				月 日				月 日				月 日															
(注意)																													
1. 種別限定・能力限定解除・変更手数料は納付料により負担付けて下さい。 2. 沿海航行は記入しないで下さい。 3. 民事による船舶免状を添付できない者は、その事實を証明する書類を添付して下さい。																													

第3号様式（第4条の2関係）

第4号様式（第6条関係）

第4号様式（第6条関係）	(表)	
海技免状 CERTIFICATE OF COMPETENCY		
日本国政府 THE GOVERNMENT OF JAPAN		
<small>船舶の職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第7条第1項の規定により交付する。この規程は、昭和26年1月1日以後に就任する者に適用する。</small>		
<small>This Certificate is issued in accordance with the provision of paragraph 1, Article 1 of the Law for Ships' Officers and Boats' Operators, 1951.</small>		
国土交通大臣 <small>Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism</small> <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;">印</div>		
210ミリメートル	93ミリメートル	102ミリメートル
297ミリメートル	102ミリメートル	102ミリメートル

第5号様式（第7条関係）

（日）
登録事項(海拔免狀)訂正申請書

(日本産業規格A列4番)

第5号株式(第7未開保)

基础医学实验教材

〔注意〕
1. 変更登録に係る登録免許料は納付書により納付して下さい。
2. 洋印欄は記入しないで下さい。
3. 損失により返納すべき免状を添付できない者は、その事実を
説明する書類を添付して下さい。

当選 更新 実施 年 月 日	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	※② 講習会 登録番号 年 月 日	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
※③ 講習会 登録番号 年 月 日	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	※④ 会員登録 登録番号 年 月 日	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
※⑤ 登録登録 登録番号 年 月 日	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	※⑥ 会員登録 登録番号 年 月 日	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
未登録コード： <input type="text"/>			

[注意]
 1. 手数料は納付書により納付して下さい。
 2. ※印欄は記入しないで下さい。
 3. 送戻しにより更新を受けるとする免査を添付できない者は、その事实を証明する書類を添付して下さい。

7号様式(第9条の5、第9条の8、第37条、第80条、第85条参照)		(日本産業規格 A4判)											
海技士身体検査證明書													
<p>(申請者記入)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">氏 名: (ひらがなをつづること)</td> <td style="width: 50%;">性 別 男 女</td> </tr> <tr> <td colspan="2">出 生 年 月 日 (西暦表示) (西暦表示をとくとその年の誕生日)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">現 住 所</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">□ ()</td> </tr> </table>				氏 名: (ひらがなをつづること)	性 別 男 女	出 生 年 月 日 (西暦表示) (西暦表示をとくとその年の誕生日)		年 月 日		現 住 所		□ ()	
氏 名: (ひらがなをつづること)	性 別 男 女												
出 生 年 月 日 (西暦表示) (西暦表示をとくとその年の誕生日)													
年 月 日													
現 住 所													
□ ()													
<p>(被検者記入)</p> <p>1. 肢 力</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">握 固 握 力 (握力 指握力)</td> <td style="width: 50%;">左 ()</td> </tr> <tr> <td colspan="2">右 ()</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">回転 ()</td> </tr> </table>				握 固 握 力 (握力 指握力)	左 ()	右 ()		回転 ()					
握 固 握 力 (握力 指握力)	左 ()												
右 ()													
回転 ()													
<p>2. 色 見</p> <p>正 常 パホルD-15 (Pass - Fail) そ の 他 ()</p>													
<p>3. 听 力</p> <p>5 mの語音聽覚の判定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">可</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">不可</td> </tr> </table>				可	不可								
可	不可												
<p>4. 疾 病</p> <p>疾病の有無</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">有</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">無</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">有 無</td> </tr> </table>				有	無	有 無							
有	無												
有 無													
<p>5. 身体的機能の障害</p> <p>(1) 本項検査結果の有無</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">障 害 の 内 容 及 び 程 度</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">有 無</td> </tr> </table>				障 害 の 内 容 及 び 程 度		有 無							
障 害 の 内 容 及 び 程 度													
有 無													
<p>握 力 (手筋に障害のある者のみ記入)</p>		左 kg	右 kg										

1

第9号様式（第11条関係）



備考 用紙は日本産業規格乙1583「印刷用粘着用紙」とする。

第10号様式（第37条関係）

海 技 試 驗 申 請 書

(日本産業規格A列4番)

第13号様式(第62条関係) (昭32運令34・全改、昭和運令62、昭40運令42、昭50運令12・一部改正、昭58運令20・旧第5号様式欄下一部改正、昭59運令18・平元運令24、平9運令78・平14運令79一部改正、平16運令27・旧第14号様式欄上一部改正)

欠員届出書

下記船舶は、航行中に船舶職員に欠員を生じたので船舶職員及び小型船舶操縦者法第19条第2項の規定により届出します。

年月日

届出者氏名又は名称

現住所

地方運輸局長般
運輸監理部長

船舶名	総トン数及び推進機関の出力	船舶、推進機関及び無線設備の種類並びに船舶の用途	航行区域又は從業区域	船舶所有者の氏名又は名称
欠員発生の時期 欠員発生の事由			欠員発生の地点	
欠員の状態	職	名	資	格
欠員				
欠員を生じた部門の海技士				
その後の航 海の大要 欠員補充の見込み				
その他				

(注)

- 令附則第2項の規定により旧乗組み基準により船舶職員を乗り組ませている漁船にあっては、「航行区域又は從業区域」欄に從業制限を付記すること。
- 「欠員を生じた部門の海技士」の欄には、欠員となつた者の所属する部門の海技免状を受有する者の職名及び海技免状の種類を記載すること。
- 「その後の航路の大要」の欄には、寄港地、目的地、所要航海日数及び航海終了予定日を記載すること。
- 「欠員補充の見込み」の欄には、補充できる日時及び地名、補充できないときはその事由を詳細に記載すること。
- 「その他」の欄には、実習生又は旅客の員数等を記載すること。

特例許可申請書

船舶職員及び小型船舶操縦者法第20条第1項(第23条の36第1項)の規定による乗組み基準(乗船基準)によらないことの許可を受けたいので、下記により申請します。

年月日

申請者氏名又は名称

現住所

国土交通大臣
地方運輸局長(領事官)般
運輸監理部長

船舶名	総トン数及び推進機関の出力	船舶、推進機関及び無線設備の種類	航行区域又は從業区域	船舶所有者の氏名又は名称
申請事由				
指定を受けようとする船舶職員(小型船舶操縦者) (小型船舶操縦者)及びその資格	船舶職員(小型船舶操縦者)	海技士(小型船舶操縦士)の資格		

(注)

- 「申請事由」欄は、できるだけ詳細に記入すること。
 - 特殊の構造又は装置を有する場合にあっては、その構造又は装置の概要を記載すること。この場合には、実際に航行しようとする区域及び当該船舶の有する船舶検査証書の有効期間満了の日を付記すること。
 - 航海の態様が特殊である場合にあっては、その航海の態様の概要を記載すること。この場合には、例えば、他船に随伴して航行する場合には、その母船の船種、船舶名、総トン数、航行区域又は從業区域、実際に航行しようとする区域及び期間等参考となる事項を付記すること。
 - 入漁し、又は修繕のため係留する場合にあっては、その期間を付記すること。
 - 基地漁業の場合にあっては、根拠地の名称、採漁の範囲及び期間その他操業の態様等を記載すること。

(5) 日本船舶を所有することができない者に貸し付けられた日本船舶に、
条約の締約国が発給した条約に適合する資格証明書を受有する者が乗り
組むこととされている場合にあっては、当該船舶を借り入れた期間、当
該船舶に乗り組むこととされている者が受有する資格証明書を発給した
国名及び資格証明書の種類を記載すること。

2 船舶職員（小型船舶操縦者）の省略を申請しようとするときは、「船舶職員（小型船舶操縦者）」欄に船舶職員名（小型船舶操縦者）及び省略の理由を記載すること。

理由を記載すること。

3 令附則第2項の規定により旧組み基準により船舶職員（小型船舶操縦者）を乗組ませている漁船にあっては、「航行区域又は従業区域」欄に従業制限を付記すること。

第15号様式（第65条の2、第65条の6関係）

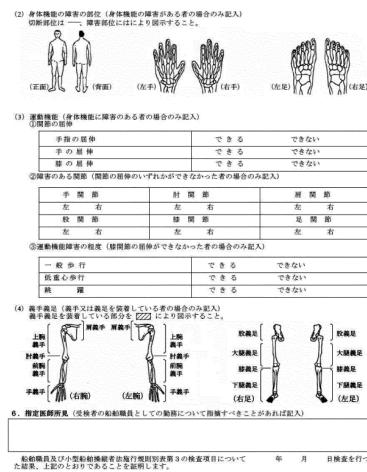
第15号様式(第65条の2、第65条の6関係)

(日本産業規格A4列4番)

① <input type="checkbox"/> 純約国籍持者有否承認申請書	<input type="checkbox"/> 登録事項(承認証)訂正申請書	<input type="checkbox"/> 承認証再交付申請書																
〔契約国持続者有無を表明せしめたい〕 下記のおり、訂正(変更)がおこなひたて 届出書類を添えて申請します。																		
〔承認証の再交付、下記事項により 国土交通大臣 聲 年 月 日																		
② 日本(変更)項目 <input type="checkbox"/> 姓 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 本籍又は国籍 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 再交付事由 <input type="checkbox"/> 滞失 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 滞失 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 遺失 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他																		
④ 許諾者名																		
⑤ 職住所	〒 () TEL ()																	
⑥ 出生年月日 <input type="checkbox"/> 年(西暦) <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 令 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 本籍又は国籍 <input type="checkbox"/> 本籍コード <input type="checkbox"/> 国籍コード																		
⑦ 水路登録番号	申請年月日 <input type="checkbox"/> 年(西暦) <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日																	
⑧ <input type="checkbox"/> 本籍での水路試験の 受取の有無 希望する試験範囲 <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特種																		
締 約 國 資 格 証 明 書 記 載 事 項																		
⑨ 证明書番号																		
⑩ 証明書における 船舶乗組範囲																		
⑪ 航走事項 <input type="checkbox"/> トン数 <input type="checkbox"/> 被開示出力 <input type="checkbox"/> 航行区域 <input type="checkbox"/> その他の兩方 <input type="checkbox"/> 無規定																		
⑫ 乗組船名 <input type="checkbox"/> 船名コード <input type="checkbox"/> 有効期間満了日 <input type="checkbox"/> 年(西暦) <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日																		
変 更 又 は 着 附 事 項																		
氏 名	出生の年月日	本籍又は国籍	その他															
旧・姓																		
新・正																		
官 用 種																		
登録番号			承認を受けたことの有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無															
船舶乗組範囲	<table border="1"> <tr> <td>OCEAN-GOING AREAS</td> <td>GREATER-COASTING AREA</td> <td>COASTING AREAS</td> </tr> <tr> <td>DRAFT: HEIGHT DEPART: HEIGHT TO: KW</td> <td>DRAFT: HEIGHT DEPART: HEIGHT TO: KW</td> <td>DRAFT: HEIGHT DEPART: HEIGHT TO: KW</td> </tr> <tr> <td>GRACE TON:NW</td> <td>DEPART: HEIGHT TO: KW</td> <td>DEPART: HEIGHT TO: KW</td> </tr> <tr> <td>GRAN TON:NW</td> <td>DEPART: HEIGHT TO: KW</td> <td>DEPART: HEIGHT TO: KW</td> </tr> <tr> <td>GRAN TON:NW</td> <td>DEPART: HEIGHT TO: KW</td> <td>DEPART: HEIGHT TO: KW</td> </tr> </table>			OCEAN-GOING AREAS	GREATER-COASTING AREA	COASTING AREAS	DRAFT: HEIGHT DEPART: HEIGHT TO: KW	DRAFT: HEIGHT DEPART: HEIGHT TO: KW	DRAFT: HEIGHT DEPART: HEIGHT TO: KW	GRACE TON:NW	DEPART: HEIGHT TO: KW	DEPART: HEIGHT TO: KW	GRAN TON:NW	DEPART: HEIGHT TO: KW	DEPART: HEIGHT TO: KW	GRAN TON:NW	DEPART: HEIGHT TO: KW	DEPART: HEIGHT TO: KW
OCEAN-GOING AREAS	GREATER-COASTING AREA	COASTING AREAS																
DRAFT: HEIGHT DEPART: HEIGHT TO: KW	DRAFT: HEIGHT DEPART: HEIGHT TO: KW	DRAFT: HEIGHT DEPART: HEIGHT TO: KW																
GRACE TON:NW	DEPART: HEIGHT TO: KW	DEPART: HEIGHT TO: KW																
GRAN TON:NW	DEPART: HEIGHT TO: KW	DEPART: HEIGHT TO: KW																
GRAN TON:NW	DEPART: HEIGHT TO: KW	DEPART: HEIGHT TO: KW																
米認証証の有無			承認交付年月日 <input type="checkbox"/> 年(西暦) <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日															

第15号様式の2（第65条の2関係）（日本産業規格A列4番）
総合国格受者身体検査証明書

（申請者記入） 氏名（ふりがな） 出生年月日 性別 年月日 現住所	性別 男 女 出生年月日 性別を定めようとする機関名 年月日 現住所
□ ()	
（※ 身体検査結果を記入する欄）	
1. 験 測 量 （左側正側） 1. 高さ90cm 2. 幅90cm 3. 深幅、正面二点式	
2. 重 量 正 実 パネルD-15 (Pax · Fall) その他の ()	
3. 強 力 5mの握拳圖の差別 可 不可	
4. 疾 病 病名の有無 病名及び程度（疾患のある者の場合のみ記入） 動物への接觸 有 無 有 無	
5. おもな障害の報告 (1) おもな障害の障害の有無 身体機能の障害の有無 障害の内容及び程度 有 無	
握力（手筋に障害のある者の場合のみ記入） 左 kg 右 kg	

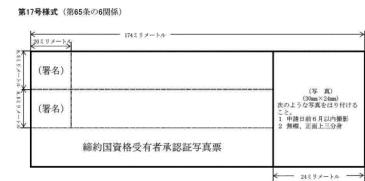


第16号様式（第六五条の5関係） (表)

<p>船舶機員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第18号）第23条 第7項において準用する第2条第1項の規定により交付する。</p> <p>This Certificate is issued in accordance with the provision of paragraph 1, Article 7 of the Law for Ships' Officers and Boats' Operators, 1951 which apply mutatis mutandis pursuant to paragraph 7, Article 23 of the said Law.</p> <p style="text-align: center;">國土交通大臣 印 Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism</p>	<p>船舶機員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第18号）第23条 第7項において準用する第2条第1項の規定により交付する。</p> <p>This Certificate is issued in accordance with the provision of paragraph 1, Article 7 of the Law for Ships' Officers and Boats' Operators, 1951 which apply mutatis mutandis pursuant to paragraph 7, Article 23 of the said Law.</p> <p style="text-align: center;">國土交通大臣 印 Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism</p>
<p>148.5ミリメートル</p> <p>297ミリメートル</p> <p>148.5ミリメートル</p>	

第16号様式（第六五条の5関係） (裏)

<p>登録番号 Certificate No. <input type="text"/> 登録年月 Date of recognition <input type="text"/> 氏名 (性別) Name (Sex) <input type="text"/> 誕生日 Date of birth <input type="text"/> 経営又は所属する船舶又は運航機関の登録番号或いは登録船籍港 Nationality <input type="text"/> 登録船籍港登録番号 Date of registration of ship or vessel <input type="text"/> 登録船籍港登録日登録船籍港有効期間満了日 Date of expiry <input type="text"/></p> <p>受取納約資格証明書 Certificate issued by a party to the STCW Convention <input type="text"/></p> <p>委任状 Issuing party <input type="text"/> 登録番号 Certificate No. <input type="text"/> 該登録番号に付する就業能力 Authorized capacity <input type="text"/> 有効期間満了日 Date of expiry <input type="text"/></p> <p>船舶機員及び小型船舶操縦者法第23条第1項の規定により、上記の者が船舶機員になることを承認する。 It is hereby recognized that the above-mentioned person may serve as Ship's Officer in the following capacity in accordance with the provision of paragraph 1, Article 23 of the Law for Ships' Officers and Boats' Operators, 1951.</p> <p>就業資格範囲 Authorized capacity <input type="text"/> LIMITATIONS APPLYING <input type="text"/></p> <p>備考 Note 有効期間内であっても、該約資格証明書が效力を失ったときには、この承認も效力を失う。 If the above-mentioned certificate issued by the party expires, this certificate shall also expire in spite of the available period of it.</p>	<p>JAPAN</p> <p>ENDORSEMENT ATTESTING THE RECOGNITION OF A CERTIFICATE UNDER THE PROVISIONS OF THE INTERNATIONAL CONVENTION ON STANDARDS OF TRAINING, CERTIFICATION AND WATCHKEEPING FOR SEAFARERS, 1978, AS AMENDED</p> <p>The Government of JAPAN certifies that Certificate No. <input type="text"/> issued to <input type="text"/> by or on behalf of the Government of <input type="text"/> is duly recognized in accordance with the provisions of regulation 1/10 of the above Convention, as amended, until <input type="text"/></p> <p>The lawful holder of this endorsement may serve in the following capacity or capacities specified in the applicable safe manning requirements of the Administration:</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>CAPACITY</th> <th>LIMITATIONS APPLYING</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> </tbody> </table> <p>Note</p> <p>Endorsement No. <input type="text"/> issued on <input type="text"/></p> <p>國土交通大臣 印 Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism</p> <p>The original of this endorsement must be kept available in accordance with regulation 1/2, paragraph 11, of the Convention while serving on a ship. Date of birth of the holder of the certificate: <input type="text"/> Signature of the holder of the certificate: <input type="text"/></p>	CAPACITY	LIMITATIONS APPLYING	<input type="text"/>	<input type="text"/>
CAPACITY	LIMITATIONS APPLYING				
<input type="text"/>	<input type="text"/>				
<p>148.5ミリメートル</p> <p>297ミリメートル</p> <p>148.5ミリメートル</p>					



当紙は日本産業規格乙103「印刷用紙審用紙」とする。

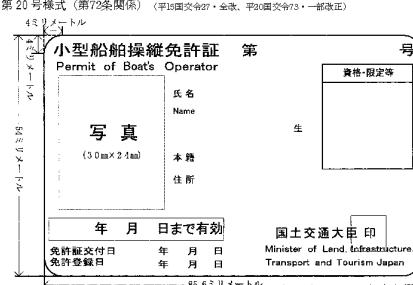
操縦免許申請書 (日本産業規格A列4番)

08

① 資格種別等		② 試験事務所番号		③ 試験ID ("0"を記入してください)		④ 受験番号																																	
<input type="checkbox"/> 特定	<input type="checkbox"/> 許可	<input type="checkbox"/> 特定	<input type="checkbox"/> 一般	<input type="checkbox"/> 一般	<input type="checkbox"/> 一般	<input type="checkbox"/> 一般	<input type="checkbox"/> 一般																																
<input type="checkbox"/> 一級	<input type="checkbox"/> 二級	<input type="checkbox"/> 一級	<input type="checkbox"/> 二級等	<input type="checkbox"/> 一級	<input type="checkbox"/> 二級等	<input type="checkbox"/> 一級	<input type="checkbox"/> 二級等																																
<input type="checkbox"/> 漢字	<input type="checkbox"/> カタカナ	<input type="checkbox"/> 漢字	<input type="checkbox"/> カタカナ	<input type="checkbox"/> 漢字	<input type="checkbox"/> カタカナ	<input type="checkbox"/> 漢字	<input type="checkbox"/> カタカナ																																
(注) 機械で読み込みますので、枠からはみ出ないよう明瞭に記入してください。																																							
<table border="1"> <tr> <td>⑤ 動機操縦者姓名</td> <td colspan="7">市外局番から区番まで記入してください。</td> </tr> <tr> <td>漢字</td> <td colspan="7">例: ジュン・ヨウ</td> </tr> <tr> <td colspan="8">(注) 氏名と姓は1文字づけて、複数体で記入してください。</td> </tr> </table>								⑤ 動機操縦者姓名	市外局番から区番まで記入してください。							漢字	例: ジュン・ヨウ							(注) 氏名と姓は1文字づけて、複数体で記入してください。															
⑤ 動機操縦者姓名	市外局番から区番まで記入してください。																																						
漢字	例: ジュン・ヨウ																																						
(注) 氏名と姓は1文字づけて、複数体で記入してください。																																							
<table border="1"> <tr> <td>⑥ 申込者住所</td> <td colspan="7">電話番号</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td colspan="7"></td> </tr> <tr> <td colspan="8">(注) 出生年月日</td> </tr> <tr> <td>西暦</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table>								⑥ 申込者住所	電話番号							都道府県								(注) 出生年月日								西暦	年	月	日				
⑥ 申込者住所	電話番号																																						
都道府県																																							
(注) 出生年月日																																							
西暦	年	月	日																																				
<table border="1"> <tr> <td>⑦ 出生年月日</td> <td colspan="7">出生年月日を記入してください。月日が1桁の場合は1位に"0"を記入してください。</td> </tr> <tr> <td>西暦</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table>								⑦ 出生年月日	出生年月日を記入してください。月日が1桁の場合は1位に"0"を記入してください。							西暦	年	月	日																				
⑦ 出生年月日	出生年月日を記入してください。月日が1桁の場合は1位に"0"を記入してください。																																						
西暦	年	月	日																																				
<table border="1"> <tr> <td>⑧ 国籍</td> <td colspan="7">登録する枠内に印を記入してください。</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>米国</td> <td>英國</td> <td>フランス</td> <td>西独</td> <td>東独</td> <td>蘇聯</td> <td>中国</td> </tr> <tr> <td colspan="8">(注) 免許登録者は必ず登録する国を記入してください。</td> </tr> </table>								⑧ 国籍	登録する枠内に印を記入してください。							日本	米国	英國	フランス	西独	東独	蘇聯	中国	(注) 免許登録者は必ず登録する国を記入してください。															
⑧ 国籍	登録する枠内に印を記入してください。																																						
日本	米国	英國	フランス	西独	東独	蘇聯	中国																																
(注) 免許登録者は必ず登録する国を記入してください。																																							
<table border="1"> <tr> <td>⑨ 登録者本籍地名</td> <td colspan="7">登録する枠内に印を記入してください。</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td colspan="7"></td> </tr> </table>								⑨ 登録者本籍地名	登録する枠内に印を記入してください。							都道府県																							
⑨ 登録者本籍地名	登録する枠内に印を記入してください。																																						
都道府県																																							
<table border="1"> <tr> <td>⑩ 登録有効期限</td> <td colspan="7">登録有効期限</td> </tr> <tr> <td>登録年月日</td> <td>登録年月日</td> <td>登録年月日</td> <td>登録年月日</td> <td>登録年月日</td> <td>登録年月日</td> <td>登録年月日</td> <td>登録年月日</td> </tr> </table>								⑩ 登録有効期限	登録有効期限							登録年月日	登録年月日	登録年月日	登録年月日	登録年月日	登録年月日	登録年月日	登録年月日																
⑩ 登録有効期限	登録有効期限																																						
登録年月日	登録年月日	登録年月日	登録年月日	登録年月日	登録年月日	登録年月日	登録年月日																																
<table border="1"> <tr> <td>登録免許税</td> <td colspan="7">登録免許税</td> </tr> <tr> <td>登録年月日</td> <td>登録年月日</td> <td>登録年月日</td> <td>登録年月日</td> <td>登録年月日</td> <td>登録年月日</td> <td>登録年月日</td> <td>登録年月日</td> </tr> </table>								登録免許税	登録免許税							登録年月日	登録年月日	登録年月日	登録年月日	登録年月日	登録年月日	登録年月日	登録年月日																
登録免許税	登録免許税																																						
登録年月日	登録年月日	登録年月日	登録年月日	登録年月日	登録年月日	登録年月日	登録年月日																																
<p>(注意) 1. 登録免許税は納付書により納付して下さい。 2. ※印欄は記入しないで下さい。 3. 減失により現有する免許證(免状)を添付できない者は、その事實を証明する書類を添付して下さい。</p>																																							

第19号様式（第70条関係）

第20号様式（第72条関係）



第22号様式(第80条規制)

選舉免許証更新申請書(裏)

13

氏名	氏名、本籍の都道府県名又は国籍に変更があった方は、以下の欄に変更前の内容を記入して下さい。																			
氏名に変更があった方																				
ふりがな																				
カタカナ																				
(性)姓氏																				
漢字																				
(注)漢字とカタカナは必ず記入して下さい。音読みで記入しても可。																				
本籍の都道府県名に変更があった方																				
日本語																				
(漢)																				
国籍に変更があった方																				
日本語																				
(英)																				
(注意)																				
1. 氏名、本籍の都道府県名又は国籍に変更があった場合 は、上記欄に、戸籍登録事務局別記又は土管の転出がある旨の民謡の写しを添付して下さい。なお、外國の方は運輸省等に問い合わせ下さい。 2. 目次に記載された番号は、住民票の写しその他住所を記載する必要がある場合は郵便にて下さい。																				

第23号様式（第80条、第85条、第99条関係）（日本産業規格A列4番）

小型船舶操縦士身体検査証明書

(申請者記入) 姓 名 (ふりがなを付けて下さい) 生 年 月 日 (西暦表示) 年 月 日 職 業		性 別 男 女	(写 真) 次のようないずれかの写真をはり付けること。 1. 幅5cm×3cm 2. 幅5cm×2cm 3. 幅5cm×2.5cm 4. 幅5cm×3.5cm 5. 幅5cm×4cm	
□ ()				
(医師又は検査員記入) 1. 亂 癪 (膿) 正 で 可 左 右				
(職業として選ばれた本業の場合は記入) 左 右				
(医師又は検査員記入) 2. 亂 癪 (膿) 正 方				
3. 亂 癪 (膿)		5cm×5cm以内の写真 上側のものは認可申請手続について不可の者へは該欄の書類 (医師の意見付の場合は記入)		
4. 亂 癪 (膿) 有無 痘毛及び皮膚 (疾患のおとる者の場合のみ記入)		表面への支障 有 無 有 無		
5. 身体機能の検査 (1) 身体機能の検査の結果 各肢機能の障害の有無		握 痛 の 内 容 有 無		
5. 身体機能の検査 (1) 身体機能の検査の結果 各肢機能の障害の有無		握 痛 の 内 容 有 無		
握力 (両手の平均に障害の本を含む場合のみ記入)		左 kg	右 kg	

(2) 身体機能の障害の部位 (身体機能の障害がある者の部位のみ記入)
四肢部位は により囲むすること。

(3) 身体機能の障害 (身体機能に障害のある者の部位のみ記入)

①四肢の屈伸	
手 指 の 屈 伸	で き る
腕 の 屈 伸	で き る
膝 の 屈 伸	で き る
足 の 屈 伸	で き る

②四肢の筋肉 (四肢の筋肉のうちで最も弱い筋肉の部位のみ記入)

左	右	左	右	左	右
左 国	右 国	左 関節	右 関節	左 関節	右 関節
左 膝	右 膝	左 関節	右 関節	左 関節	右 関節

(4) 足や指足 (脚手又は脚趾を障害している者の部位のみ記入)
脚手足を障害している部位を により囲むすること。

(5) 脊椎又は神経系障害 (受検者の小型船舶操縦士としての兼用又は連続について指摘すべきことがあれば記入)



検査項目及び小型船舶操縦士としての兼用又は連続について指摘すべきことがあれば記入

年 月 日検査を行った結果、上のとおりであることを説明します。

医師又は検査員の氏名

正側面又は背面又は腰椎部の名前

所在場所及び最終先

第24号様式(第85条、第86条各図面)

(日本産業規格A4番)

14

操縦免許証再交付申請書

下記事項により、操縦免許証の再交付を弊社へお申しつけ下さい。

□ 未登録	□ 登録済み
運転免許証の登録状況	
□ 一般	□ 特別
□ 普通	□ 初回
□ 車両	□ 駐車場

登録済みの場合は、登録料金を支払って下さい。
 一般 特別 普通 駐車場

□ 未登録	□ 登録済み
運転免許証の登録状況	
□ 一般	□ 特別
□ 普通	□ 初回
□ 車両	□ 駐車場

登録済みの場合は、登録料金を支払って下さい。
 一般 特別 普通 駐車場

登録済みの場合は、登録料金を支払って下さい。

(第1回の更新)
 1. 本欄に記載の個人情報と、運転免許証に記載されたもの
 の個人情報を一致するものと認められたもの。
 2. 第45回登録料金と第35回登録料金
 3. 第45回登録料金と第35回登録料金(車両登録料金を除く)の
 4. 駐車場登録料金

43

写真

(注) 機種ごとに記入しますので、枠からはみ出ないよう明確に記入して下さい。変更があった場合は裏面も忘れず記入して下さい。

□ 未登録	□ 登録済み
運転免許証の登録状況	
□ 一般	□ 特別
□ 普通	□ 初回
□ 車両	□ 駐車場

登録済みの場合は、登録料金を支払って下さい。
 一般 特別 普通 駐車場

□ 未登録	□ 登録済み
運転免許証の登録状況	
□ 一般	□ 特別
□ 普通	□ 初回
□ 車両	□ 駐車場

登録済みの場合は、登録料金を支払って下さい。
 一般 特別 普通 駐車場

□ 未登録	□ 登録済み
運転免許証の登録状況	
□ 一般	□ 特別
□ 普通	□ 初回
□ 車両	□ 駐車場

登録済みの場合は、登録料金を支払って下さい。
 一般 特別 普通 駐車場

□ 未登録	□ 登録済み
運転免許証の登録状況	
□ 一般	□ 特別
□ 普通	□ 初回
□ 車両	□ 駐車場

登録済みの場合は、登録料金を支払って下さい。
 一般 特別 普通 駐車場

□ 未登録	□ 登録済み
運転免許証の登録状況	
□ 一般	□ 特別
□ 普通	□ 初回
□ 車両	□ 駐車場

登録済みの場合は、登録料金を支払って下さい。
 一般 特別 普通 駐車場

□ 未登録	□ 登録済み
運転免許証の登録状況	
□ 一般	□ 特別
□ 普通	□ 初回
□ 車両	□ 駐車場

登録済みの場合は、登録料金を支払って下さい。
 一般 特別 普通 駐車場

□ 未登録	□ 登録済み
運転免許証の登録状況	
□ 一般	□ 特別
□ 普通	□ 初回
□ 車両	□ 駐車場

登録済みの場合は、登録料金を支払って下さい。
 一般 特別 普通 駐車場

□ 未登録	□ 登録済み
運転免許証の登録状況	
□ 一般	□ 特別
□ 普通	□ 初回
□ 車両	□ 駐車場

登録済みの場合は、登録料金を支払って下さい。
 一般 特別 普通 駐車場

□ 未登録	□ 登録済み
運転免許証の登録状況	
□ 一般	□ 特別
□ 普通	□ 初回
□ 車両	□ 駐車場

登録済みの場合は、登録料金を支払って下さい。
 一般 特別 普通 駐車場

□ 未登録	□ 登録済み
運転免許証の登録状況	
□ 一般	□ 特別
□ 普通	□ 初回
□ 車両	□ 駐車場

登録済みの場合は、登録料金を支払って下さい。
 一般 特別 普通 駐車場

□ 未登録	□ 登録済み
運転免許証の登録状況	
□ 一般	□ 特別
□ 普通	□ 初回
□ 車両	□ 駐車場

登録済みの場合は、登録料金を支払って下さい。
 一般 特別 普通 駐車場

□ 未登録	□ 登録済み
運転免許証の登録状況	
□ 一般	□ 特別
□ 普通	□ 初回
□ 車両	□ 駐車場

登録済みの場合は、登録料金を支払って下さい。
 一般 特別 普通 駐車場

□ 未登録	□ 登録済み
運転免許証の登録状況	
□ 一般	□ 特別
□ 普通	□ 初回
□ 車両	□ 駐車場

登録済みの場合は、登録料金を支払って下さい。
 一般 特別 普通 駐車場

□ 未登録	□ 登録済み
運転免許証の登録状況	
□ 一般	□ 特別
□ 普通	□ 初回
□ 車両	□ 駐車場

登録済みの場合は、登録料金を支払って下さい。
 一般 特別 普通 駐車場

□ 未登録	□ 登録済み
運転免許証の登録状況	
□ 一般	□ 特別
□ 普通	□ 初回
□ 車両	□ 駐車場

登録済みの場合は、登録料金を支払って下さい。
 一般 特別 普通 駐車場

□ 未登録	□ 登録済み
運転免許証の登録状況	
□ 一般	□ 特別
□ 普通	□ 初回
□ 車両	□ 駐車場

登録済みの場合は、登録料金を支払って下さい。
 一般 特別 普通 駐車場

(注意)
 1. 本欄に記載事項に誤りがある場合は、
 2. 本欄は記入しないで下さい。
 3. 本名、住所、本籍の登録番号又は登録番号に変更があった場合は、裏面に変更後の登録番号を記入して下さい。
 4. 本欄に記載事項に誤りがある場合は、それを裏面に記入して下さい。

納	付	書
年 月 日		
申 請 者 氏 名 現 住 所		
下記の申請について手数料（登録免許税）を納付します。		
<p>1. 中請に係る資格（締約国 　資格受有者承認）の種別</p> <p>2. 中請事項</p> <p>3. 金額</p>		
<input type="checkbox"/> 収入印紙又は領収証書		
<p>備考：収入印紙又は領収証書の欄には、印紙納付をする場合は収入印紙を左側から横次にり付け、現金納付をした場合は当該納付に係る領収証書の上辺をはり付けること。</p>		